

# 日本資本主義確立期における三井物産会社の發展

松 元 宏

- 一 明治三〇年代三井物産会社發展の諸様相
  - 1 商品取扱高の増加
  - 2 輸出入貿易における独占的地位
  - 3 海外市場の地域性と海外支店網の拡大
  - 4 主要勘定の動きと利益金の増大
- 二 主要商品売上の拡大とその特質
  - 1 石炭
  - 2 棉花
  - 3 綿糸ならびに生糸
- 三 「総合」商社への發展
  - 1 商品流通の独占と生産の組織化
  - 2 資金需要の拡大と自己資金の著増

日清戦後、三井財閥における三大直轄事業（三井鉱山・三井物産・三井銀行）の發展はめざましく、各事業の有機的結合はいっそう深められていった。そして各事業への投資は、それぞれ生産・流通・金融の場で機能する資本でありながら、財閥資本として統一的に把握しなければ理解しえない運動を展開していったのである。この過程について筆者は、すでに別稿<sup>(1)</sup>によって報告し、財閥資本の形成を三井財閥の資本蓄積基盤の在り方ならびに資本蓄積の特質が定着する過程を通じて論証しえたと思う。

本稿は、この別稿論文を受けて財閥資本形成の中核体の一つとなった三井物産会社について、日清戦後の發展過程と資本蓄積の特質とを説明することを狙いとしている。この時期の三井財閥について、具体的な分析をおこなったものに

加藤幸三郎氏の諸論稿<sup>(2)</sup>があり、筆者は多くの点で氏の業績に学ばせていただいたが、筆者の見解は基本的なところで氏の見解と異なっている。それは、加藤氏が三井財閥の基盤を三井鉱山の石炭業中心に捉えて、石炭と鉄との結合により財閥資本が代表的産業資本へ発展する過程を考えるのにならして、筆者は、その基盤が三井鉱山・三井物産・三井銀行の有機的な結合と統一にあると考え、その連結の中核には三井鉱山というよりはむしろ三井物産が位置するとし、かかる財閥資本そのものを日本型独占資本として措定する点である。また、分析に使った氏と共通するいくつかの資料について、氏とその評価を異にするものがある。この点も含めて、加藤氏の見解の検討と筆者の意見については近い機会に明らかにしたいと考えるが、さしあたり別稿ならびに本稿を氏の論稿と対照していただければ幸いである。

なお、本稿の分析対象とした時期は日清戦後から日露戦争までであるが、とくに明治三〇年代前半に焦点をあてた。三井物産の海外市場拡大の実態、日本の対外進出における尖兵としての役割、さらに海外投資の問題等の検討は、本稿では筆者の力が及ばなかった。これらの問題は、三井物産の活動において対中国進出が一段と顕著になる日露戦後に於いて検討するとき、その段階との関連で追求したいと考えている。

(1) 拙稿「日本帝国主義成立期における財閥資本の形成」(『歴史学研究』一九七三年度大会報告別冊特集)

(2) 加藤幸三郎「三井財閥の形成と日本帝国主義」(高橋幸八郎編『日本近代化の研究下』東京大学出版会一九七二年)他。

## 一 明治三〇年代三井物産会社発展の諸様相

三井家の別事業として明治九(一八七六)年設立された三井物産会社は、明治二五年四月になって三井家大元方直轄事業として回収された。ここに三井物産は、以後の「総合」商社への発展の基礎を築くと同時に、改めて三井財閥の直

轄事業の一部門を担い、三井資本増殖の主要な蓄積基盤を形成することになった。この時期に三井物産は、貸金・債権等の整理、所有鉱山の新設三井鉱山会社への移譲をおこない、依託販売業（いわゆるコミッションエージェンシー）とくに外国貿易を中心としたそれへの專業化を図り、日本資本主義の発展に対応した事業活動を開始することになった。たとえば、明治二五年末、事業の転換と拡大とに迫られて三井家大元方に三井物産から提出された増資要請の「上申書」<sup>(1)</sup>は、その間の事情をよく物語っている。

上申書

明治九年七月当会社ヲ創業シテ以来当社ノ主眼トセシ商務ハ陸軍省大藏省鉱山寮其他諸官省ノ御用物品売買ノ取扱ニシテ凡ソ是等ノ売買手数料ヲ以経費相償収支相立候義ニ付素ヨリ資本金ヲ仰クノ必要モ無ク十有幾年ノ久シキ無資本ニテ營業致来リ候得共時世ノ變遷ニ從ヒ去ル明治十八年以來漸次御用物品之取扱モ通減シ来リ現ニ陸軍省ノ如ハ御用物品ノ製造所ヲ設立セラレ又大藏省ニ至リテモ累年經營アリシ輸出米ノ事業ヲ全廢セラレ又鉱山寮ノ如モ三池炭山ノ払下ケト共ニ其跡ヲ絶チタレバ実ニ明治廿二年以後ハ当初主眼トシタル商務モ殆ト皆無ニ帰シタリ然レトモ能ク世ト推移シ時機ヲ察シテ方向ヲ愆ラサラント期スレハ商家ノ要訣ナルヲ以テ当社ノ如モ明治十八年以來偏ニ民間有利ノ商務ニ着眼シ徐クニ将来ノ大計ヲ施シタレハ内外共ニ漸次地歩ヲ固メ終ニ今日ニ至リテハ当初主眼トセシ商務ノ皆無トナリシニ拘ハラズ別紙明治廿六年度ニ於ケル予算書之通凡式拾万円ノ純益ハ相生シ可申地位ニ進ミ来リ申候斯ク迄当社ノ地歩ヲ固メ来リタルモ元來無資本ヲ以テ立シモノナレバ創業以來昨廿四年迄ニ積立タル利益金七拾四万円余ハ亦之ニ対比スヘキ損失金アリテ差引殆ト無物ニ帰シ運用資本金トシテ借入レタル金額式百拾四万円余ノ他償ヲ負フノ不得止ニ至レリ惣シテ是等ノ他借ハ皆利附ノモノニシテ平均年九朱ノ利足ヲ支払ハサルヲ得サルヲ以テ此利金合計拾九万式千円余ト相成申候者此内各荷主又ハ当社ニ対スル負債人ヨリ収入スヘキ利子金九万式千円余有之候ニ付差引当金拾万円ノ利益ハ収メ得ヘキ見込ニ御座候得共前述ノ如ク多分ノ運用資本金ヲ他借シ商務ノ經營ニ当リ候テハ其間ノ困難実ニ言フ可ラサルモノ有之是ハ別紙ニ記載候通商用ノ為ニ要スル不動産及諸株金船舶又ハ貸金等ニテ百四拾万円余ハ固定資本ト相成居候義旁ニ付今後當会社業務經營ニ当リテハ是非資本金トシテ金百五拾万円注入相成候様御詮議相成度此段上申仕候也

明治廿五年十二月廿六日

三井物産会社元方

三井組大元方御中

明治二六（一八九三）年七月、三井物産は商法の施行にともない合名会社となり、資本金一〇〇万円を設定して新発足した。以後明治四二（一九〇九）年さらに株式会社へ改組されるまで、三井物産の事業はいちじろしい拡大と発展を遂げ、三井財閥の中核体に成長していったのである。それではまず、合名会社時代における三井物産の事業拡大の様相を明らかにすることから始めよう。

### （一）三井文庫収蔵北家書類

#### 1 商品取扱高の増加

第一表三井物産会社商品取扱高推移 資料の欠如によって明治三〇年以前の累年統計が得られないため、明治三〇（一八九七）年以降の推移を示した表である。ただ、明治二〇年代については、明治二四年に当時の三井物産会社社長益田孝が三井家大元方へ提出した「物産会社営業実況報告并意見書」<sup>①</sup>によって、明治二三年の概況を知ることができ、それによると、明治二三年中の総取扱高は一八四六万六四三七円となっている。この時点を起点にすると明治三〇年の総取扱高は約三倍に増加している。また、明治三〇年を起点に明治四三年の総取扱高をみると約五倍に増加している。明治二三年にくらべると一五倍である。三井物産がこの時期を通じて、その商品取扱高を飛躍的に増加させたことは明瞭である。そして、この激増の状況から三井物産の事業拡大が日清・日露の両戦争を跳躍台にしてなされたことも疑いないところである。もちろん、この飛躍が戦争期の僥倖を得るだけにとどまらず、戦後において一階梯上った規模の事業拡大を持続させたことに注目すべきである。このような意味からして、三井物産の事業拡大の実態を知り、飛躍

第1表 三井物産会社商品取扱高推移（1897～1910）

年 度	輸 出		輸 入		内 国 売 買		外 国 売 買		合 計
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	
明治 30	10,431	19.4	33,539	62.4	9,579	17.8	178	0.4	53,729
31	13,404	21.4	38,787	62.0	9,609	15.4	761	1.2	62,562
32	25,439	33.4	40,015	52.5	10,043	13.2	731	0.9	76,229
33	22,093	25.0	45,247	51.3	18,856	21.4	2,072	2.3	88,269
34	20,952	28.2	37,218	50.1	14,252	19.2	1,875	2.5	74,298
35	24,624	28.8	44,076	51.5	14,345	16.8	2,488	2.9	85,534
36	33,044	34.4	47,955	49.8	13,212	16.7	2,003	2.1	96,214
37	43,764	34.3	55,284	43.3	25,500	20.0	3,071	2.4	127,620
38	51,604	28.5	84,768	46.9	31,297	17.3	13,223	7.3	180,894
39	71,403	35.8	74,416	37.3	37,983	19.0	15,692	7.9	199,501
40	82,106	34.9	104,449	44.4	33,416	14.2	15,190	6.5	235,164
41	71,231	29.3	102,406	42.2	30,855	12.7	38,277	15.8	242,771
42	85,241	38.1	76,282	34.1	33,280	14.9	28,939	12.9	223,742
43	103,284	37.2	87,070	31.3	45,337	16.3	42,345	15.2	278,037

出所) 「三井物産株式会社沿革史」 編纂資料

注) 1000円未満切捨て。

の構造を解明するために、日清・日露両戦間期に分析の照準を絞ることは的を得た方法であらう。すなわち、三井物産は明治二〇年代後半から明治三〇年代後半へかけての一〇年間に、日清戦後の急速な拡大を定着させ、さらにその拡大を土台として日露戦後の飛躍を達成する諸条件を確定したと考えるからである。

ところで、念のために確認しておけば、三井物産において商品取扱高の推移は、事業の消長を知る最も直接的で有効な指標の一つであり、三井物産が営業方針としてのコミッションエージェンシーに徹すれば徹するほどこの意味合いは強くなるといつてよい。

つぎに、商品取扱いの種別についてみよう。まず、周知のことながら内国売買をのぞく輸出・輸入取扱高ならびに第三国間貿易による外国売買取扱高との合計が年々全体の約八〇パーセント以上を占め、三井物産の事業が外国貿易を主にして成立していることを示している。また、明治三〇年以降輸出取扱高の増加が他にくらべていちじるしく、明治四三年には明治三〇年にたいして約一〇倍に達している。その結果、輸出入取扱高におけるかつての不均衡は解消され、日露戦後の明治三〇年代後半になると両者の比重はほぼ相等しい状況となった。輸出に重点が置かれたこの時期の三井物産の事業拡大に留意する必要がある。さらに、外国売買という第三国間貿易の比重が日露戦後から急速に増えることも特徴的であり、その意味を検討しなければならない。

第二表三井物産会社商品別取扱高推移 明治三〇年以降において、三井物産会社の事業拡大がいかなる商品の取扱増加によって支えられていたか、この表から明らかであろう。さらに本表をもとにして、主要取扱商品の構成表を作成した(第三表)。この期間中、単品で取扱高合計の五パーセント以上を占めた商品は、石炭・棉花・綿糸・綿布・生糸・機械・鉄道用品・米・砂糖・大豆の一〇種類にすぎず、銅が一度だけ例外的に上っている。これら一〇商品の動きをみると、石炭・棉花・綿糸の三品が一貫して上位を占めて、代表的商品の地位にあることは明らかである。他に生糸が

第2表 三井物産会社商品別取扱高推移（1897～1910）

品目	年度														
	明治30	明治31	明治32	明治33	明治34	明治35	明治36	明治37	明治38	明治39	明治40	明治41	明治42	明治43	
石炭	4,631	9,244	10,203	13,125	17,678	16,809	19,308	22,097	26,024	34,072	31,963	30,686	29,965	32,601	
棉花	13,940	13,238	23,984	18,672	15,064	21,736	17,835	17,674	25,631	27,041	37,929	31,341	32,769	42,718	
綿糸	5,820	6,208	11,551	13,528	5,633	7,000	9,584	12,186	13,292	25,938	16,946	13,254	13,859	22,746	
綿布	395	1,408	914	1,598	1,175	2,151	2,159	3,763	8,382	5,415	10,489	10,687	10,924	15,630	
生糸	2,189	3,151	4,957	6,374	4,965	6,667	6,448	8,504	11,785	14,267	29,786	24,507	29,581	31,865	
米	2,420	9,505	4,771	1,863	1,592	3,770	9,742	11,664	5,576	9,620	15,014	10,728	4,195	4,831	
砂糖	319	830	2,770	4,861	5,577	5,053	6,161	7,243	10,370	11,303	8,178	12,682	14,084	18,027	
銅	251	296	230	320	297	378	1,715	5,220	20,562	7,607	3,241	3,313	2,507	2,465	
機械	8,099	3,420	2,455	2,238	3,884	1,920	1,876	2,959	7,389	4,699	9,080	21,899	14,523	14,984	
鉄道用品	4,510	5,312	2,385	5,855	3,035	2,511	3,579	—	4,906	4,536	11,063	21,530	3,689	4,536	
木材	—	—	—	—	25	361	534	805	3,304	4,269	4,126	4,942	5,517	5,048	
大豆	842	745	533	979	98	163	330	833	1,048	654	2,372	2,074	11,194	15,765	
豆粕	464	1,007	1,007	1,745	1,592	1,613	1,817	1,249	2,726	2,141	4,361	5,766	4,758	3,549	
羊毛・毛織物	907	1,198	1,844	3,403	2,084	1,940	1,439	5,931	8,238	5,625	3,677	2,354	3,265	3,128	
麦粉	—	—	45	247	312	203	181	478	858	2,812	3,543	3,195	1,619	2,776	
セメント	217	165	70	—	—	410	779	615	516	749	2,462	1,440	1,496	1,904	
樟腦	—	23	259	1,324	1,647	320	—	—	—	401	988	842	4,765	6,966	
燐寸	68	219	381	456	682	1,014	1,471	1,471	1,517	1,716	1,947	1,515	2,155	2,097	
煙草	—	—	—	—	—	—	194	938	1,634	2,732	2,517	1,537	837	—	
燐礦石	—	188	619	—	—	—	—	418	652	1,172	1,964	2,349	2,111	1,928	
その他	8,658	6,406	7,347	11,682	8,958	11,516	11,063	23,572	26,484	32,732	31,239	36,130	29,931	44,474	
合計	53,730	62,563	76,230	88,270	74,298	85,535	96,215	127,620	180,894	199,501	232,885	242,771	223,742	278,038	

出所）「三井物産株式会社沿革史」編纂資料  
注）単位1000円，未満切捨て。

第3表 主要取扱商品構成推移 (1897~1910)

年度	順位		第1位		第2位		第3位		第4位		第5位		第6位		第7位		第8位	
	品名	%	品名	%	品名	%	品名	%	品名	%	品名	%	品名	%	品名	%	品名	%
明治30	棉花	26	機械	15	綿糸	11	石炭	9	鐵道用品	8								
31	棉花	21	米	15	石炭	15	綿糸	10	鐵道用品	9	機械	6%	生糸	5%				
32	棉花	32	綿糸	15	石炭	13	生糸	7	米	6								
33	棉花	21	綿糸	15	石炭	15	生糸	7	鐵道用品	7	砂糖	6						
34	石炭	24	棉花	20	綿糸	8	砂糖	8	生糸	7	機械	5	鐵道用品	5				
35	棉花	25	石炭	20	綿糸	8	生糸	8	砂糖	6								
36	石炭	20	棉花	19	綿糸	10	米	10	生糸	7	砂糖	6						
37	石炭	17	棉花	14	綿糸	10	米	9	生糸	7	砂糖	6						
38	石炭	14	棉花	14	銅	11	綿糸	7	生糸	7	砂糖	6	綿布	5				
39	石炭	17	棉花	14	綿糸	13	生糸	7	砂糖	6	米	5						
40	棉花	16	石炭	14	生糸	13	綿糸	7	米	6	鐵道用品	5						
41	棉花	13	石炭	13	生糸	10	機械	9	鐵道用品	9	綿糸	5	砂糖	5				
42	棉花	15	石炭	13	生糸	13	機械	6	砂糖	6	綿糸	6	大豆	5	綿布	5%		
43	棉花	15	石炭	12	生糸	11	綿糸	8	砂糖	7	大豆	6	綿布	6	機械	5		

出所) 「三井物産株式会社沿革史」編纂資料より作成。

注) 総取扱高に占める割合が5パーセント以上の商品



明治三〇年代後半（日露戦後）から取扱高を増やして上記三品と同列の地位を占めるようになっていた。また、機械・鉄道用品の取扱いが各戦後経営期に、綿布・大豆の取扱いが日露戦後にそれぞれ増えていることが指摘できる。なお、石炭とならんで三井物産の伝統的取扱い商品である米が増減の激しい不安定商品の様相を示しているが、米穀市場の投機的性格を考慮しておかなければならない。

つぎに注目されることは、単品では五パーセント以下にしかならない取扱い商品の種類が非常に多いことである。しかも取扱い商品の種類は年々増え、これらその他商品取扱高の合計は相当の割合を占めていた。この三井物産のあらゆる商品に手広く網を広げる動きは、いわゆる「総合」商社の一側面として注意しておきたい。

（一）三井文庫所蔵資料 物産二八九。全文は、『三井事業史資料篇三』（財団法人三井文庫一九七四年）に収録。

## 2 輸出入貿易における独占的地位

第四表貿易業における三井物産会社の比重 第四表に使った本邦貿易総額と三井物産輸出入取扱高との統計は、本来別個の調査数値であり、厳密な比較をおこない得るものではない。しかし、いちおうの目安として日本の貿易業における三井物産の地位を知るためには何ら支障はないし、むしろより適切な統計が見出せない限り、最も妥当な利用であると思う。さて、第四表に示されるように、三井物産が本邦貿易総額に占める割合は明治三〇年代前半の一〇パーセント前後から、日露戦後の明治四〇年代には二〇パーセント前後に上昇している。一会社で日本の貿易の一〇パーセントを占有する状況において、すでに三井物産の地位は圧倒的であり、この期間に占有率が倍増したことは、その地位を一段と強めたと判断して間違いなからう。

第4表 貿易業における三井物産会社の比重 (1897~1910)

年 度	A本邦総輸出額 千円	B三井物産輸出 取扱高 千円	B/A %	C本邦総輸入額 千円	D三井物産輸入 取扱高 千円	D/C %
明治30	175,894	10,431	5.9	231,959	33,539	14.5
31	178,580	13,404	7.5	294,377	38,787	13.2
32	226,044	25,439	11.2	234,674	40,015	17.0
33	215,001	22,093	10.3	300,832	45,247	15.1
34	260,648	20,952	8.0	268,626	37,218	13.9
35	272,119	24,624	9.6	281,831	44,076	15.6
36	300,580	33,044	11.0	328,144	47,955	14.6
37	331,651	43,764	13.2	383,950	55,284	14.4
38	332,163	51,604	15.5	499,501	84,768	17.0
39	433,533	71,408	16.5	431,521	74,416	17.2
40	442,154	82,106	18.6	505,687	104,449	20.7
41	387,543	71,231	18.4	453,332	102,406	22.6
42	424,800	85,241	20.1	406,790	76,282	18.8
43	471,972	103,284	21.9	487,625	87,070	17.8

出所) 『日本経済統計総観』, 『三井物産株式会社沿革史』 編纂資料より作成。

注) 1. 本邦輸出入額には台湾を含む, また明治43年は朝鮮を含む。

2. 1000円未満切捨て。

日本資本主義確立期における三井物産会社の発展（松元）

とくに、幕末の開港以来の居留地貿易にみられるように外商の取引が多いなかで、直輸出入商社である三井物産の役割が日本資本主義の再生産構造ならびに資本蓄積にいつそう密着した関係にあることを考慮すれば、この地位の評価は過小するおそれがある。

第5表 三井物産会社主要輸出入商品別取扱高および市場占有率推移 その1—輸出（1897～1910）

商品	石		炭		綿		糸		布		生		燐		寸		木		材		その他		輸出合計			
	価額	同占率	価額	同占率	価額	同占率	価額	同占率	価額	同占率	価額	同占率	価額	同占率	価額	同占率	価額	同占率	価額	同占率	価額	同占率	価額	同占率	総取扱高	比率
明治30年度	2,291(22)	27%	3,967(38)	29%	165(2)	6%	1,351(13)	2%	67(0.1)	%											2,590(2)	%	10,431	19%		
31	4,529(34)	36	4,419(33)	22	139(1)	5	2,541(19)	6	218(1.5)											1,558(2)		13,404	21			
32	5,465(21)	46	8,498(33)	29	293(1.2)	7	4,719(19)	7	354(1.4)											6,110(2)		25,439	33			
33	6,279(28)	45	6,579(30)	32	296(1.3)	5	6,256(28)	14	449(2)											2,235(0)		22,093	25			
34	8,342(40)	47	4,556(22)	21	371(1.8)	6	4,942(24)	6	680(3)											319(1.3)		20,952	28			
35	6,659(27)	38	6,410(26)	32	513(2)	8	6,623(27)	8	1,004(4)											3,096(1)		24,624	29			
36	11,307(34)	58	8,895(27)	28	786(2)	11	6,448(20)	8	1,430(4)											521(1.5)		33,044	34			
37	11,519(26)	63	10,386(24)	34	1,899(4)	24	8,456(19)	8	2,548(6)											659(1.5)	20	43,764	34			
38	12,299(24)	75	10,716(21)	28	1,028(2)	9	11,788(23)	15	1,419(3)	14										2,336(5)	45	51,604	29			
39	16,679(23)	74	18,508(26)	52	3,109(4)	20	14,267(20)	12	1,571(2)	14										3,420(5)	37	71,408	36			
40	16,807(20)	70	8,862(11)	31	6,687(8)	40	29,650(36)	23	1,805(2)	19										3,390(4)	25	82,106	35			
41	15,869(22)	70	7,521(11)	41	6,823(10)	47	24,189(34)	17	1,394(2)	15										3,428(5)	39	71,231	29			
42	15,359(18)	71	10,532(12)	34	7,442(9)	42	29,302(34)	21	1,999(2)	17										4,249(5)	69	85,241	38			
43	17,045(17)	79	15,447(15)	32	10,509(10)	51	32,220(31)	22	1,876(2)	18										3,694(4)	52	103,284	37			

出所) 「三井物産株式会社沿革史」編纂資料  
 注) 1. 単位1,000円、米穀別推定。2. 内は輸出合計にたいする割合。  
 2. 西額の( )内は輸出合計にたいする割合。

第5表 三井物産会社主要輸出入商品別取高および市場占有率推移 その2—輸入(1897~1910)

年度	棉		花		機		械		鉄道用品		大豆		米		砂		糖		その他		輸入合計	
	価額	同占率	価額	同占率	価額	同占率	価額	同占率	価額	同占率	価額	同占率	価額	同占率	価額	同占率	価額	同占率	価額	同占率	価額	同占率
明治30	13,821(41)	32%	8,099(24)	—	4,510(13)	40%	464(1)	14%	4,510(13)	40%	464(1)	14%	371(1)	1%	318	1%	1	—	5,956(8)	—	33,539	62%
31	13,237(34)	29	3,420(9)	—	5,312(14)	29	1,006(3)	21	5,312(14)	29	1,006(3)	21	8,126(21)	16	829	2	2	—	6,857(8)	—	38,787	62
32	23,983(60)	29	2,438(6)	—	2,385(6)	35	1,006(3)	14	2,385(6)	35	1,006(3)	14	23	0.3	2,702(7)	15	0.3	—	7,478(9)	—	40,015	52
33	18,281(40)	31	2,172(5)	—	5,855(13)	45	1,744(4)	46	5,855(13)	45	1,744(4)	46	18	0.2	4,857(11)	18	0.2	—	12,320(2)	—	45,247	51
34	14,696(39)	24	3,735(10)	—	3,035(8)	33	1,592(4)	25	3,035(8)	33	1,592(4)	25	266(1)	2	5,570(15)	16	—	8,324(2)	—	37,218	50	
35	21,735(49)	27	1,740(4)	—	2,511(6)	28	1,612(4)	20	2,511(6)	28	1,612(4)	20	3,482(8)	19	4,940(11)	33	—	8,056(3)	—	44,076	52	
36	17,487(36)	25	1,763(4)	—	3,577(7)	33	1,816(4)	23	3,577(7)	33	1,816(4)	23	8,674(18)	16	4,918(10)	23	—	9,720(2)	—	47,955	50	
37	17,642(32)	22	2,298(4)	不明	3,262(6)	14	1,249(2)	39	3,262(6)	14	1,249(2)	39	5,326(10)	8	5,762(10)	24	—	19,745(6)	—	55,284	43	
38	22,585(30)	22	6,911(8)	—	4,904(6)	23	2,727(3)	30	4,904(6)	23	2,727(3)	30	3,437(4)	7	6,833(8)	45	—	34,371(4)	—	84,768	47	
39	26,217(35)	30	4,311(6)	—	4,462(6)	20	1,945(3)	14	4,462(6)	20	1,945(3)	14	3,493(5)	12	4,956(7)	21	—	29,032(8)	—	74,416	37	
40	37,214(36)	31	8,212(8)	—	11,034(11)	26	3,897(4)	21	11,034(11)	26	3,897(4)	21	7,461(7)	21	3,682(4)	20	—	32,949(8)	—	104,449	44	
41	28,357(28)	29	19,543(19)	—	8,386(8)	33	5,540(5)	26	8,386(8)	33	5,540(5)	26	6,011(6)	23	5,884(6)	30	—	28,685(8)	—	102,406	42	
42	30,451(40)	28	12,032(16)	—	2,053(3)	28	4,754(6)	21	2,053(3)	28	4,754(6)	21	1,211(2)	8	2,541(3)	18	—	23,240(8)	—	76,282	34	
43	40,111(46)	24	11,916(14)	—	2,935(3)	27	3,404(4)	16	2,935(3)	27	3,404(4)	16	290	3	2,345(3)	18	—	26,069(8)	—	87,070	31	

出所) 同前

注) 1. 単位, 1,000円, 未満切捨て。

2. 価額の( )内は輸入合計にたいする割合。

3. 鉄道用品の占有率は明治30~36まで機械と鉄道用品とを合計したもの, また明治37以降は金物と合計したもの。

第五表三井物産会社主要輸出入商品別取高および市場占有率推移 輸出入貿易における三井物産の独占的地位を商品別にみておこう。第五表に示されるように、輸出において石炭・綿糸・綿布・生糸輸入において棉花・機械・鉄道

用品、これらが単品としては大きな比重を占めている。もちろん、先に取扱商品の種類でみたように輸出入品においても多種類あらゆる商品に及んでいることはいうまでもないが、上記七品目が三井物産の輸出入取扱商品において主要なものであることを確認しておこう。とくに輸出四商品の取扱高は合計の七〇〜八〇パーセントという高い割合を占めている。

つぎに、市場占有率の動きをみると、石炭の占有率が非常に高く、ついで綿糸・綿布・棉花・生糸・機械鉄道用品も平均三〇〜四〇パーセントの高い占有率を示している。取扱高の増加と同時に市場支配の強化にも注目する必要がある。

### 3 海外市場の地域性と海外支店網の拡大

第六表三井物産会社支店別輸出入取扱高推移 統計資料の欠如で明治三〇年から同三六年までしか明らかにし得ない。だがこの時期に、日露戦後の大筋の展開は確定したと考えてよいので、この第六表にみる海外市場の地域性を検討しておこう。まず輸出市場は、その六〇パーセント前後が天津・上海・香港各支店を拠点とした中国市場にあり、新嘉坡支店を拠点とした東南アジア市場を加えると約一〇パーセント増えて、アジア向け輸出は全体の七〇パーセントを占めていた。欧米向けの輸出で紐育支店の割合が高いのはアメリカへの生糸輸出との関係である。つぎに、輸入市場をみると、輸出の場合と対照的に欧米からの輸入が約四〇〜五〇パーセントを占め、中国市場からの輸入は一〇パーセント台にすぎない。孟買支店の割合が比較的高いのは、インド棉花の輸入との関係である。

このように三井物産は輸出市場の大半を中国を中心とした東アジアに、輸入市場の大半を欧米に依存するという特有の構造で事業拡大を図っていったのである。その際第五表にみる個別商品との関連を考えると、輸出の石炭・綿糸・綿布の大部分は中国を中心とした東アジア向けであり、輸出生糸がアメリカ向け、輸入の機械類は欧米から、また輸入棉

第6表 三井物産会社支店別輸出入取扱高推移 その1-輸出 (1897~1903)

支店	明治 20		明治 31		明治 32		明治 33		明治 34		明治 35		明治 36	
	取扱高	同割合	取扱高	同割合	取扱高	同割合	取扱高	同割合	取扱高	同割合	取扱高	同割合	取扱高	同割合
天津支店	217	2.1%	769	5.7%	2,587	10.1%	756	3.4%	666	3.2%	1,272	5.3%	1,477	4.5%
上海支店	3,720	35.7	5,066	37.8	7,440	28.9	5,969	27.0	5,243	25.0	6,809	28.3	12,397	37.5
香港支店	2,878	27.6	3,352	25.0	4,777	18.6	5,680	25.7	5,409	25.8	5,273	21.9	5,373	16.3
小計	6,815	65.3	9,187	68.5	14,804	57.6	12,405	56.1	11,318	54.0	13,354	55.4	19,247	58.2
新嘉坡支店	833	8.0	1,128	8.4	1,105	4.3	2,363	10.7	2,459	11.7	2,703	11.2	2,655	8.0
馬尼刺支店	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,302	3.9
孟買支店	13	—	71	0.5	322	1.3	107	0.5	245	1.2	173	0.7	303	0.9
小計	846	8.1	1,199	8.9	1,427	5.6	2,470	11.2	2,704	12.9	2,876	11.9	4,260	12.8
倫敦支店	1,416	13.6	473	3.5	4,570	17.8	545	2.5	1,206	5.8	623	3.6	370	1.1
漢堡支店	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	0
小計	1,416	13.6	473	3.5	4,570	17.8	545	2.5	1,206	5.8	623	3.6	377	1.1
紐育支店	1,351	13.0	2,541	19.0	4,896	19.1	6,486	29.4	5,260	25.1	6,218	25.8	6,559	19.8
桑港支店	—	—	—	—	—	—	183	0.8	334	1.6	—	—	821	2.5
小計	1,351	13.0	2,541	19.0	4,896	19.1	6,669	30.2	5,594	26.7	6,218	25.8	7,380	22.3
その他	3	—	4	—	—	—	10	—	130	—	1,553	—	1,780	—
輸出合計	10,431	100	13,404	100	25,439	100	22,093	100	20,952	100	24,624	100	33,044	100

出所) 「三井物産株式会社沿革史」編纂資料

注) 単位1,000円, 未満切捨て。

第6表 三井物産会社支店別輸出入取扱高推移 その2—輸入（1897～1903）

年度 支店	明治30		明治31		明治32		明治33		明治34		明治35		明治36	
	取扱高	同割合	取扱高	同割合	取扱高	同割合	取扱高	同割合	取扱高	同割合	取扱高	同割合	取扱高	同割合
天津支店	78	0.2%	277	0.7%	234	0.6%	78	0.2%	106	0.3%	112	0.3%	82	0.2%
上海支店	1,613	4.8	1,161	3.0	1,145	2.9	3,245	7.2	1,758	4.7	3,245	7.4	5,042	10.5
香港支店	1,488	4.4	4,824	12.4	2,283	5.7	1,809	4.0	1,294	3.5	933	2.1	2,934	6.1
小計	3,179	9.4	6,262	16.1	3,662	9.2	5,132	11.4	3,158	8.5	4,290	9.8	8,058	16.8
新嘉坡支店	—		742	1.9	1,866	4.7	3,680	8.1	4,000	10.8	4,314	9.8	3,357	7.0
馬尼刺支店	—		—		—		—		—		—		85	0.2
孟買支店	3,944	11.8	4,810	12.4	5,328	13.3	2,724	6.0	6,362	17.1	9,528	21.6	8,266	17.2
小計	3,944	11.8	5,552	14.3	7,194	18.0	6,404	14.1	10,362	27.9	13,842	31.4	11,708	24.4
倫敦支店	14,265	42.5	12,758	32.9	7,264	18.2	9,921	21.9	9,762	26.2	7,238	16.4	12,452	26.0
漢堡支店	—		—		—		—		—		—		1,470	3.1
小計	14,265	42.5	12,758	32.9	7,264	18.2	9,921	21.9	9,762	26.2	7,238	16.4	13,922	29.1
紐育支店	4,488	13.4	7,823	20.2	5,660	14.1	11,432	25.3	5,386	14.5	6,718	15.2	5,219	10.9
桑港支店	—		—		—		251	0.5	597	1.6	—		1,100	2.3
小計	4,488	13.4	7,823	20.2	5,660	14.1	11,683	25.8	5,983	16.1	6,718	15.2	6,319	13.2
その他	7,663	22.9	6,392	16.5	16,235	40.5	12,107	26.8	7,953	21.3	11,988	27.2	7,948	16.5
輸入合計	33,539	100	38,787	100	40,015	100	45,247	100	37,218	100	44,076	100	47,955	100

出所) 同前。

注) 単位1000円, 未満切捨て

花はインド・アメリカからそれぞれ大部分の供給を得ていた。

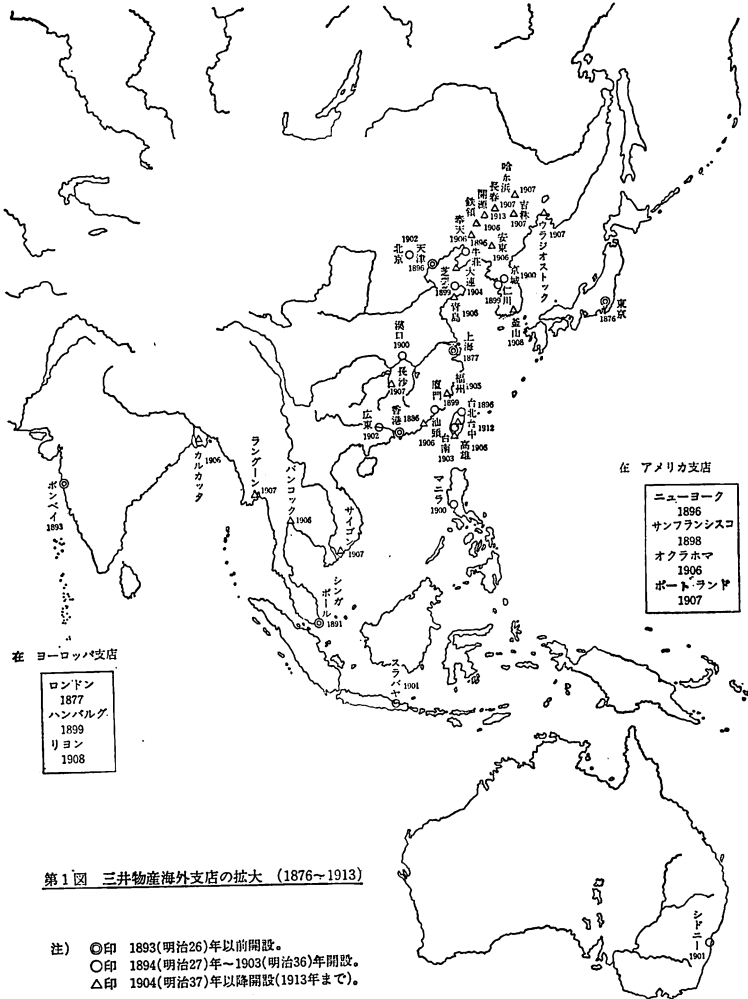
なお、表には載せなかったが、日露戦後に著増した第三国間貿易の取扱いは、主に日露戦争の結果確保した満州大豆およびその製品を欧州向けに満州から直接販売したことによる。

第一図三井物産会社海外支店網の拡大　ここで図示した海外支店は、本店との関係で支店とは称しない出張所・出張員等も含め、すべての海外派出店である。第一図から明らかなように、日清戦後明治三〇年代前半にかけて第一段階の支店増設がおこなわれ、既存の上海・香港・新嘉坡・孟買各支店（外に倫敦支店）を拠点として、長江筋の漢口、北清の天津・北京、山東の芝罘、満州の牛莊（營口）、福建の廈門、南清の広東、フィリッピンの馬尼刺、ジャワのスラバヤの各支店が開設された。また同時期に、朝鮮の仁川・京城、台湾の台北・台南にも支店が設けられた。中国の全域と、日本の支配権が及んだ台湾と日本の勢力圏になった朝鮮とに支店網を広げたのである。なお、この時期にオーストラリアのストライブ支店、アメリカの紐育・桑港両支店ならびにドイツの漢堡支店が開設されている。

つぎに日露戦後明治四〇年代へかけて第二段階の支店増設がおこなわれた。第一段階に比べて特徴的なことは、一つには新たに日本の勢力圏となった満州地域への進出であり、第二にベトナム、タイ、ビルマ、ベンガルへ進出したことである。前者の場合、大連・奉天・鉄嶺・開源・長春・吉林・哈爾濱各支店が開設され、後者では、西貢・盤谷・蘭貢・甲谷の各支店である。外に、中国で福州・汕頭・青島・長沙の各支店、沿海州で浦塩支店、暹羅支店、朝鮮で安東・釜山、台湾で打狗（高雄）・台中・阿緱、さらにアメリカでオクラホマ・ポートランド、フランスでリヨン、以上の各支店が開設されている。



日本資本主義確立期における三井物産会社の発展（松元）



#### 4 主要勘定の動きと利益金の増大

第七表三井物産会社主要勘定推移 明治三〇年代における三井物産の事業拡大が資本ならびに資産のうえにどのような変化をもたらしたであろうか。まず、資本については資本金自体一〇〇万円のまま変わらず、積立金が著増した。とくに、増資計画が実施された明治三六年以降その増加は急テンポにすみ、以後の五年間で約一〇〇〇万円が新たに積立てられた。そのうえ、増資のために三井家同族会から交付されることになった特別営業準備金の積立を加えると、さらに約六〇〇万円が増えていた。このように、明治三〇年代の一〇年間に自己資金は約二〇倍に達していた。そして、明治四二年この巨額の積立金が資本金に振り替えられて、資本金二〇〇〇万円の株式会社となったのである。なお、借入金は長期固定の借入はほとんどなく、三井銀行・横浜正金銀行等との当座貸借による一時的な巨額の手形融通もきわめて短期に処理され、決算尻はわずかにすぎなかった。

つぎに資産の特徴をみよう。商社会社の資産勘定として受取手形・商品の資産が主であることは当然であるが、三井物産の場合、この表に掲げたように貸金・有価証券・不動産・船舶・小蒸汽船等があり、しかも明治三〇年代にそれが急増したことに注目する必要がある。とくに、貸金・有価証券(株式・公債)は明治三五年以降、不動産は明治三九年以降の増加がいちじるしい。このような特徴が三井物産の事業活動の特質と密接に関連することは、以下で検討されるところである。

利益金については、それが、日清戦争後飛躍的に増加し、以後漸増の経過をたどって、ふたたび日露戦争期に著増したことを確認しておこう。<sup>(1)</sup>

第7表 三井物産会社主要勘定推移 (1893~1909)

項目 年度	資本金	積立金	各種準備積立金	同族会交付金	利益金	貸金	有価証券	不動産	船舶	小蒸汽船	貸借勘定合計
明治26上	—	373,482	—	—	121,670	88,987	152,295	257,452	258,362	—	2,762,055
下	1,000,000	301,789	—	—	180,416	49,139	146,765	251,379	460,897	—	2,972,531
27上	1,000,000	429,305	37,816	—	241,951	52,448	148,603	226,507	393,860	—	3,385,415
下	1,000,000	563,364	125,797	—	390,591	42,186	153,861	127,321	373,840	—	3,337,488
28上	1,000,000	674,000	751,094	—	534,190	54,047	166,616	116,610	661,187	—	3,695,706
下	1,000,000	1,000,000	692,390	—	553,003	37,599	171,786	128,797	823,216	—	3,671,339
29上	1,000,000	1,065,000	1,027,814	—	486,035	96,188	170,853	124,052	694,433	—	3,712,632
下	1,000,000	1,250,000	804,725	—	363,743	59,245	176,375	139,622	770,969	—	4,673,703
30上	1,000,000	不明	不明	—	492,667	29,089	132,645	415,537	880,000	—	5,582,120
下	1,000,000	〃	〃	—	630,463	37,502	181,818	416,820	1,460,000	—	6,613,764
31上	1,000,000	〃	〃	—	803,070	67,348	271,203	464,186	1,460,000	—	7,258,812
下	1,000,000	〃	〃	—	910,188	75,674	353,223	521,865	1,462,255	—	7,220,909
32上	1,000,000	〃	〃	—	731,289	304,015	338,812	546,455	1,463,255	—	6,317,038
下	1,000,000	〃	〃	—	1,137,026	62,232	532,453	688,053	2,012,771	—	8,057,881
33上	1,000,000	3,590,000	1,719,518	—	726,320	220,442	649,527	824,035	2,332,635	—	10,232,686
下	1,000,000	3,740,000	1,833,175	—	628,557	221,042	734,045	850,745	2,332,635	—	9,606,097
34上	1,000,000	3,870,000	1,676,957	—	608,835	89,577	933,492	818,334	2,332,635	—	9,755,363
下	1,000,000	4,370,000	1,798,253	—	1,077,644	84,425	934,979	821,912	2,329,380	100,596	9,970,727
35上	1,000,000	4,740,000	2,160,759	—	754,079	298,154	971,817	810,922	2,329,380	107,150	12,519,599
下	1,000,000	4,740,000	1,701,296	不明	778,963	1,531,944	1,167,430	827,941	1,920,000	113,730	13,017,678
36上	1,000,000	5,120,000	2,676,731	〃	735,959	1,603,087	1,018,750	917,551	1,920,000	119,597	14,978,142

日本資本主義確立期における三井物産会社の発展 (松元)

第7表 つづき

項目 年 度	資本金	積立金	各種準備積立金	同族会 交付金	利益金	貸 金	有価証 券	不動産	船 舶	小蒸汽 船	貸借勘 定合計
下	1,000,000	5,480,000	3,095,240	〃	932,424	2,015,202	1,112,710	687,096	2,073,493	173,029	13,768,607
37上	1,000,000	5,950,000	3,820,264	〃	1,012,566	1,967,252	1,112,762	691,544	2,309,936	197,626	16,342,630
下	1,000,000	6,450,000	3,515,009	920,000	1,197,838	2,009,861	1,064,129	791,221	2,697,181	233,901	17,799,907
38上	1,000,000	7,550,000	3,113,336	1,450,000	1,148,044	1,564,457	902,761	848,947	2,050,000	307,228	18,126,833
下	1,000,000	8,500,000	3,210,683	2,450,000	1,198,866	1,404,735	420,643	971,305	1,938,100	387,854	19,934,570
39上	1,000,000	9,950,000	3,524,934	3,650,000	1,110,463	2,639,693	488,714	1,406,763	2,054,000	400,711	24,981,646
下	1,000,000	11,150,000	3,115,725	4,320,000	1,077,527	2,302,701	864,887	1,743,267	2,054,000	538,647	29,349,831
40上	1,000,000	12,300,000	2,734,679	5,200,000	1,024,035	1,993,772	1,456,957	2,083,481	2,054,000	540,221	32,453,971
下	1,000,000	13,100,000	2,781,891	5,530,000	1,026,332	1,803,400	1,928,212	2,262,673	2,054,000	560,470	33,037,882
41上	1,000,000	13,880,000	2,583,670	5,690,000	585,272	1,611,100	1,709,945	2,428,263	1,658,000	627,594	33,042,039
下	1,000,000	14,450,000	2,942,911	5,690,000	779,163	1,423,100	1,620,928	3,405,955	1,658,000	785,705	33,863,791
42上	1,000,000	15,120,000	3,433,313	6,120,000	1,089,453	1,465,975	1,622,842	3,691,838	1,658,000	782,695	37,325,564

出所) 三井物産合名会社「対照表」三井文庫所蔵資料 物産 608～611

注) 1. 単位円, 未満切捨て。

2. 各期末は上期6月末日, 下期12月末日。

3. 「各種準備積立金」は滞貸準備金・船舶積立金・保険積立金・継続商業損失準備金等である。

4. 「小蒸汽船」には浮船を含む。

(一) この利益金は三井物産合名会社「元帳」ならびに「対照表」に記載された数値をとった。どのような決算によって算出された「利益金」であるかは不明である。実際の利益はここでの数値よりはるかに巨額であったと推測される。たとえば、井上馨

明治38年下期純益金分配

円		円
	純益金	3,501,027
	前季繰越	48,044
350,102	重役手当引当	
350,102	臨時準備金	
1,450,000	積立金	
1,200,000	特別営業準備金	
150,000	配当金	
48,866	次季繰越	
3,549,072		3,549,072

二 主要商品売買の拡大とその特質

1 石炭

三井物産にとって石炭は特別な意味を持つ商品であった。それは、三井物産が三池炭を主軸とする三井鉱山製産炭の一手販売を三井財閥の一環のなかで担当していたからである。すなわち、三井炭をできるだけ高価に販売することは、

に提出された明治三八年下期の「三井物産合名会社総損益表」によると、同期の収支差引総益金は三九六万〇一九三円、それから恩給基金・共用費・用人特別手当・継続商業損失準備金繰入等を差引いた純益金は三五〇万二〇二七円であり、その純益金の分配は上のようであった。

単に三井物産の手数料を増加させるだけでなく、三井鉱山の存立にかかわっていたからである。もちろん、このような事情はすでに三井財閥の形成過程で生じてきたことであり、日清戦後の段階ではむしろ三井資本総体の運動のなかでこのような関係が、有機的に機能し始めたといつてよい。

すでに御用商売を主としていた三井物産会社創業期の明治一〇年代において三池炭の上海・香港への輸出は、米の輸出とならんで御用商売の柱をなすものであった。<sup>(1)</sup>したがって明治二十一年官営三池炭坑の民間払下げが予定された時、三井物産は同炭坑の入手を死活の問題として捉え、三井の総力をあげて獲得に努めることを要請したのであった。

首尾よく落札に成功した三井は同炭坑を大元方の直轄事業所として経営することにし、三池炭礦社を設立した。そして同三池炭礦社と三井物産会社との間で最初の一手販売契約が結ばれた。契約内容はつぎの「約定書」のごとくである。

#### 約定書

三池炭礦社ヨリ炭礦販売方ヲ三井物産会社へ委託スルニ付双方ノ間ニ結約スル条目左ノ如シ

#### 第一条

一三池炭礦社採出ノ炭礦海内外輸送及販売ノ事ヲ一切三井物産会社へ委託セリ三井物産会社ハ勵精尽力以テ運輸販売ニ係ル諸般ノ費用ヲ節減シ売価ヲ高貴ナラシメ専ラ炭礦社収益ノ増殖ヲ勉ムヘシ

#### 第二条

一三井物産会社ハ常ニ産炭額及各地貯蔵炭高等ヲ詳知シ緩急ヲ謀リテ販売及運輸ノ駆引ヲ為シ着々時機ヲ過ラサル様注意スヘシ

#### 第三条

一三井物産会社ニ於テ売炭約定ヲ為スニハ炭種噸數約定期限毎月渡シ高毎噸價格大牟田川手取金概算額（売価ヨリ大牟田川以外ノ運搬費其他販売上ニ関スル一切ノ費用ヲ差引シタル殘金）等ヲ三池炭礦社へ通報シ其諾答ヲ得テ后結約シテ其約定書写ヲ炭礦社へ送附スルモノトス

但貯蔵炭余裕アリテ臨時売却ヲ為ストキモ亦本条ニ抛ル尤モ百噸以下ノ臨時小売ハ適宜取計フモ妨ケナン

第四條

一三井物産会社ニ於テ石炭運送船舶ヲ雇入ル、ニハ其航路航海數雇入期限運賃額積高等ヲ三池炭礦社へ通報シ其諾答ヲ得テ后結約シテシテ其約定書ヲ炭礦社へ送付スルモノトス

但大牟田川島原口ノ津長崎等ニ至ル解船雇入ハ本条ノ限りニアラス

第五條

一三池炭礦社ハ炭礦採出ニ隨ヒ横須浜棧橋ニ於テ三井物産会社へ相渡シ其授受ノ噸數ヲ以テ確定ノ數量ト為スモノトス

第六條

一第五條ノ確定噸數ヲ以テ授受セル後販売地へノ廻漕途中或ハ貯蔵中ニ於テ万一欠減ヲ生シタルトキ確定噸數ノ百分壹迄ノ欠減ハ炭礦社ニ於テ用捨スルモノトシ其以上ノ欠減ヲ生スルトキハ三井物産会社ニ於テ時価ヲ以テ弁償スルモノトス

但各市場石炭ノ商況ニ依リ不得止ヨリシテ數ヶ月間貯蔵セシモノ本条制限外ノ欠減ヲ生セシトキハ三井物産会社ハ其事由ヲ詳悉三池炭礦社へ報告シテ之レカ払捨ヲ請求スヘキモノトス

第七條

一三井物産会社ハ廻送途中又ハ貯蔵中非常天災ニ罹リ石炭ノ流失或ハ焼失シタルトキハ其筋ノ公証ヲ受ケ其事由詳悉シ三池炭礦社へ報告シテ其払捨ヲ請求スヘキモノトス

但本条ノ場合ニ於テ其筋ノ証明ヲ得ル能ハサルカ其事由判明ナラサルカ又ハ三井物産会社ノ不注意ニ起因セルトキハ第六條ニ抛リ三井物産会社ニ於テ弁償スルモノトス

第八條

一石炭横須浜棧橋ニ於テ授受スルカ故其以外ノ運送及販売ニ関スル諸経費ハ總テ三井物産会社之ヲ担当支弁シ売揚代金ノ内ヨリ差引計算スルモノトス

第九條

一三井物産会社ハ石炭売却代金ハ一日モ速ニ三井物産会社ヨリ炭礦社へ納付スルモノトス而シテ特別ノ理由ナキ限りハ左記ノ日限ヲ超過セシテ納付スヘシ万一理由無キニ右期日ヲ延滞スル時ハ相当ノ利息ヲ（一日弍錢五厘）積算シテ炭礦社へ納シムルモノトス

但双方便宜ノ為メ三井物産会社ニ於テ本条炭礦代金ヲ三井銀行本店若クハ長崎出張店へ預ケ入レ其預リ証書ヲ三池炭礦社へ回

付シテ納入ノ順序ヲナスコトアルヘシ

一上海香港及新嘉坡其他ノ売炭代ハ石炭買人へ渡済ノ翌日ヨリ三十日以内ニ納入

一内地各所(三池ヲ除ク)ノ売炭代ハ買人へ石炭渡済ノ翌日ヨリ十五日以内ニ納入

一三池売炭代ハ前金若クハ石炭渡済ノ翌日納入

第十条

一三井物産会社ハ約定売臨時売ニ論ナク炭礦売却ノ都度(約定売ノ分ハ炭礦授受ノ度毎ニ)第八条ニ拠リ毎口別売揚ケ勘定書ヲ製

シ速ニ三池炭礦社へ差出スヘシ

但百噸未満臨時小売ノ分ニ限り半ヶ月分ヲ取纏メ数口合記(但毎口内訳ヲ明記スヘシ)ノ勘定書ヲ製シ差出スモ妨ケナシ

第十一条

一三井物産会社ハ毎月内外各地ニ於テ取扱ヒタル石炭出納表約定炭渡高報告着荷顛末報告臨時売炭報告倉入炭受渡報告ヲ調製シ翌

月五日ヲ限り其地ヲ發シ炭礦社へ送附スルモノトス

第十二条

一三池炭礦社ハ販売取扱ノ手数料トシテ売揚代価全額ノ千分ノ二十五ヲ三井物産会社へ配与スルモノトス

但本条手数料モ第八条諸係費同様売揚代金ヨリ差引計算スルモノトス

第十三条

一此約定ハ明治廿二年六月以降同廿七年五月迄滿五ケ年ニシテ終ルモノトス

但滿期後尚繼續セントスルトキハ期限前壹ケ年ニ於テ双方協議スヘキモノトス

第十四条

一此約定中改正増補ヲ要スル件アルトキハ双方協議決定スルモノトス

右之条件約定セン証トシテ本書式通ヲ製シ各自記調印シ宥通ハ三井物産会社へ宥通ハ三池炭礦社へ交付確収スルモノ也

明治廿二年六月十五日

三池炭礦社

○(三池炭礦社々印)

委員 西邑庸四郎  
委員 益田 孝

三井物産会社

Ⓜ



〇（三井物産会社々印） 社長 益田 孝 ㊦

この契約関係はその後変わることなく、明治二五年の三井鉱山会社設立に際しても、「石炭ハ勿論、銅鉛ノ如キモノニシテ市場ニ出シテ売却スルモノハ三井物産会社ニ」引継がれていった。日清戦争前の明治二〇年代において、依然としてこの三池炭の輸出取扱いが三井物産石炭商売の中心であったことは、つぎの益田孝の「物産会社営業実況報告并意見書」<sup>(4)</sup>（明治二四年一〇月）に窺うことができる。

（前略）

第壹 石炭ノ商売

石炭ノ商売中三池石炭販売ノ取扱ハ其数量五拾万噸此金額貳百万円ニ超ユ然シテ之レカ取扱ニ要スル支店ノ如キモ海外ニ在テハ上海香港新嘉坡内地ニ在テハ長崎口ノ津島原三角大牟田等ニ配置セサル可ラスシテ之ニ要スル役員之數モ多ク随テ費用モ夥多ナルヘシト雖トモ斯業アルカ為メニ副商業ノ起ルモノ少ナカラサレハ各支店ノ設置ハ商業上止ムヲ得サルモノト為サ、ル可ラス

内地ニ於ケル石炭営業ハ其種類ノ何タルヲ問ハス悉皆之レカ取扱ヲ為セシモ唯々海外ニ在テハ其取扱ヲ三池石炭ニ止メ決シテ他炭ニ力ヲ用ヒサリシ尚ホ将来ニ於テモ飽迄此方針ヲ採ル事必要ト思惟ス

内地ノ石炭商業ヲ類別スレハ東京大阪ニ在テハ専ラ各製造所ニ売込ヲ務メ神戸横浜長崎ハ外国汽船ニ売込ヲ為シ下ノ関支店ハ若松ニ出張店ヲ置キ各支店ノ注文ニ応シ豊筑石炭ノ買次ヲ為セリ

蓋シ石炭ノ商売ハ三池ヲ除クノ外東京大阪等何程ノ需用アルモ送荷トシテ依托販売ヲ引受クルハ難キヲ以テ先ニ注文口ヲ求メ価格ヲ定メテ約定ヲ為ス歟又ハ注文ノ出ルヲ前知シ自ラ買入レ船積ヲ為シ需用地ニ送リテ売込ヲ為ス歟ノ二途アルノミ然シテ之レヲ稱シテ手数料商売ト云フヲ得サルモノト云ハ、云フモノノ是等ハ事實已ムヲ得サル手続ナルヲ以テ大ニ恕スル所アレハ当会社ノ本業トシテ最モ勉ムヘキ商業ナリトス

但下ノ関若松ニ於テハ従来炭坑主ヨリ石炭ノ依托販売ヲ依頼サレシ事往々アリシモ常ニ之レヲ謝絶シタリ其理由トスル所ハ是等炭坑主ハ余リ信用ヲ措クヘキモノナシ然ルニ依托販売ヲ引受ルトキハ自然坑業ニ対シ貸金ヲ為ス事トナルヲ以テナリ故ニ断然人ノ為メニ売捌ヲ勤メス我カ各支店ノ注文品ヲ買入ル場所トセリ今回貝嶋太助氏ノ石炭及田川金田炭坑ノ石炭依托販売ヲ引受ケタ

レトモ是レハ特別ニシテ決シテ他ノ例トナスヘキニ非ラサルヲ以テ他ノ依託販売ヲ引受クルハ断念スルヲ良トス

ところで、この益田の意見のなかで他に注目しておく必要のある点は、但し書にある「下ノ関若松ニ於テハ従来炭坑主ヨリ石炭ノ依託販売ヲ依頼サレシ事往々アリシモ常ニ之レヲ謝絶シタリ」という指摘である。すなわち、すでに国内需要の場合に限って三池炭以外の他種炭の注文に応じながらも、それを注文引合いに限定するという消極的な方針を取っている。依託販売に応じているのは、早くから三井物産と特別な関係にある貝島（大ノ浦炭）、毛利（金田炭）のみである。

このように、石炭商売を通じて関連する副商売が展開するとか、東京・大阪の製造所への売込みがおこなわれる状況になりつゝも依然として三池炭の輸出が主要な商売をなしていたのである。

さて、それでは日清戦争後、とくに明治三〇年代前半へかけてどのような変化が生じたのであろうか。まず、第八表から明治三〇年以降における三井物産石炭取扱高の内訳と、全国出炭高ならびに三井出炭高との比較をみよう。総取扱高がいちじるしく増加していくという先に確認した事実を前提にして内訳の特徴をみると、第一に、内国売買高が増えて輸出高とほぼ半々の割合となったことであり、第二に、三池炭以外の他種炭、三井鉱山炭以外の他社炭の急増である。

もちろん、輸出高自体もまた三池炭取扱高も著増しているなかで、上記の特徴的な変化がおこったことを忘れてはならない。いわば量と質と二面からの変化をどう統一して捉えるかという問題なのである。

明治三〇年九月、三井物産で石炭商務打合せのために開かれた第一回石炭諮問会(5)から、当時における石炭販売市場の状況を窺ってみよう。

第8表 三井物産会社石炭取扱高の構成（1897～1910）

年度	A輸出		B国内売		C取扱高合計		D全国輸出高	A/D	E全国産出高	C/E	F三井鉱山産出高	G内三池出炭高	$\frac{C-F}{C}$	$\frac{C-G}{C}$
	千トン	千円	千トン	千円	千トン	千円	千トン	%	千トン	%	トン	トン	%	%
明治30	409	2,291	338	2,112	762	4,631	1,530	26.7	5,230	14.6	633,121	633,121	16.9	16.9
31	495	4,529	644	4,548	1,147	9,244	1,805	27.4	6,750	17.0	750,589	749,772	34.6	34.7
32	624	5,465	896	4,211	1,545	10,203	2,013	31.0	6,776	22.8	747,056	719,836	51.7	53.5
33	—	6,279	—	6,136	—	13,125	2,402	—	7,489	—	1,003,333	737,823	—	—
34	—	8,342	—	7,752	—	17,678	2,922	—	9,018	—	1,320,094	905,116	—	—
35	730	6,659	2,889	10,034	3,621	16,809	2,938	24.9	9,702	37.3	1,451,087	967,417	59.9	73.3
36	1,596	11,307	1,703	7,753	3,311	19,303	3,433	46.5	10,089	32.8	1,711,317	1,114,729	48.3	66.4
37	1,820	11,519	2,031	8,394	3,941	22,097	2,878	63.2	10,724	36.8	1,894,692	1,256,432	51.9	68.1
38	1,912	12,299	2,448	12,894	4,404	26,024	2,507	76.3	11,542	38.2	1,852,453	1,321,945	58.0	70.0
39	1,804	16,679	2,344	17,269	4,156	34,072	2,402	75.1	12,980	32.0	2,023,749	1,478,757	51.3	64.4
40	2,076	16,807	2,345	14,841	4,448	31,933	2,922	71.1	13,804	32.2	2,167,704	1,501,116	51.3	66.3
41	2,011	15,869	2,165	14,139	4,265	30,686	2,863	70.2	14,825	28.8	2,420,348	1,527,302	43.3	64.2
42	2,043	15,359	2,246	13,567	4,415	29,965	2,844	71.8	15,048	29.3	2,644,630	1,574,485	40.1	64.4
43	2,233	17,045	2,337	12,954	5,016	32,601	2,793	80.0	15,681	32.0	3,042,803	1,790,563	39.4	64.3

出所) 前掲第2表, 第5表。全国輸出・産出高は『日本経済統計総観』, 三井鉱山産出高・三池出炭高は「三井鉱山五十年史稿巻五ノ二」。

注) 1. 未滿切捨て。

2.  $\frac{C-F}{C}$  は三井鉱山以外の取扱炭でいわゆる「他社炭」の比率。

$\frac{C-G}{C}$  は三池炭以外の取扱炭でいわゆる「他種炭」の比率。

(前略)

(輸出市場について)

上海ニ於ケル既往十ヶ年間に石炭輸入ヲ案スルニ十ヶ年前ニ在リテハ式拾六万屯ノ輸入ニ過キサリシモノ昨年度ニ於テハ四十八万屯ニ増加セリ是レ畢竟紡績工場生糸製造場等カ著シク発達シタル結果也尤モ今日迄ハ未タ全部運轉ノ運ニ立至ラザリシモ十一月頃新棉ノ出盛リ時分ニ至レハ大抵運轉スルニ至ルヘク其他無錫杭州等ニ於テモ続々工場ノ設立セラル、モノアルカ故ニ本年度ノ石炭輸入高ハ五十五万屯ヲ下ラサルヘシ其内式十万屯ハ船舶之ヲ使用シ残り三十五万屯ヲ工場鍛冶屋其他鉄道等ニ使用スル割合ナリ而シテ本年一月以來今日ニ至ルマデ各種石炭ノ輸入ニ付特ニ著シキ変化ヲ呈シタル点ハ是迄余リ多ク使用セザリシ東京炭カ中々輸入セラレタルコト是ナリ蓋シ上海地方ニ於テハ蒸氣力ヲ応用センカ為ニアラス單ニ湯ヲ沸スノ目的ノミニテ石炭ヲ使用スルモノアルカ故ニ夫等ノ目的ニ向テハ上等炭ヲ使用スルノ必要ナク從テ炭価昂騰ノ今日ニ在テハ追々下等炭ヲ使用シ是迄ハ殆ント使用セザリシ石炭ノ如キモ亦用ヒラル、結果トナルナリ然リ而シテ本年各工場等ニ於テハ五千屯余ノケバオ炭ヲ使用セリ是ハ主ニ三池ト半分交セ位ニシテ使用シタルモノニシテ使用者ノ言フ所ニ依レハ三池ノミヲ使用スルヨリモ利益ナリト云フ(山本条太郎上海支店長發言)

(国内市場について)

東京地方ニ於ケル石炭ノ需要ハ益々増加ノ一方ナリ而シテ其尤ナルモノハ鉄道是ナリ鉄道ノ需要ハ明年度ニ在テハ少クモ三十万屯以上ニ上ルヘント考フ又東京ニ於ケル工場ノ需要ハ随分大高ニ上リ電灯会社王子製紙場印刷局鐘ヶ淵紡績東京紡績瓦斯工場等何レモ式百万斤(千式百屯)位ツ、ヲ使用ス尤モ其中ニハ百万斤位使用スルニ止ルモノアリ而シテ工場ニ於テハ石炭ハ最モ必要ノ物ナレハ炭価非常ニ騰貴スルモ依然買入ルヘキ現況ナリ

近來磐城炭ノ産出高大ニ増加セリ即チ昨年迄ハ十万屯位ノ産出ニ止リタルモ本年ハ式拾万余ヲ産出セリ此上尚ホ倍額ニ増加スルモ売方ニ困却スルコトナカルヘシ本年モ半数以上ハ途中ニテ使用シ東京迄来リタルハ七八万屯ニ過キス又石炭ノ騰貴ハ一時需要者ヲシテ高貴ニ過クルトノ念ヲ起サシメタル模様ナルモ今日ニ在リテハ既ニ高価ニ馴レ一万斤六拾円十兩ノ相場ニテモ進シテ買取リ一言高価ナリト唱フルモノナク且其売高ハ益増多スヘキ有様ナリ從テ今後販路ノ減縮スルカ如キ恐ハ万々之ナシト謂テ可ナリ思フニ今後炭価高貴ノ為メ海外輸出向大ニ減少スルトセハ自カラ我炭価ノ下落ヲ誘起スヘシト雖モ而モ今日東京地方ニ於ケル実況ヨリ推ストキハ良シ炭価今日ヨリ下落セサルモ売方ニハ少シモ困難ヲ感スルコトナキナリ又石炭ニハ夫々向々アリ豊前炭ノ鉄道ニ於ケル唐津炭ノ硝子工場ニ於ケル粉炭白水ノ紡績ニ於テ混用セラル、カ如キ是ナリ而シテ其何ヲ問ハス今日ノ相場ニテドシ、売行ク姿ナリ

三池粉炭ハ近來品不足ニテ価モ極メテ昂騰セリ之ハ重ニ鍛冶屋ニ於テ使用スルモノニシテ初ハ月五六百屯位ニ止リタルモ今日ハ千五百屯余ノ売行アリ而シテ紡績等モ又三池粉ヲ白水又ハ大辻粉等ト混用シ其結果大ニ良好ナル模様ナレハ今後尚倍額位ハ容易ニ売行クヘキ見込ナリ（平田初熊本店石炭掛主任發言）

神戸支店ニ於テハ可成大阪ノ方ヘ侵入セサル主義ナリシ故大阪地方ノ事ニ付テハ満足ノ報告ヲ為ス能ハサルヲ憾ム併シ見受ケル処工場ハ益々増設サラレ又追々新設セラル、モノモアリ且小鉄道等モ統々敷設セラル、有様ナレハ石炭ノ需用ハ今後愈々増加スヘシ而シテ神戸ヘ船ニテ來ル石炭ノ内神戸ニ於テ使用スルハ鐘ヶ淵並上海紡績工場及川崎造船所位ニ止リ其他ハ重ニ大阪地方ニ這入ルモノナリ宛ニ角今日ノ処石炭ニ品底ノ姿ナレハ紡績会社ハ困迫ノ余リ自ラ炭ヲ買ヒ自ラ船ヲ持チ直接石炭ヲ取寄セントスル計畫ヲ為スモノサヘ有之位ナリ斯ル有様ナレハ爰許一寸炭価ノ下落スヘキ模様ナシ殊ニ又輸入ハ益増加スルニ拘ハラズ輸出之ニ件ハサルヲ以テ外国ヨリ來リタル船ハ何カ戻荷ヲ求メサルヘカラス結局自然石炭ヲ積取リ又ハ少クトモバンカールヲ多ク積取ルト云フ如キ結果トナルカ故ニ益々以テ石炭ノ下落ヲ遮ルカ如キ姿トナル炭価如此好氣配ナルヲ以テ大阪地方ニ於テハ追々下等炭ヲ使用シ延テ抗所ニ於テハ是迄棄テ、顧ミサリシ悪炭迄モ輸送シ來リ之レストラ売行ク実況ナレハ炭価ハ今日ヨリ甚シキ下落ヲ呈スルトナカルヘク又其需用高モ決シテ減スルコトナカルヘク寧ロ神戸等ニ於テハ其需用ヲ増加シ海外輸出高ノ如キモ亦増進スヘシト考フ三池粉炭ハ山陽鐵道ノ工場及川崎造船所等ニ於テ之ヲ使用シ大阪ニ於テハ砲兵工廠ニ於テ之ヲ使用ス此分ハ明年モ引続キ使用スヘク其高ハ余リ増減ナカルヘシ  
之ヲ要スルニ阪神地方ニ於ケル石炭ノ売行ハ益々可ナルモノト思考ス（長谷川銕五郎神戸支店長發言）

以上にもみるように、石炭市場の状況は輸出・国内ともに新たな需要の拡大によって、活発な売込みが始まっているのである。鉄道・工場用炭の増加に示されるように、産業資本の発展は石炭にエネルギー源としての重要な地位を与えたのである。もちろん、同様の需要増は船舶用炭にも共通していることはいうまでもない。こうして三井物産は三池炭のいっそうの輸出増をはかると同時に、新規の需要先に対して三池炭以外のいわゆる他種炭の供給を増やすことになった。他種炭の取扱いは二つの方向でおこなわれた。一つは、三井鉱山自身の筑豊への進出による筑豊炭の取扱いである。明治三一年から三井鉱山山野炭、同三三年から同じく田川炭の三井物産による一手販売が始まっている。もう一つ

は、従来から消極的ながらつづけてきた他社炭の依託、販売を拡大することであった。明治二十九年九月、三井物産は三井家所有鉱山産出石炭及従来取扱来候石炭之外猶目下多分ノ需要ニ応スル為メ他ノ石炭モ広ク委託販売若クハ一方ニ売却ヲ為シ一方ニ買約定ヲ為スコト<sup>(6)</sup>を決定している。その後、三井物産は積極的に各炭坑と販売契約を結び、他社炭取扱高は増えていった。三井物産がこの時期に一手販売契約を結んでいた炭坑は、筑豊の金田・豊国・芳雄・大ノ浦・大辻等、唐津の芳ノ谷・杵島の市村・福母等多数にのぼっていた。<sup>(7)</sup>

それでは一手販売契約の内容を典型的な事例にしたがって検討してみよう。つぎに掲げた「約定書」<sup>(8)</sup>は、明治三十一年一二月貝島太助を相手に筑豊第二大ノ浦炭について一手販売契約を結んだものである。約定書式は印刷され、同様の書式が他の炭坑の場合も適用されていることから、契約条項は当時のかなり一般的に適用された条件であったと考えられる。

#### 約定書

貝島太助ハ其採掘ニ係ル第式大ノ浦石炭ノ一手販売ヲ三井物産合名会社ニ依託スルニ付貝島太助ヲ甲トシ三井物産合名会社ヲ乙トシ双方ノ間ニ結約スル條款如左

##### 第一条

甲ハ其採掘ニ係ル石炭ノ一手販売ヲ乙ニ依託シ乙ハ本邦並ニ海外ニ於テ誠実ニ之ガ販売ヲ努ムベシ

##### 第二条

甲ハ本約定有効期限内ハ乙ノ承諾ヲ得ルニ非ザレバ其石炭ヲ直接間接ニ他へ販売セザルベシ

##### 第三条

甲ハ其石炭ノ採掘高並貯炭高ヲ毎週間毎ニ報知シ乙ハ常ニ其出炭並貯炭額ヲ詳悉シ販売ノ緩急ヲ計ルベシ

##### 第四条

甲ハ其採掘セシ石炭ヲ若松又ハ門司港ニ運搬シ数量ヲ改メテ乙ニ引渡スベシ

但右授受終了後ト雖モ乙ノ過失怠慢ニ原因セズシテ其石炭ノ貯藏中輸送中又ハ買手ヘ引渡中ニ生シタル欠減ハ総テ甲ノ負担トス  
第五条

乙ハ甲ヨリ受取リタル石炭ヲ積出港ニ於テ売却シ又ハ販売地ヘ輸送シ其送り先ニ於テ受渡ヲ成スノ約束ヲ以テ売却シ又場合ニ依リ予テ現品ヲ販売地ヘ輸送シ置キ漸次其売却ヲ為ス等専ラ甲ノ利益ヲ謀ルベシ

但石炭輸送用ノ船舶ハ甲ノ依頼ニ依リ乙ニ於テ之ヲ雇入ルベシ

第六条

石炭ノ売価ハ直売ナルト先売約定ナルト將タ数ヶ月間継続スベキ約定ナルトヲ問ハズ甲乙協議ノ上時々之ヲ定ムベシ

第七条

乙ハ甲乙協議ノ上或ル数量又ハ或ル期限間ノ出炭ヲ委託販売ノ方法ニ依ラズ時価ヲ以テ自カラ買取ルコトアルベシ

第八条

甲ハ石炭販売ノ手数料トシテ売上代金ノ百分之貳半（即チ金百円ニ付金貳円五拾錢ノ割）ヲ乙ニ支払フベシ

但本手数料ハ乙カ自カラ甲ノ石炭ヲ買取ル場合ニ於テモ亦甲ヨリ乙ニ支払フモノトス

第九条

乙ニ於テ甲ヨリ依托ヲ受ケタル石炭ヲ買手ヘ引渡スニ方リ其炭質普通品ニ劣リタルガ為メ故障ヲ生シ之ガ為メ損害ヲ蒙リタルトキ

ハ其損害ハ凡テ甲ニ於テ弁償スベキモノトス

第十条

甲ヨリ受取リタル石炭ヲ乙ニ於テ輸送シ又ハ貯藏スル場合ニハ必ず海上又ハ火災保険ヲ付スベシ

但其保険料ハ甲ノ負担トス

第十一条

天災地変其他不可抗力ニ依テ生シタル石炭ノ滅失損害ハ総テ甲ノ負担トス

第十二条

甲ニ於テ乙ニ引渡シタル石炭ニ対シ借入金ヲ要スルトキハ乙ハ該石炭ノ時価八割迄（金百円ニ付金八十円）迄前貸スルコトアルベシ

但利息ハ其時々ノ三井銀行貸附日歩ノ割合ニ依ルモノトス

第十三条

石炭ノ輸送並ニ販売上ニ付要スル諸費用ハ乙ニ於テ立替ヘ支払ヒ置キ売上代金中ヨリ差引精算スベシ

#### 第十四条

乙ノ内外本支店ハ依托石炭売捌受渡済ノ上代金ノ取立ヲ為シ其収入後拾日以内ニ売上仕切書ヲ調製シ第十二条ノ前貸金元利(若シ前貸アルトキハ)及販売手数料運賃人足賃解賃仲買口銭保険料電信料郵便其他ノ諸掛費用ヲ引去リ其残額ヲ本店ニ於テハ直チニ甲ニ仕払ヒ各支店ニ在テハ一応之ヲ本店ヘ送致シ本店ハ該金受入後直チニ甲ニ仕払フモノトス  
万ニ精算ノ上不足ヲ生シタルトキハ甲ハ乙ニ対シ直チニ之ヲ弁償スベシ

#### 第十五条

当事者ノ一方ニテ本約定ニ違背シタルトキハ他ノ一方ハ違背者ヲシテ損害ヲ賠償セシメ且本約定ヲ解除スルコトヲ得

#### 第十六条

本約定ノ有効期限ハ明治三十二年一月一日ヨリ明治三十六年十二月三十一日ニ至ル満五ケ年トス

但満期ノ際双方合意ノ上更ニ本約定ヲ継続スルコトアルベシ

右約定締結ノ証トシテ本書ニ通テ調製シ記名捺印ノ上各寄通ヲ領有スルモノ也

明治三十二年一月一日 東京市日本橋区坂本町四十三番地

三井物産合名会社 (社印)

社長 三井元之助

福岡県筑前国鞍手郡直方町

七百貳拾番地

貝島太助

この約定書にみる特徴点はつぎの三点である。第一に、一手販売契約は文字通りの排他的契約で、三井物産が全出炭を独占することである。第二に、販売経費はすべて坑主負担となり、三井物産は売上代金の二・五パーセントの手数料を得るといふ委託販売に徹していることである。第三に、売炭代の八〇パーセントまでの前貸金融を三井物産が保証していることである。すなわち、三井物産は前貸金融の保証によって、全出炭量の販売権を掌握し、委託販売方式を貫くこ



とで市場の変動による危険は炭坑主に負け、自らは手数料を確実に入手できたのである。

そしてこの一手販売契約は市場における三井物産の支配を拡大する最も有効な手段であった。一つの銘柄炭を全量確保することになったからである。三井物産による市場支配網の拡大と一手販売契約の増加とは相互関係を持ちつゝ進行し、あたかも三井物産と炭坑主とは共通の利害を有する共生関係にあるかにみえたが、その実上記のように、三井物産に主導されて三井物産の市場支配を強める一翼に加えられていったのである。

ところで、中小炭坑会社との一手販売契約関係の成立は、一方における三井鉱山の巨大会社としての存在との関連で捉えなければならぬ。前掲の第八表にみるように、三井鉱山の出炭高は巨額であり、このことは、販売を一手に担当する三井物産の市場における地位を他にぬきんでた存在としていた。また、三井鉱山のような巨大炭坑にくらべて、中小炭坑会社は、その生産において常に劣勢を強いられ、格差是正のための新規起業費ならびに設備費投資は資金不足によってすすまなかつた。

このような条件下にある中小炭坑会社にたいして、三井物産は一定の資金融通をおこない、その交換条件として一手販売契約を結ぶことを求めたのである。たとえば、明治三〇年六月二日付で契約された佐世保山之田炭坑への貸付条件を「仮契約書」<sup>(10)</sup>からみよう。

仮契約書

一 三井物産合名会社長崎出張店竹田貞松ヲ甲トシ田崎秀蔵ヲ乙トシ左ノ仮契約ヲナス

一 乙ハ甲ニ自己採掘中ノ長崎県肥前国北松浦郡柚木村大字柚木ノ鉱区參拾伍万式千六百坪ヲ監督署ノ登記ヲ経抵当トシテ差入  
レ甲ハ乙ニ金五千元ヲ登記済ノ上貸渡ス事

一 乙ハ甲ニ対シ借入金利子日歩百円ニ付參銭ノ割合ヲ以テ仕払フ事

一 乙ハ書入タル礦区ヨリ採掘スル石炭ヲ本月ヨリ毎月百五拾万斤ヨリ不少高峯ケ年間甲ニ委託販売ヲ托スベシ但シ甲ノ申受ル

手数料ハ売上金額百分ノ五タル事

一乙ハ甲ニ委託販売ヲ寄托スルト雖モ相方合意ノ上毎式ケ月ニ一回其前月十五日以前ニ於テ相場ヲ定メ売渡ノ約束ヲナス事アルベシ但シ右直段ハ佐世保船乗毎壱万斤ヲ建トスル事

一佐世保ニ於テノ積入ハ習慣通りノ入目ヲナス事

一乙ハ約束ノ数量ヲ甲ニ渡シ了ラザル内ハ決シテ他ニ売却又ハ送附等ヲナサザル事

一乙ハ決シテ他ノ坑区ヨリ出炭スル石炭ヲ混合スベカラサル事

一甲ハ売上仕切残金ヨリ毎壱万斤ニ付五円ノ割ヲ以テ貸金元金トシテ引去ル事

一利子勘定ハ毎月末トシ仕切残金ヨリ引去ル事

一此契約書ハ追テ本条約書ト交換スル事

この事例にみるように多くの場合が、鉱区或いは炭坑設備を抵当にし、また返済は売炭代から天引するという三井物産にとって安全な貸金となっていた。なかでも早くから緊密な関係にあった貝島・豊国両炭坑への融資は多額にのぼっていた。明治三六年年上期末の三井からの貸金残高は第九表にみるとおりである。両炭坑とも筑豊の優良坑を所有し、筑豊炭の重要部分を占める中堅炭坑であり、三菱・安川など筑豊の雄と対抗するためには三井物産にとって必要な相手であった。

以上に見てきたように三井物産は明治三〇年代前半において、三井鉱山の巨額な出炭を土台に、売炭代に対する前貸金融、採炭拡張資金の融通等を梃子にして中小炭坑会社との一手販売契約を拡大していった。そして、一手販売契約を結んだ炭坑は、三井鉱山の鉱区独占が手薄な筑豊、唐津、杵島を中心にさらに常磐にまで及んだ。こうして三井物産の取扱石炭はその総量の伸びにおいて、また各種用途の引合いに応じるための種別(品質)において、この段階に飛躍的な転換を遂げたといえることができる。<sup>(11)</sup>

なお、三井物産の炭坑金融について、とくに留意しておかなければならないのは、三井銀行の役割である。もちろん

第9表 三井の炭坑への貸金（1903）

炭 坑 別	三井物産貸	三井銀行貸	合 計
豊国炭坑	322,206 <sup>円</sup>	582,409 <sup>円</sup>	904,615 <sup>円</sup>
本洞炭坑		125,000	125,000
貝島太助		382,500	382,500
麻生太吉		221,880	221,880
貝島礦業会社	499,185	557,906	1,057,091
田島信夫	50,000		50,000
芳ノ谷炭坑	99,000		99,000
福井炭礦	4,000		4,000
岡田炭礦	17,887		17,887
王城炭礦	17,155		17,155
笹原炭礦	16,600		16,600
関西採炭会社	8,944		8,944
合 計	1,034,930	1,869,695	2,904,676

出所) 臼井喜代松「三井物産合名会社概覽」(三井文庫所蔵資料井上交付書類第47冊、『三井事業史資料篇三』収録)。

注) 1. 円未満切捨て。  
2. 明治36年6月末現在。

すでに三井銀行自身、筑豊など九州地方の炭坑主の大部分を顧客としている状況を窺うことができる。そして、この

……昨年十二月末日門司支店ニ於ケル貸付金ハ二百八十六万八千円其内石炭カ二百七十七万四千円ソレカラ木綿織物其他ニ対シテ七十二万四千円右ノ石炭ノ貸金ノ内テ担保品付キノモノカ六十一万圓普通ノ割引手形カ百五十三万圓、ソレカラ取引手形銀行ノ再割引カ三十五万圓、三井物産ニ貸シタノカ三十六万圓差引門司支店カ直接ニ石炭取引ニ屬スルモノハ八十七万圓ニ過ギナイ、ソレモ筑豊ノ一ケ年ノ石炭高ハ凡ソ十五万噸テ御座イマシテ門司支店ノ貸付カ僅カニ八十七万圓ニ過ギナイノデ御座イマス、是レハ成タケ得意ヲ撰択シタ結果テ御座イマスケレドモ未ダ立派ニ擴張スル所ノ余地カ今後私ハ十分アラウト信ジマス

(前略) 其間ニ取引ノ得意ノ撰択ヲシタ結果今日礦業家及石炭業者ニシテ上流ニ位スル者ハ網羅シ尽シ上流ノ得意ハ他ニ行カナイトイフ位ニナツテオリマス、(中略)

ん、三井物産の資金需要にはたす三井銀行の重要性はいうまでもないが、ここでは三井銀行が三井物産による炭坑金融↓一手販売契約の成立という過程に直接かわっていたことを指摘しておきたい。まず、三井銀行門司支店の炭坑に対する関係を明治三三年一月に開かれた三井銀行支店長会における門司支店長林健の報告からみよう。

よるな三井銀行の炭坑金融が三井物産による金融と密接な協力関係を保ちつゝ、とくに炭況が停滞し資金需要が逼迫した明治三〇年代半ばには三井銀行の融資が重要な役割をはたしていた。たとえばつぎの三井銀行による炭坑金融の事例をみよう

一 対貝島氏貸増及ヒ監督ノ件<sup>(13)</sup> (明治三五年三月一八日決定……引用者注)

大辻、大ノ浦、白岩、柚ノ木原ノ四炭坑及ヒ吉隈外三未採掘坑区ヲ担保トシテ貝島太助氏へ貳拾万円貸付ノ契約ヲ結ビ、其貸付金ヲ以テ先般一時貸ヲ為シタル五万円ト別口割引貸参万五千元トヲ回収シテ差引拾七万五千元ヲ貸渡ス件、門司支店長ヨリ門司第四号ヲ以テ伺出タル趣聞届致度コト

本件許可候上ハ貝島氏一個人ニ対スル当行ノ貸金五拾参万円トナリ、之ニ加フルニ三井物産会社ノ債権五拾万円ヲ以テスレハ三井家債権総額ハ百余万円ノ巨額ニ上ルニ付テハ、将来同氏事業経営ノ良否如何ハ直ニ債務ノ弁済ニ影響シ、当行ニ於テ迷惑ヲ蒙ル虞渺ナカラス、右ニ付当行ハ三井鉱山会社、三井物産会社ト共ニ自今同氏事業監督ノ実ヲ挙クルノ必要有之候、仍テ左ノ件々予メ承諾セシメ置キ追テ契約書ヲ提出セシムルコトト為スベシ

一、鉱業上ニ於ケル危険ヲ予防スルコト

二、天災地変其他不可抗力ニ依ル不時ノ災害ヲ生スル場合ニ之カ予防又ハ復旧ノ工事ヲ為スコト

三、鉱業警察規則ヲ遵奉シテ之ニ関スル設備ヲ為スコト

四、所轄鉱山監督署其他ヨリノ命令通知ヲ遵奉シテ履行スルコト

五、各坑採掘ノ石炭ハ三井物産会社へ一手販売ヲ托スルコト

六、炭坑ニ臨検シ又ハ帳簿其他ノ書類ノ検閲ハ何時ニテモ当行ノ求ニ応スルコト

一 麻生氏へ坑区担保貸出ノ件<sup>(14)</sup> (明治三五年三月二八日決定……引用者注)

麻生太吉氏ヨリ当行へ拾五万円ノ融通ヲ受ケ度旨依頼有之、其担保トシテハ豆田坑区、芳雄坑区、其他一切ノ財産ヲ挙テ差入ルルモ苦シカラズトノコトニ有之候処、豆田坑区ハ佐伯技師及ヒ別紙西山技師ノ報告ニ依レハ其事業甚タ面白カラズシテ見込附兼ナル趣ナレトモ、芳雄坑区ハ毎年拾万余円ノ純益アル趣ナレハ、豆田坑区及ヒ芳雄坑区、赤坂坑区、粕屋坑区ヲ担保トセシムルニ於テハ、拾五万円ノ貸金ハ安心シテ可ナリト被存候、且藤棚坑区ハ貳拾参万五千元ノ債権ヲ有シテ今ハ殆ト同氏ノ独占ニ帰セ

ントセリ、其他ノ財産トシテハ「コークス」工場、鉄工場ノ外不動産モ渺カラス、而シテ其負債ハ如何ト云フニ、此融通金拾五万  
円ヲ以テ他ヨリノ負債悉皆ヲ償還セントスル程ノ次第ニモ有之、旁別紙ノ通り門司支店長ニ訓令シテ貝島氏ニ対スル場合ニ於ケル  
カ如ク、此貸出金ヲ為スト同時ニ充分監督ノ実ヲ挙ケ、其二坑区ノ出炭モ三井物産会社ノ一手販売タラシメ度コト

すなわち、貸付条件のなかに、各坑の出炭は三井物産の一手販売とすることが含まれている点に注目しておきたい。  
もっともこの場合、三井銀行が緊密な関係を持ったのは三井鉱山にたいしても同様であり、以上の連携をけつして三井  
銀行と三井物産との限られた共同とみるのではなく、三井全体の資本の動きをみる視点で捉えることが必要であろう。<sup>16)</sup>  
ここに掲げた事例のうち麻生所有の藤棚・本洞両炭坑は、やがて三井鉱山の経営に移り、明治四〇年筑豊において、田  
川・山野につぐ第三の拠点本洞炭坑となり出炭を開始している。

さて、以上でみてきたように一手販売契約の広汎な成立によって、石炭取扱高を飛躍的に増やし、販売市場での圧倒的  
地位を確保すると、三井物産は次第に固定貸金を止め、炭坑金融を売炭代前貸に限る方針を取り始める。すでに、明治  
三三年七月、「石炭商売ニ付執ルヘキ方針ハ過般来指示スル所アリタルモ此際別紙一般内訓ノ趣旨ニ則トリ可成坑主ニ  
対スル貸金ヲ減少スルノ方針ヲ勵行シ以テ金融上非常ノ困難ニ陥ラサランコトヲ期スヘシ」という社長訓示が<sup>16)</sup>出されて  
いる。だが、実際に新規貸金を厳しく制限し、滞貸金の整理をおこなうのは日露戦後のことであった。明治三六年四  
月、鉱区担保書入三万三〇〇〇円貸の条件で明治三七年一二月まで一手販売契約を結んだ岸嶽炭坑の場合、期限切れ後  
の明治三八年八月には坑主が上京しての懇請にもかかわらず、「炭坑へ貸金ハ自今見合ノ方針ナル旨ヲ」<sup>17)</sup>以て一〇万円  
の貸出を拒絶している。

また、従来から関係の深かった貝島・豊国炭坑などに対する貸金も返済を迫り、明治四〇年代には炭坑にたいする固

定貨金は零となった。

それでは、石炭販売市場はその後どのように変わっていったであろうか。詳細な検討は別の機会にゆずり、ここでは明治三〇年代前半と異なる顕著な事情にしぼってふれておこう。

明治三十四年三月、東京本社で開かれた石炭諮問会の席上で益田孝はつぎのように発言している。<sup>(18)</sup>

(前略) 三井家が石炭ノ事業ニ資ヲ投セラレ居ルハ莫大ノモノニシテ各種事業中最モ大ナル部分ナリ三井家ノ石炭山ヨリ採掘スル石炭ヲ土台トシテ百五拾万屯ノ委託販売ヲナシ其合計式百五拾万屯ノ多額ヲ売捌ク次第ナルガ故ニ当社ニ於テモ石炭ノ商売ハ最モ重大ナルモノナル事御承知ノ通りナリ所ガ今日迄他人ニ先鞭ヲ着ケ海外ニ店ヲ出シ人ヲ派シ直接ニ需要地ニ販路ヲ開キ加フルニ社船ノ運送船ヲ以テセル故前述ノ式百五拾万屯ノ巨額ヲ取扱ヒ得タルモノト考フ然ルニ時勢ノ変遷ト共ニ他人モ進歩シ来リ指名シテ之ヲ云フハ如何ハシケレドモ谷口、加藤ノ如キサヘ直接ニ香港ニ於テ商売スルニ至レリ即チ前ニハ困難ナリシ事モ今日ハ頗ル容易トナリ尚又資本ノ前貸ヲナシ販売ヲ容易ナラシメン事モ今ハ他人モ之ヲナシ現ニ三菱ノ如キコレナリ即チ商売ノ働キノ上ニモ競争者現ハレ資本ノ上ニモ競争者出テ北海道炭鉱ノ如キ自ラ何地ニモ炭ヲ運搬売買スルニ至レリ要スルニ我社ガ今日ニ至ル迄有セシ特別ノ技量ハ今ヤ平々凡々トナレリト云フベシ今日ニシテ之ヲ忽ニスレバ得意先ヲ失ヒ式百五拾万屯ノ数モ取扱フ能ハサルニ至リ結局三井家ノ大資本ヲ投ゼル炭山事業ニモ影響スルニ至ラン申明カナリ故ニ此際販路ノ拡張ヲ計リ機械設備ヲ完フシ及売方ニモ改良ヲ加ヘタク殊ニ三池ハ一日參千屯ノ多額ヲ出スニ至レリ此レモ頗ル研究工面ヲ要スル事ナリ

早くも明治三四年の段階で、他の石炭商との競争が激しくなりつゝある事情がのべられている。すなわち、海外への直輸出商が現われたこと、三菱など大手の競争者が三井物産と同様の前貸金融を始めたこと、また北海道炭礦など大手の炭坑会社の直販<sup>(19)</sup>などが原因となつて、三井物産の市場における地位が脅やかされ始めたのである。すでに石炭独占間の競争が展開され始めたことを窺うことができよう。

このような状況の変化に対応して三井物産は少くとも二つの方向で石炭独占における優位を確保しようとした。一つ

は、炭価を切り下げるために運搬費など諸経費の節約である。具体的には、第一に三池築港計画の推進をあげることができる。多額の起業費投資によって年々出炭量が増加する三池炭の市場を確保することは、単に三井物産だけの問題ではなく、三井鉱山を含めた三井財閥の死活問題になっていた。三池炭直積港の建設は、百万屯を越える多量の出炭を市場に送ることを直接の目的としていたが、さらに三井物産にとって、従来の口ノ津港經由にくらべて運搬費がはるかに節減されることが重要であった。<sup>(20)</sup>この三池築港は明治三六年着工され、四百万円近い巨費を使って明治四二年に完成した。その他、荷揚施設の機械化、仲仕の直轄制化、自社運炭船の建造、沖積取船の建造など、これらは明治三〇年代半ば以降実施されたり、あるいは増加していった。

つぎにもう一つの方向は、一手販売契約を結んだ炭坑主の継続対策である。とくに坑主との係争を生じた問題は委託販売に際して売炭代から差引かれる諸経費であった。これらがすべて坑主負担であり、その多寡が坑主の利益に直接響いたからである。この坑主の不満をやわらげ委託販売を継続させるために、一時期、積出の際に仕切る打切勘定（その後の経費は一切三井物産負担）を試みたりするが、この場合も仕切値に坑主が不信を持つことになった。このような過程を経て、明治四四年三池炭を除く委託販売炭、すなわち他社炭ならびに三池炭以外の三井鉱山炭、それと買持炭、これらすべての売炭代をプール計算によって坑主と三井物産とが利益を折半する方式、いわゆる「プール計算法」が採用されて、いちおうの結着をみた。<sup>(21)</sup>この時、炭坑別の銘柄商標は廃止され、三池炭以外は「三井何等炭」という商標にかわった。ここに三井物産は、三井鉱山を核とし筑豊・唐津・杵島など九州の中堅炭坑を結集した石炭販売独占の結成に成功したのである。

(一)この時期の事情を示す資料として、本号掲載の史料紹介「三井物産会社と上田安三郎」を参照。

(2) 三井文庫所蔵資料 物産二二五。

(3) 「三井鉱山合資会社創立手続」 三井文庫所蔵資料 新一〇三一、前掲『三井事業史資料篇三』に全文収録。

(4) 前掲三井文庫所蔵資料 物産二八九。

(5) 「石炭諮問会會議録（明治三十年十月）」 三井文庫所蔵資料 物産一九九。

なお、開会にあたって専務理事益田孝はつぎのようにのべている。

今ヤ石炭諮問会ヲ開クニ際シ聊カ本会ノ趣旨ヲ述ヘンニ是迄年々本月頃各店支配人ヲ集メ又鉱山会社諸氏ノ臨席ヲ請ヒ互ニ石炭ニ関スル件ヲ協議シ来リタルカ本年度ニ於テ勦シク其趣ヲ異ニスルノ点ハ是迄ノ石炭會議ハ三池石炭ノ相談会ナリシモ本年ハ一般石炭ノ諮問会ナルコト是ナリ蓋シ先年来三池石炭ハ一ヶ年百万屯余モ出炭スルノ意氣込ナリシ為メ大ニ其販路ヲ拡張スルノ要アリ從テ物産会社ハ三池石炭ニ全力ヲ尽スベク他種ノ石炭ヲ取扱フコトハ三池石炭ノ不利ヲ来タスベシテフ感觸ヲ有シタルニ依リ可成他種石炭ハ取扱ハサル方針ヲ取りタルモ昨今年ノ事突ハ未タ三池石炭ノ盛況ヲ呈セス從テ又物産会社ニ於テ石炭商売ヲ為ス以上ハ三池石炭ノミニテハ需用者ヲ満足セシムルコト能ハス且ツ他種石炭ノ取扱ヲ為スモ毫モ三池石炭ノ販路ヲ妨害スルノ恐ナキコト明カナルヲ以テ茲ニ他種石炭ノ取扱ヲ開始セリ其結果トシテ三池石炭會議ハ一般石炭會議ト変スルニ至リシナリ（同前資料）。

(6) 「明治廿九年下半年理事會議案」 三井文庫所蔵資料 物産一一八。

(7) 前掲加藤論文二五五ページ参照。

(8) 三井物庫所蔵資料 物産二二七。

(9) この点について、明治三十五年四月の三井物産会社支店長諮問会における専務理事益田孝のつぎの発言が注目される。

……三池売炭ニ付テノ大体ノ方針ハ他ノ小坑主ノ方針トハ異ナルモノアリ即チ焚キ易キ炭ヲ出ス小坑主ハ可成リ高ク売ランコトヲ本意ト為スモ三池ハ焚キ難シトノ苦情モアル位ニテ一寸不自由ノ炭ナレハ他ノ炭ヨリモ比較的少々安直ニテモ可成沢山売却シ残炭ヲ生セサル様早ク売抜クコトカ得策ナリ……（明治三十五年四月支店長諮問会々議録） 三井文庫所蔵資料 物産一九七一。

(10) 「明治三十年度理事會議案」 三井文庫所蔵資料 物産一一九。

(11) 明治三三年五月二十九日三井物産では、つぎのような「石炭取扱規則」（達第拾号 三井文庫所蔵資料 物産六六）が制定された。新たな段階への対応として捉えることができよう。



石炭取扱規則

第一章 総則

- 第一条 三池石炭販売ニ付各店トノ引合ハ本部ニ於テ之ヲ為ス  
但三池粉炭ノ内地販売ニ限リ三池支店ニ之ヲ担当セシム
- 第二条 筑、豊、唐津、杵島石炭販売ニ付各店トノ引合ハ門司支店之ヲ担当ス  
但内地ニ於テ販売スルモノハ石炭産地所在店ト直接引合ヲナス
- 第三条 各坑主トノ引合ハ便宜坑主若クハ代理人ノ在ル土地ノ店ニ於テ之ヲ為サシム
- 第四条 三池石炭ノ外各種石炭ノ引合ハ坑主ノ便宜ヲ謀リ可成積出港打切り直段ヲ以テナスベシ

第二章 細則

第一節 引合方其他

- 第五条 三井鉱山合名会社初メ諸坑主ノ委託石炭ハ可相成便利ヲ謀リ契約条件ヲ詳ニシ親切ニ取扱ヒ坑主ノ満足ヲ得ル様各自注意シ左ノ方法ニ依リ之カ販売ヲ為スヘシ
- 第六条 委託計算 内外各地ノ状況ヲ觀察シ坑主ノ承認ヲ得テ送り荷ヲ為シタル石炭ハ販売店ニ於テ十分迅速ニ売捌ノ道ヲ講シ売価ニ付テハ積出店ト協議スヘシ
- 第七条 売上勘定書ハ可相成明細ニ運賃、斤量増減、金利庫數等諸費用ノ仕訳ヲナン徒ラニ坑主ヲシテ疑惑ヲ抱カシムルコト無キ様注意スヘシ
- 第八条 委託石炭ニシテ売約定アル分ハ積出販売両店共其約定実行ニ就キ充分ノ注意ヲ施シ受渡ヲナシ其一部結了毎ニ直ニ売上勘定書ヲ發送スヘシ
- 第九条 打切り計算 内外各地ニ於テ臨時売又ハ定期約定ヲ為サントスルニ当リ坑主ノ望ニ依リテハ打切り計算ヲ為スヘシ  
一、積出地船乗直段打切り  
積出地 F.O.B. ヲ以テ計算ヲ了シ積出店ハ荷物發送ノ時直ニ代金ヲ決算スルモノ  
運賃ノ高低、斤量ノ増減其他一切ノ費用ハ販売店之ヲ負担ス  
二、到着地直段打切り  
到着地 C.I.F. Ex ship 等ヲ以テ計算ヲ了シ販売店ハ其受渡結了ト共ニ其代金ヲ決算スルモノ  
運賃ノ高低、斤量ノ増減及契約上必要ノ入費ハ積出店之ヲ負担ス

三、打切り乗合

坑主トハ○○○ヲ以テ打切り計算ヲ了シ運賃ノ高低、斤量ノ増減其他ノ費用ヲ積出、販売ノ両店共通シテ負担スルモノ  
社持石炭 総テ社長ノ認可ヲ得テ買持ヲナス社持石炭ノ取扱ニ付テハ其買持ノ特許ヲ得タル店ニ於テ其損益ヲ負担シ各  
販売店トノ引合ハ恰モ坑主ノ地位ニ立チ委託又ハ打切計算ヲナスヘシ

第十條 田川、山野石炭ノ販売ニ就テハ門司支店ニ引合ヲナスヘシ

第十一條 内地向山野石炭ノ販売ニ就テハ便宜門司支店又ハ若松出張所ヘ引合ヲナシ門司若松ノ両店間ハ十分ノ連絡ヲ謀ルヘシ

第十二條 金田、豊国、芳雄、大ノ浦、大辻其外ノ豊筑石炭販売ニ就テハ門司支店ニ引合ヲナスヘシ

第十三條 右ノ内地向キノ分ハ便宜門司支店又ハ若松出張所ヘ引合ヲナシ門司若松ノ両店間ハ十分ノ連絡ヲ謀ルヘシ

第十四條 唐津、芳ノ谷、柚木原、蜂ノ巢等ノ唐津多久地方石炭ノ販売ニ就テハ門司支店ヘ引合ヲナスヘシ

第十五條 右ノ内地向キノ分ハ便宜唐津出張員ヘ直接引合ヲナシ唐津出張員ハ門司支店ト十分ノ連絡ヲ謀ルヘシ

第十六條 市村、福母、杵島等杵島郡石炭ノ販売ニ就テハ門司支店ヘ引合ヲナスヘシ

第十七條 右ノ内地向キノ分ハ便宜門司支店長崎支店又ハ牛津出張員ヘ引合ヲナシ門司長崎牛津間ハ十分ノ連絡ヲ謀ルヘシ

第十八條 第二節 海上保険

第十九條 三井鉱山合名会社委託計算ノ分ハ内地海外共汽船積ノ分ハ海上保険ヲ要セス但臨時予定外ノ地ヘ送ル分ハ此限ニ非ス

第二十條 右ノ内地輸送ノ和船積ハ積出地ニ於テ原価運賃ノ合計額ニ保険ヲ付スヘシ

第二十一條 他坑主ノ委託計算石炭ニ対シテハ積出店ニ於テ総テ必要ノ海上保険ヲ付スヘシ尤モ当社ヨリ貸金ナキ石炭ニシテ坑主

ニ於テ保険ヲ要セサルモノハ其旨ヲ明記シタル指圖書ヲ得テ之ヲ省略スルモ妨ナシ

第二十二條 門司、唐津、長崎、口ノ津、住ノ江等船乘直段打切り買約ノ分ハ之ヲ買取リタル販売店ニ於テ海上保険ヲ付スヘシ

第二十三條 到着地直段打切りノ分ニ対シテハ之ヲ売付タル支店ニ於テ海上保険ヲ付スヘシ

第二十四條 第三節 火災保険

委託社持共当分火災保険ヲ要セス

但委託坑主ニ於テ火災保険ヲ望マル、向ハ保険ヲナスヘク然ラサレハ火災保険ハ委託主ノ責任ナル事此際特ニ通知

シ置クヘキ事

第四節 為換及送金

第二十五條 三池石炭代金ハ従来ノ通り海外為換相場ハ本部ノ指揮ニ従フヘシ

第二十六条 三池ノ外諸石炭ノ代金ハ積出ノ時荷為換ヲ付スルモノト売上勘定書ト同時ニ送金ヲ要スルモノト何レモ坑主ノ望ニ從フヘキ事

第二十七条 打切りノ分ニ対スル為換相場ハ隨時協定ニ依ルヘキ事  
第五節 手数料

第二十八条 手数料ハ左ノ規定ニ依リ取得スヘシ尤三店以上ニ関聯スルモノ或ハ其他ノ事情ニ依リ左ノ規定ヲ適用シ難キ場合ニハ

關係店協定ノ上社長ノ認可ヲ得テ之ヲ実行スヘシ

三池石炭

販売店 式歩五厘

売上勘定ニテ控除ノ事

積出店 壹屯ニ付金貳錢

販売店ニテ控除シタル式歩五厘ノ内ヨリ分配ノコト

焚料約定 壹歩

倫敦紐育其外ニ於テ約定成立ノ分ニ対シ当該店ノ手数料トシテ販売店ニ領収スル式歩五厘ノ外ニ売上勘定書

ニテ控除シ倫敦紐育等ノ元約定店ヘ付換スヘキ事

委託石炭（三池ノ外一切）

販売店 壹歩五厘

積出店 壹歩

販売店ニ於テ売上勘定書ニテ式歩五厘ヲ控除シ内壹歩ヲ積出店ヘ分配スヘシ

焚料約定 壹歩

倫敦紐育其外ニ於テ約定成立ノ分ニ対シ当該店ノ手数料トシテ販売店ニテ勘定スル式歩五厘ノ外仲買口錢ト

シテ売上勘定書ニテ控除シ倫敦紐育等ノ元約定店ヘ付換スヘキ事

社持又ハ打切計算石炭

船業直段着直段ニ拘ハラズ積出地打切りヲ以テ引合ヲナス時ハ販売店ノ手数料ヲ含有セサルモノトス（即チ販

売店ハ之ニ自店ノ手数料ヲ加算シテ売直段ヲ作ルヘシ）

以上

(12) 「三井銀行支店長会速記録」三井銀行本店所蔵。

(13) 三井營業店重役會議件、『三井事業史資料篇四下』(財団法人三井文庫一九七二年)二八七〜八ページ。

(14) 三井營業店重役會議件、同右書二九一〜二九二ページ。

(15) 前掲第九表參照。なお、明治三十五年九月の「銀行視察報告書」(三井文庫所蔵資料 井上交付書類第四〇冊、前掲『三井事業史資料篇三』に収録)によれば、その固定資金の項で炭坑資金についてつぎのようになっている。

……次ニ注意スヘキハ門司ニ於ケル石炭礦主ニ対スル貸金ニシテ、其主ナル債務者ハ貝島太助、麻生太吉、平岡浩太郎ノ三氏ニシテ、礦区ヲ担保トシ又ハ三井物産会社、鉱山会社ヲ通シテノ貸金等ヲ合算シテ其悉皆ノ金額ハ百八拾万円ヲ超ユ、;(中略)之レ実ニ著シキ固定貸金ニシテ、銀行トシテハ最好マサル所ナレトモ、其起因ハ物産会社ヲシテ其採掘石炭一手販売ノ權利ヲ得セシムル為メニ寧ロ三井全体ノ關係ヨリ重役會ノ評決ヲ經テ貸出シタルモノニテ、中ニハ從來三井物産会社ノ前貸金ナリシヲ引継キタルモノアリ、又新ニ貸出シタルモノモアリテ此巨額ニ達シタル由ナルガ、物産会社ノ売上金ノ内ヨリ定額ヲ定メテ漸次ニ弁済セシムル事トナリ居ラ以テ追々ニハ皆済トナルヘシト云フ

(16) 明治三三年七月二八日社長訓示、三井文庫所蔵資料 物産六七。

(17) 「明治三十八年自一月管理部會議案」三井文庫所蔵資料 物産一二七。

(18) 「明治三十四年三月石炭諮問會會議錄」三井文庫所蔵資料 物産二〇一。

(19) 明治三五年四月の三井物産支店長諮問會における専務理事益田孝のつぎの發言をみよう。

……茲ニ御參考迄ニ述ヘ置キタキハ夕張ハ三井大株主ニテ團氏取締役タリ、波多野氏監査役タリ、器械軌条等ハ大分注文ヲ当社ニテ引受クルニモ拘ラス石炭ハ当社へ販売ヲ托セス、新嘉坡ニテハバタソレイイモンスへ代理店ヲ托シ居レル一事ナリ、井上角五郎氏文ナレハ大ニ談モ致シ易キモ兩宮敬次郎氏ハ元來手数料ヲ払フト云フコトカ嫌ヒノ人ニテ、三井ノミナラズ誰ニモ一手販売ハ托セサルナリ、故ニ株ノ尚沢山持チテ全權ヲ握レハ兎ニ角然ラサル以上ハ夕張炭ノ一手販売ヲ引受クル杯ノコトハ到底行ハレサル事ナリ、今日ヘ夕張炭ハ三菱杯カ持チ居ルト少シモ異ナルコトナシト心得居ル外ナシ、北海道炭礦鐵道ニテ誰ノ炭ニテモ運フトナレハ北海道ノ出炭ハ二百万屯位之増加スヘシ、然ルニ今日ハ炭礦会社カ鐵道ヲモノポライズシ居ル為メ他ノ沿道ノ炭山ハ採掘スルヲ得ス、加之炭礦会社ノ掘リ方カ案外遅緩ナル為メ十萬屯位シカ産出セス斯ル有様ニテ九州ノ炭坑ハ思ハサル保護ヲ受ケ居ル姿ナリ(前掲「支店長諮問會々々議錄」乙19ページ)

(20) 支店長諮問會における三井鉱山専務理事團塚磨の發言によれば、一トンあたり七、八〇錢の節減になるといふ(前掲「支店長諮問會々々議錄」甲4ページ)。また、同會における専務理事益田孝のつぎの認識にも注目しておく必要がある。

## 2 棉花

……向後膠州湾ノ炭モ出ツヘク開平モ沢山掘リ出スナラム、之ニ對抗シテ敗ヲ取ラサル様為スニハロノ津丈ニテハ不十分ニテ競争場裡ニ勝ヲ占ムルコト難シ、之ト大ニ競争ヲ試ミントスルニハ経費ヲ省キ炭ノ原価ヲ安クスルノ外ナシ、三池ノ築港ニシテ完成ノ眺ニハ何処ノ炭ヨリモ安ク供給シ得ヘシ、三池ハ多ク掘レハ掘ル程安ク付ク、今日迄ハ靜ニ依リタル故運賃割高ニ当リタルモ、築港完成シ運賃安クナル以上ハ大ニ炭ノ直段ヲ引下ケ得ヘシ、夫比築港ハ極メテ必要ニシテ同族会ニ於テモ年々六十万円宛三池ノ資本ヲ増スモ築港ハ完成セシメラル、コト、ナリ、其間ハ何ノ營業店ニテ不動産等ノ購入ハ見合ハセ三池ノ築港ニ注キ込ム事ト為ス迄ニ決意セラレタル訳合ナリ（同前甲8ページ）。

(21) 明治四四年、主要取扱商品につき新たに「特種商品取扱規則」が制定され、その規則に基づき石炭部が設けられた。同時に「石炭部規則」ならびに「石炭部細則」が制定されたが、その細則第二条に「貝島、麻生及三井鉱山株式会社経営ノ筑豊炭岩屋炭並当部買付炭ハ別ニ定ムル処ノ『プール』規則ニ依リ販売ス」（明治四十五年「現行達令類集」一六〇ページ、三井文庫所蔵資料物産九〇―四）とある。別の「プール」規則は現在までには見出ししていない。

明治二〇年代以降三井物産にとつて、紡績会社を相手とする棉花輸入の取扱いは、石炭と同様重要な商売の一つとなつていった。三井物産による棉花取扱いの具体的な様相については、すでに加藤幸三郎・山口和雄・高村直助氏による研究で明らかにされているので、ここでは取引の特徴について各段階を追つて検討するにとどめる。

まず、明治二四年益田孝の意見書のなかから棉花についての指摘をみよう。

(前略)

### 第三 棉花商売

棉花ノ商売ハ漸次隆盛ニ赴クノ勢アリテ近年ニ至リ輸入噸ニ増加シメニ明治廿一年ハ其輸入金額百六拾五万円余ナリシニ廿二年ハ増シテ三百四拾六万円余ニ上リ昨廿三年ハ尚ホ進シテ四百拾三万円余ニ至リタリ然シテ当会社ハ是迄ノ実験ニ由リ棉花商売モ亦本葉トシテ勉ムヘキモノナリトス茲ニ聊カ其理由ヲ陳レハ一方ニハ上海ニ於ケル上海棉花公司ノ製造ニ係ル線綿ノ一手販売取扱アレ

ハナリ抑モ綿花公司ノ製造ニ係ル繰綿ハ一ヶ年凡ソ五万担ニシテ此日本通貨額八拾壹万貳千五百円ニ上レリ然シテ是等一手取扱ノ由テ起リシハ全ク当会社ハ彼レカ重ナル株主タルノ故ニシテ実綿ノ買入レヨリ繰綿ノ売捌ニ至ルマテ悉皆当会社ニ一任サレタルニ是レ由リ之レカ売捌地ハ大阪ヲ第一トシ現ニ本年ノ如キモ既ニ參拾九万九千五百六円ノ販売ヲ為シ東京ハ之レニ並キ又拾万円以上ノ販売ヲ為シタリ殊ニ当会社ハ各紡績会社へ器械供給ノ縁故アリ且ツ近頃専ラ綿商売ニ勤ムルヲ以テ自然注文モ多ク時ニ或ハ米國乃至孟買ニ産スル綿花ヲ要スル事アリ又ハ清國綿ノ約定ヲ為スアリテ当会社ハ夫々産地ト電信往復シ時価ヲ知りテ注文主ト約定ヲ結ビ之レカ買付ヲ為ス等実ニ此商売ハ年ヲ累ヌルニ随ヒ益ス洪大トナルヘキモノナリ

幸ニ三井家ト密接ノ關係アル鐘ヶ淵紡績会社ノ如キモ其要スル棉花ノ買入ヲ一手ニ依托セラル、ヲ得ハ当会社ノ綿花商売ニ一層ノ勢力ヲ増スヲ得ヘシ

上海棉花公司ハ香港政府ニ登記セル株式会社ニシテ其株金高ハ七万五千兩此内四万五千兩ハ当会社ノ所有其他ハ外国人ノ所有ナリトス斯ク当会社ハ重モナル株主タルヲ以テ之レカ一切ノ取扱ヲ委任セラレ當会社上海支店支配人タル上田安三郎ハ該公司ノ委員長ニ撰任サレ居レリ併シ之レカ株式ハ該公司ノ營業今日ノ如ク利益アルニ際シ漸次外国人ニ讓与スル事ヲ勉メ成ルヘク持株ヲ減シ棉花ノ売捌ヲ失ハサラン丈ケニ其權利ヲ限り置クヲ要ス

ここで指摘されているこの段階における棉花商売の特徴はつぎの二点である。第一に、三井物産が主要株主である上海棉花公司（明治二年設立）を通じての中国棉花輸入が中心となつてゐることである。これは、やがて買弁を介する棉花取引から中国産地直買いにかわり、買弁から棉花を購入、いったん繰綿とする過程を引受けていた上海棉花公司の役割はうすれ、明治三十一年に同公司は解散された。インド、アメリカ棉花の輸入増加による中国棉花の比重低下も関係している。

第二に、三井物産の紡績会社にたいする紡績器械供給の關係が原棉供給に便宜を与へてゐることであり、さらに三井の投資先でもある鐘ヶ淵紡績会社にたいする原棉一手供給が期待されてゐる点である。すでにこの段階からイギリスプラット社製紡績器械の日本における専売権をもつ三井物産が、器械売込みを手段に原棉供給先を拡大してゐたことを知る。また、鐘ヶ淵紡績会社との間には、明治二十五年インド棉販売についてつぎのような「契約書」<sup>(4)</sup>が結ばれてゐる。た

だし、一手供給は実現していない。

契約書

鐘淵紡績会社製糸原料ニ供スル印度棉花各種ヲ今般東京三井物産会社ヘ其買入方ヲ依托シタルニ付契約スル事左ノ如シ

第一条 鐘淵紡績会社ハ棉糸原料ニ供スル印度棉花各種ノ内毎月一千俵ヨリ下ラサル購買方ヲ必ス三井物産会社ヘ委託スルモノトス

ス

第二条 三井物産会社ハ印度棉花各種標準ヲ定メ見本トシテ鐘淵紡績会社ヘ差出シ置キ此見本ニ抛り売買取扱スルモノトス

第三条 棉花受渡シ横浜波止場ニ於テスルト雖トモ比現品東京鐘淵紡績会社工場ヘ到着ノ上品質ノ検査ヲ遂ケ尚ホ使用スルトキニ

際シ粗悪品現ハレ候節ハ其責三井物産会社ニ於テ負担シ是レニ相当スル償ヲスヘキモノトス

第四条 三井物産会社ハ鐘淵紡績会社ヨリ毎月注文ヲ受クル毎ニ其代価ヲ産棉地ヘ電信ヲ以テ問合せ横浜沖着直段ヲ取極メ置キ現

品到着ノ上ハインボイスニ依リ精算シ諸掛電信料ハ実費ヲ鐘淵紡績会社ヨリ三井物産会社ヘ支払フモノトス

但電信ヲ以テ印度班信ヘ相場問合セ万一売買出来サル場合アルモ此電信料ハ鐘淵紡績会社ノ負担トス

第五条 三井物産会社ハ棉花買入手数料トシテ扱金高ノ百分ノ一五ヲ鐘淵紡績会社ヨリ申受ルモノトス

第六条 三井物産会社ハ鐘淵紡績会社ヨリ毎月注文受ケタル棉花到着ノ日限ヲ鐘淵紡績会社其係員ヘ予メ届出置クモノトス

但天災其他避クヘカラサル出来事ヨリシテ生シタル延着ハ此限ニアラス

第七条 棉花代金支払ハ総テ棉花仕入地ニ於テ荷為替ヲ取組ミシタル此荷為替手形東京参着ノ当日ヨリ起算シ向フ六十日月ニ鐘淵

紡績会社ハ三井物産会社ヘ悉皆支払フモノトス

第八条 此契約年限ハ結約ノ当日ヨリ向フ滿三ヶ年トスト雖ドモ期限ニ至リ双方示談ノ上継続スル事アルヘシ

右条々結約ノ証トシテ双方連署ノ上式通り製シ各自一通宛領取シ置クモノナリ

明治二十七年三月、大阪支店飯田義一らから棉花商売拡大のために「棉花部設置の建議」<sup>5)</sup>が提出された。ここで、紡績業の発展に対応して棉花商売に本格的に取り組みむべき時期であることが強く進言されている。

### 棉花部設置ノ建議

今ヤ我邦紡績ノ業大ニ進ミ本年中ニ營業スベキ鍾數凡六拾五万本ニ上リ尚新設増鍾ノ企テ日ヲ逐フテ起リ候得ベ随テ棉花ノ需用巨額ニ上リ來季輸入総額ハ三千万円ニ達スベク矣ニ本邦商業中生糸ニ次ク營業ニシテ何人モ着目スベキハ論ヲ俟タザル義ト存候然レトモ此業ヤ海外各地ニ名聲アリ信用アルモノニ無之テハ容易ニ企テ得ベキモノニ無之候間此業ニ従事スルモノ僅ニ二三商店アルノミニ御座候幸ニ当社ハ多年海外貿易ニ従事シ広ク名聲ヲ宇内ニ得タルヲ以テ目下ノ如キ片手間營業ニテスラ尚他店ニ譲ラザルナリ願テ当社ノ外国營業如何ヲ見ルニ器械取扱ニ於テハ多少ノ収益ヲ得ルモ決シテ常業トスヘキニ非ス棉糸反物ハ未ダ甚々幼稚ナル營業ニ御座候依之見之バ永年ノ常業トシ大ニ力ヲ尽スベキモノハ棉花ヲ以テ最トス然ルニ当社營業振ヲ今日ノ儘ニナシ置候トモハ他ニ有力ノ棉商年ヲ逐フテ起リ遂ニ当社目下ノ營業スラ唯持統スル事不能ニ至ルベキハ智者ヲ待タズシテ知ルベキ義ト存候依テ爰ニ棉花部ヲ置キ中心市場ナル大坂ヲ本拠トシ内外枢要各地ニ專業者ヲ置キ理事ヲ以テ部長トシ各地ノ通信ヲ本部ニ集メ売買共ニ一令ノ下ニ運動シ一心分体ノ働ヲ為サバ其營業目下ニ倍従スルニ至ラザルモ其基礎ヲ固メ人ニ先ンジ他ニ制セラレザル事ト存候尚營業ノ方法ニ至テハ或ハ注文準備ノ為メ多少ノ棉花ヲ買附ケ置ク事モアルベク又上海并ニ神戸ニ倉庫ノ備モ要スベク随テ式參拾万円ノ資本金モ入用アルベク此等ニ関シテハ尚腹案有之候モ先ツ大体議ノ御決定ヲ乞ヒ度此段建議仕候御多用中ナガラ臨時會議ノ上御決裁奉仰候也

明治廿七年三月十六日

飯田義一

端善次郎

㊦ ㊦

社長 三井養之助殿

この建議を受けて、同年七月棉花部が設けられ、本部を大阪に置き、以後棉花商売は組織的に拡大されていくことになった。棉花部設置と同時に、金融と棉花保管倉庫に関してつぎのような手当てがなされた。

棉花部ヲ置クニ付金融并ニ倉庫ノ件<sup>(6)</sup>

各注文主ノ買入棉花ヲ預リ金融スヘキ見込ニ就テハ忽チ倉庫ノ必用ヲ感シタリ然ルニ新タニ倉庫ヲ設クルハ巨額ノ資本ヲ要スルニ付大ニ苦慮致シ候処幸ヒ当会社ハ兵庫石油倉庫会社ノ重モナル大株主ナルニ依リ一層持株ヲ増シ同社ノ全權ヲ握リ当社ヨリ重役ヲ



出シ從來ノ組織ヲ拡張シ倉庫ノ増築ヲ為シ之ヲ利用スヘキ方針ヲ執リ度事

但シ上海并ニ孟買ハ新タニ倉庫ヲ設クルカ或ハ借用ヲ為シ各注文主ノ便宜ニ応スベキカノ点ハ実地ニ就キ漸次協議ニ及ブベキ事

各注文主ノ便宜ヲ計リ金融ヲ要スヘキ点ハ業務ノ伸縮ト其時々相場ノ如何ニ依リ生スルカ為メニ予メ程度ヲ定ムルハ尤モ困難ノ事ト存候得共既設各紡績会社六拾万鍾ニ要スル棉花ノ売買ナレバ少ナクモ式百万円内外ヲ要スベシト胸算致候得共詳細ハ追テ報告可致候事

また、三井の出資先紡績会社にたいする原棉一手供給の交渉も進められ、いつそう緊密な契約の成立をはかった。つぎの資料にみるとおりである。

鐘紡及三池紡績会社交渉ノ件<sup>(7)</sup>

鐘淵并ニ三池紡績会社ニ於テ買取スル所ノ棉花及販売スル棉糸売買ハ当会社一手契約ヲ希望スト雖ドモ両社ノ都合モアリ到底難行ニ付左ノ契約ヲ致度事

一 鐘淵并ニ三池紡績会社ノ注文ノ棉花ハ其時々ノ相場ヲ以テ売買約定ヲ為シ特別ニ其金高ノ千分ノ五ヲ毎半季毎ニ別戻ス事

一 両紡績会社ニテ他所ヨリ買取スル棉花ニ対シテハ其買入金額ノ千分ノ一ヲ当社ヘ申受クル事

但シ両社カ棉花売買之際同直段ナレハ当社ニテ買取スル事

一 両社ヨリ海外ヘ輸出スル処ノ棉糸ハ当社ノ一手販売ノ契約ヲ為シ手数料ハ百分ノ一ヲ申受クベキ事

これは原棉の一手供給契約ではないが、割戻金を条件に三井物産からの棉花購入を奨励し、かつ他方で他の棉花商からの購入にたいして罰則金を規定することで排他的効果を持たせたと考えられる。<sup>(8)</sup> またこの契約によって、「注文ノ棉花ハ其時々ノ相場ヲ以テ売買約定ヲ為シ」とあるように、三井物産は棉花の買持を必要とせず、事実上の委託売買を可能とした。さらに、輸出綿糸の一手販売契約を条件に入れて、原料―製品の取扱いを同時に契約している点は注目され

第10表 明治27年三井物産会社棉花取扱高構成(1894)

(販売先別)		(産地別)	
販売先	販売高	種別	取扱高
鐘紡	503,378 <sup>円</sup>	中国棉	723,438 <sup>円</sup>
東京紡	417,363	インド棉	776,114
三重紡	231,331	サイゴン棉	5,676
尾張紡	113,504	アメリカ棉	133,353
三池紡	104,768	不明分	267,103
名古屋紡	93,608		
下野紡	77,287		
岡山紡	55,943		
甲府紡	23,785		
久留米紡	17,538		
島田紡	15,030		
渡辺紡	7,278		
堂島紡	8,364		
佐助紡	4,700		
日比谷	22,380		
青木	20,146		
野沢	16,119		
西川	14,805		
小津	12,322		
小名木川	6,246		
その他	139,789		
合計	1,905,684	合計	1,905,684

出所)『三井物産株式会社沿革史』編纂資料  
注) 明治27年度分統計

るところである。ところで、明治二七年段階で本格的な軌道に乗った三井物産の棉花商売はどのような規模にあったか、第一〇表からみておこう。すでに鐘紡が棉花商売の最大の顧客となっていたことは明らかであろう。日清戦後三井物産の棉花商売は飛躍的に拡大した。拡大にともない生じた問題は、委託売買に徹することが無理になったことである。明治三〇年六月、「棉花商務ノ敏活ヲ計リ併セテ斯業ノ拡張ヲ期図スル為メ」として、棉花取扱方法が改定された。従来の棉花売約の原則は、「先ツ最近相場ヲ標準トシテ買主ト予約シ二日ノ猶予ヲ得テ買附地ニ発電シ

其買附ノ答電ヲ得テ始メテ本約定ヲ取結ヒタル」という委託売買の域を出ないことであつた。これにたいして新たな棉花取扱拡張方法はつぎの達<sup>(11)</sup>にみるとおり、見込売約・見込買持を大幅に認めるものであつた。

（拡張方法）

- 一 相当ノ相場ニテ買手アルトキハ即時売約シ然ル後買附地へ發電シ買附地ニテハ早々之カ買附ニ着手スルコト
- 一 前項ノ如ク売約シタルモノニシテ買附地ニ於テノ直段之ト出合ハサルトキハ一時其買入ヲ猶予スルコト但其期限ハ二週間ヲ出テサルヘク又其数量ハ五千俵ヲ越ヘサルコト
- 一 「備考」従来四千俵ヲ限リ一週間以内ノ間注文申受ノ事許可相成リ居リタルモ爾今式週間内五千俵トスル事
- 一 右猶予期限内又ハ其終リニ至リ売約シタル棉花ノ買附六ヶ敷時ハ仮リニ他種ノ棉花ヲ買附ケ相場変動ノ予防ヲ為スコト但売約品ヲ買附ケ得タルトキハ代買セシ棉花ハ直ニ売却スル事
- 一 或ル特種ノ棉花ハ買約定ヲ為サ、ル前ニ限りニ先キ売セサル事
- 一 其季ノ作柄若クハ市場ノ模様ニ依リ売約前ニ買附ヲ要スルトキハ予メ買入ヲ為ス事但其買持高ハ五千俵ヲ越ヘサルコト
- 一 「備考」従来壹千俵迄ハ買持ヲ為シ得ル定メサリシモ爾今右ヲ五千俵ニ増加スル事

この取扱方法の改定によつて、日清戦後個別に特別許可を与えてきた最小限の買持が一挙に拡大されたことは、棉花商売上の大きな変更であつた。だが、同時に営業の基本方針である委託売買を後退させたわけではなかつた点に注目しておく必要がある。すなわち、商品の売越・買越は三井物産の重役会を経てさらに三井商店理事会に上申のうえ認可を得る重要決裁事項とされ、厳重な監督のもとで運用された。それは、委託売買をいっそう促進するための補助手段に限定されたのである。

このような委託売買への固執は、紡績業が一時好況を呈した明治三二年においても同様であつた。たとえば、同年四月大阪支店からの棉花ならびに綿糸商売拡張に関する伺出<sup>(13)</sup>にたいして、つぎのような指令<sup>(14)</sup>を發している。棉花の買持高

を五〇〇〇俵から三倍の一万五〇〇〇俵、売越高を五〇〇〇俵から一万俵へ増やし、さらにインド棉の五〇〇〇俵買持とアメリカ棉一万俵のリバプールまたはニューヨーク取引所での売繋ぎとを認めながら、同時に第六項の注意を与えていることが注目される。

指令

大阪支店

四月十九日附伺出ニ係ル棉花并棉糸商売擴張ニ関スル件ハ左ノ通心得ベシ

一、印度棉五千俵ヲ限り現物ヲ買備ヘ得意ノ注文ニ応スルコトヲ許ス

二、米棉ノ買越ニ対シ李浦又ハ紐育取引所ニ於テ該棉花壹万俵ヲ限り売繋ク事ヲ許ス

三、棉花各種ノ買越総高ハ壹万五千俵ヲ限リトシ又其売越総高ハ壹万俵ヲ限リトス但第一項ノ特許高モ本文數量中ニ包含スルモノトス

四、棉糸壹万俵ヲ限り売越并買越ヲ許ス

五、前各項ノ制限高ハ其時ノ市況其他ノ原因ニ依リ特ニ之ヲ縮少スル事アルベシ

六、前各項ノ如ク売越買越等ノ制限ヲ擴張シタル主意ハ専ラ一方ニ於テ買付ケ一方ニ於テ売約シ若クハ一方ニ於テ売約シ一方ニ於テ買付ケル商売普通ノ方法ニ拠リ取引ヲ為スノ便宜ヲ与ヘ以テ本商売ノ擴張ヲ企図スルニ在リ從テ此特許ヲ利用シテ投機的方法ニ依リ利益ヲ獲得センコトヲ期スヘカラザルハ勿論縱令前各項ノ特許ヲ与ヘ置クト雖ドモ可得出來的ハ売買双方ノ見合ヒヲ付ケ可及的危險ヲ避クルコトヲ努ムベシ

七、従来許可シアリタル棉花并棉糸ノ売越并買越ハ前文ノ特許ニ依リ總テ消滅シタル義ト心得ベシ

明治三十二年五月三日

社長

やがて、明治三三年半ばから景氣の後退がはじまると、明治三三年七月つぎのような内訓<sup>(15)</sup>を棉花首部に発して、前年に決めた外国取引所における売繋ぎを止め<sup>(16)</sup>、さらに委託売買の原則に戻ること強調している。

内訓

棉花首部

別紙内訓ノ通向後ノ取引上ニ就テハ大ニ警戒ヲ要スルモノアルヲ以テ其部取扱ノ棉花綿糸ニ関シテハ特ニ左ノ方針ヲ恪守スヘシ  
 一棉花ニ就テハ近時執リ来リタル進取主義ヲ止メテ兩三年前ノ状態ニ復帰シ縱令其取扱高ヲ大ニ減縮スルモ毫モ念ト為サス専ラ入金確実ニシテ取引安全ナル向トノミ取引合ヲ為スコト、シ紐育并リバプールの取引所ニ売買繋キヲ為スコトハ断然之ヲ廃スヘシ且ツ新棉ノ取引ノ如キモ正金銀行其他外国銀行ニ於テ日本向ケノ手形ヲ買取ルニ至ル迄ハ取引ヲ見合ハスコト、シ別シテ当社ノ計算ヲ以テ棉花ヲ買附クルカ如キコトハ之ヲ避クルコト、為スヘシ  
 二綿糸ニ付テモ亦其一得意場タル北清地方ヘノ売行全ク杜絶ノ姿ナルヲ以テ当分其取引ヲ減縮スルト共ニ從來買持トナリ居ル分ハ時機ヲ見テ悉皆売退クコトヲ為スヘシ  
 右及内訓候也 明治三十三年七月二十八日

社長

こうして三井物産は、明治三〇年代の前半において棉花商売の方法を再び変更せざるをえなくなった。棉花市場（買付・販売共）の特質に合わせた取引方法、つまり見込売買がいかに統一をはかっても委託売買の原理と相容れなかったからである。そこで、改めて鐘紡との特約を一步進めることによって、排他的な委託売買の道がとられた。<sup>(17)</sup> すなわち、石炭の場合で明らかになったように、一手販売（供給）を条件とした依託売買は市場を独占していく最も有効な方法であり、手数料としての利益を確実に保証したからである。

明治三四年六月、三井物産と鐘紡との間で新たな棉花委託契約が結ばれ、この新契約によって三井物産は鐘紡工場使用棉花総量の七〇パーセント以上を一手供給する権利をえた。三井物産側からの反対給付として、手数料の割戻し（手数料一・二五パーセントのうち〇・二五パーセント割戻し、ただし年九万俵を超過した場合は超過分のうちインド棉に限って〇・五パーセント割戻し）、良質棉花の供給、為替期限の優遇などの条件が規定された。<sup>(18)</sup>

三井物産が鐘紡との特約によって、大口委託売買を獲得したことは、当然棉花取扱高のうち鐘紡への売渡分が増える結果となった。<sup>(19)</sup> こうして三井物産と鐘紡との関係は石炭における三井鉱山との関係に匹敵するものとなった。三井物産にとって、鐘紡とのかかる特約の成立が他の紡績会社を相手とした棉花売込みを有利にしたことは疑いのないところであろう。たとえば、三井物産の「明治三六年度事業報告」<sup>(20)</sup> につきのような記述がある。

……本業ニ付注意ヲ要スル点ハ我社ト鐘紡トノ取引ナリ一方特約ヲ以テ同紡需要ノ大部分ヲ供給スルカ故ニ其高能ク総額ノ六割ヲ占ムルト雖トモ一方極メテ薄キ口銭ナルヲ以テ収益ハ甚タ少ク僅カニ取扱高ノ五厘(千分ノ五)弱ニ過キス之レニ反シ他紡績ニ対シテハ其売込高鐘紡ノ一会社ニ及ハスト雖トモ其収益ハ反テ多ク能ク二分七厘強ノ口銭ヲ取メ得タリ由是觀之我社モ鐘紡アリテ巨額ノ商売ヲ為スコトヲ得鐘紡モ亦我社アルカ為メ原料買入ニ於テ他紡績ヨリ利益ノ地位ニ在リト謂フヘシ……

鐘紡とその他の紡績とを相手とする棉花商売が両者の有機的結合のなかで、全体として収益を高めている関係を窺うことができよう。

鐘紡との新規の特約が成立した直後の明治三四年七月、見込売買を止めて委託売買だけに限るといつぎのようない「内訓」<sup>(21)</sup> が発せられた。

#### 内訓

##### 棉花首部

従来棉花商売ノ方針ハ拡張ノ一方ニ傾キタルモ斯クテハ危険尠少ナラサルヲ以テ向後其方針ヲ一変シ専ラ確實安全ノ取扱ヲ為サ、ルヘカラス今ヤ幸ニ鐘ヶ淵九州両紡績会社トノ特約モ成立シタルヲ以テ自今専ラ力ヲ両紡績ノ棉花取扱ニ尽シ且他ノ紡績会社トモ可成同種ノ特約ヲ締結センコトヲ努ムヘシ

右ノ如ク棉花商売ノ方針ヲ一変シタルニ就テハ従来許可シアリタル売越買越ハ之ヲ全廃ス從テ向後投機的性質ヲ帶タル取扱方ハ断

然之ヲ避ケ当会社商務ノ大帰旨ニ則トリ常ニ売買双者ノ組合ヲ附クヘシ但産地ノ入電ニ基キ買附ケ得ベキ確信ヲ以テ先ツ得意ヘ売約シ置キ然ル後買附ヲ為スカ如キ或ハ又売約シ得ヘキ確信ヲ以テ先ツ産地買附ヲ為シ然ル後売約スルカ如キ商売取引上短時間売越ノ支トナルハ差支ナキモ可成速ニ其組合ヲ附クルコト、為スヘシ

右及内訓候也

明治三十四年七月十二日

社長

だがこの見込売買全廃の方針は長く続くことはなかった。明治三六年後半景気の上昇が顕著になると、ふたたび棉花買持の許可を与えることになった。そして、明治三七年八月、大阪支店にインド棉六〇〇〇俵の大量買持を許可した際、買持を必要とする理由は「近年綿花ノ商売ハ現物取引ニ移リ来リ候為メ、専ラ先物ノ取扱ノミヲ致シ候当社ノ如キハ、鐘紡ノ如キ特約アル得意ヲ除クノ外漸次商売ヲ失フ結果ト相成候間、本商売ノ成立ヲ計ル為メ」<sup>(22)</sup>であるとして、大阪に二〇〇〇俵の現荷を常備し、さらに航海中の荷と孟買支店の買付荷とが各々二〇〇〇俵ずつあって順次回転できる計算であった。こうして三井物産は明治三〇年代後半から、特約紡との取引を柱としながら、競争の激化にともなう取引方法の変化に対応していくことになった。翌三八年八月には、孟買支店で「綿花商売ハ競争劇甚ノ結果困難ト相成リ来リ同業者ガ普通ナシツ、アルト同一ノ方法ニテハ最早競争場裡ニ勝ヲ占ムルコト能ハス此際当社ニ於テハ一新機軸ヲ出スコト必要」<sup>(23)</sup>としてインド内地における棉花直買を開始した。また、三九年のオクラホマ支店の設置もアメリカ棉の産地買いの必要からであった。このように、現物取引に加えて価格・品質の点でも改善をはからざるをえなかったのである。

ところで三井物産の棉花商売の拡大過程で見落してはならないもう一つの重要な要素は、三井物産による紡績会社にたいする巨額の信用授与ということである。紡績会社へ供給した棉花代金は普通先付けの約束手形で支払われたからで

ある。もちろん、この約束手形は三井物産の裏書によって主に三井銀行で割引かれたのであり、ここでも三井財閥全体の運動のなかで三井物産の信用ならびに資金力に着目しておかなければならない。

明治三〇年末、取扱高の急増にともない三井物産は、取引先紡績会社の信用程度（無抵当分）を定めて、その限度内で手形を受け取ることにした。<sup>24</sup>この時には三五社にたいして約二七三万円の信用を与えている。大阪紡（五万三〇〇〇〇〇）<sup>24</sup>・撰津紡（五万〇〇〇）<sup>24</sup>・平野紡（二万七〇〇〇〇）<sup>24</sup>・泉州紡（二万〇〇〇）<sup>24</sup>・三重紡（五万七〇〇〇〇）<sup>24</sup>・尾張紡（三万〇〇〇）<sup>24</sup>の各大紡績に最も多額の一五万円〜二〇万円の信用極度を決定し、一方で、一万〇〇〇以下の小紡績には特別の場合を除いて「信用ヲ与フヘカラス」と決めた。<sup>25</sup>特約関係にある鐘紡は別格でとくに制限を設けずに信用が与えられていた。明治三十一年一月益田専務理事は大阪に出張し、大阪支店の飯田義一・山本条太郎につきのような注意を与え、<sup>26</sup>対紡績会社商務の方針を示した。すなわち、信用取引にあたってはその信用程度に十分注意して、信用の厚い相手に限ることを指示している。「売上代金ノ停滞ナクシテ而モ可成多数ノ荷物ヲ売込ムニ在リ」という記述に端的に表わされているように、信用授与を拡大することによって取引紡績会社を増やすことには消極的であった。

……綿花商売ニ就テノ我社ノ希望ハ売上代金ノ停滞ナクシテ而モ可成多数ノ荷物ヲ売込ムニ在リ然ルニ此希望ヲ充タスレハ取引先キヲ鄭重ニ撰択スルコトヲ要ス如何トナレハ本商売ニ於テ悉ク現金取引ヲ望ムハ得テ期スヘカラサル所ニシテ多少ハ「クレヂツト、システム」ニ依リ売却スルコトヲ免カレサレハナリ而シテ其撰択ノ方法ハ他ナシ

第一級即チ最モ信用厚キ紡績会社ニ対シテハ無担保ニテ渡スヘキ綿花ノ額ニ制限ヲ附スルヲ要セサレトモ

第二級トモ称スヘキ会社ニ対シテハ其信用ニ相当ノ制限ヲ付スルコトヲ要ス而シテ其額ハ既ニ之ヲ定メタレハ略ホ其程度ニ準拠シテ可ナリト雖モ平常能ク各紡績会社ノ実況ヲ詳悉シ隨時之カ斟酌ヲ為スコトヲ必要トス又

第三級即チ信用厚カラサル会社ニ至リテハ可成的注文引受ヲ避ケサルヘカラス縱令其注文ヲ引受クルコトアリトスルモ現金引替ニ非サレハ荷物ヲ引渡サ、ルコト、為サ、ルヘカラス

要之商品ノ売買ハ現金ト引替ニ荷物ヲ渡スヲ以テ普通ト為ス可ク花主ニ依リ割引手形ヲ以テ請取ルコトハ一ノ特例タリ是故ニ売付



案内書ニモ現金引替ナルノ意ヲ明カニ指示シ置カサルヘカラス元來三井ノ如キ大商店ニ於テハ信用薄弱ナル商人ト取引ヲ為サ、ルヲ得策トス

啻ニ然ル而已ナラス三井ノ如キ大商店ニ於テ信用薄弱ナル者ヲ相手トスルトキハ偶々以テ大商店タルノ威信ニ微瑕ヲ生スルノ恐レナントセサルナリ故ニ宜ク須ラク信用厚キ者ノミヲ相手トシ世人ヲシテ流石ニ三井ハ三井ナリトノ感念ヲ有セシメ又我社ト取引スル者ハ信ヲ三井ニ得タリトシテ世人ニ対シ之ヲ誇リ世人モ亦之ヲ羨望スルノ域ニ進マシムヘシ是レ即チ我社ノ商務ヲ擴張スルト共ニ益其取引ヲ鞏固ナラシムルノ素因也

若シ夫レ信用薄弱ナル紡績会社又ハ商人ト取引ヲ為サ、ルトキハ棉花商売ノ不振ヲ惹起サ、ル歟トノ懸念アルヤモ知ルヘカラサレトモ是レ毫モ意トスルニ足ラス

即チ我社ハ信用薄弱ナル者ヲ相手トセサル代リニハ我社ノ取引スヘントスル商人即チ信用アル商人ニ対シテハ各事ノ勉強ヲ以テ事ニ当リ一步モ他人ニ輸セサルノ技術ヲ示シ就中我社ヲ信シテ万事我社ニ一任スルカ如キ得意ニ対シテハ寸毫モ等閑無ク一意専心先方ノ利益ヲ計リ熱心誠実ニ其取扱ニ任セハ益々我社ノ信用ヲ高メ期セスシテ商売ノ隆昌ヲ致スヘシ後々焉ンゾ目前ノ不利ニ拘マシ信用厚カラサル商人ト取引スルノ愚ヲ学ハンヤ請フ這裡ノ消息ヲ解シ懐柔滑脱克ク其局ニ善処セラレンコトヲ切望ニ堪ヘサル也

この信用授与相手会社ならびにその額は、景気の動向、会社の業績等に基づいて、ほぼ一、二年で改定されていった。明治三二年一〇月には、大阪支店分の全面改定がなされ、翌三三年四月の名古屋支店分を加えると信用授与会社は四六社に増えた。そのうち「信用程度ヲ定メス其店ノ見込ヲ以テ相当ノ信用ヲ与フル事ヲ許ス」とした制限なしの紡績は、鐘紡の外に大阪紡・撰津紡・平野紡・尼崎紡・三重紡・三池紡となり、他の四〇社に合計二八〇万円の信用が与えられた。

だが明治三四年六月の改定を境に、信用取引の枠は縮小に向い、特約紡の成立、現物取引の拡大に対応した現金取引督励によって、縮少の傾向は続いた。しかし、一定量の信用取引は<sup>分</sup>ずっと後までおこなわれ、棉花商売を支える柱の一つとなっていたことは間違いない。

無抵当信用取引の外に、棉花を担保とした棉花代金の融通も信用取引の一種として平行しておこなわれるのが通例で

あり、また、工場設備等を担保とした信用取引もはじまっていた。たとえば、明治三十一年二月に三井物産との棉花・綿糸の一手売買契約を結んだ堺紡績（一万六〇〇〇鍾）はその条件と引換えに、工場敷地・建物・器械一切を根抵当に入れた。さらに、明治三十三年七月には大和紡（二万一〇〇〇鍾）にたいして同じく棉花一手供給を条件に工場根抵当で一五万円の信用極度を与えている。ただし、大阪山口銀行が同紡の手形すべてを割引くことを前提にしたうえで決定されている。

ところで、大和紡へ工場根抵当付信用授与と同時に検討された「棉花代金約手受取ニ対シ紡績工場ヲ根抵当トセシムル件」<sup>(28)</sup>が三井営業店重役会で否決され、信用授与において、無担保から工場根抵当設定への転換が方針としては実行されなかったことに注目する必要がある。

従来棉花ヲ紡績会社へ売渡スニハ現金払ノ事少ク多クハ無担保ニテ約手ヲ受取ル慣習ニ有之候処斯クテハ取引上危険ノ恐モ有之候間一方ニ於テ取引ノ安全ヲ計リ他方ニ於テ商売ノ増進ヲ図ル為メ紡績会社ノ工場ヲ根抵当トシテ或ル限度迄ハ約手ヲ受取ルコト、シ其代リニ当該紡績所要ノ棉花ハ凡テ当社ヨリ一手ニ購入セシムルノ方法相執リ申度此段及御評議候也

但右ノ方法ハ内外棉会社等ニ於テモ実行ニ着手致居候

取引の安全な拡大は三井物産の望むところであり、そのうえ一手購入の条件を付けることは最も望ましいことであった。この件の撤回理由は記録されていないが、恐らく手形不渡りを予想してその際における工場管理・根抵当分の困難さが考慮されたのであろう。たとえば明治三十二年二月、約束手形を工場担保貸金に切り換えた朝日紡績の場合、結局二二万五〇〇〇円の債権にたいして、同社の能美島分工場（一万五〇〇〇鍾）を一時山本条太郎の個人名義で占有営業のう

え、谷口房蔵へ売却するという煩雑な過程と危険を冒して貸金の回収をおこなっていた。<sup>(29)</sup>三井物産による流通の独占が、単純な前貸金融→生産の掌握という方式ですすめられていない一つの証左でもある。そして、同時に不渡りの予想されない大手紡績との間では、このような三井物産側に一方的に有利な契約が成立する状況にはなかつたのであろう。このような過程の延長線上で考える時、明治三四年六月の鐘紡との新規の特約は、七パーセント以上の原棉一手供給を実現した点で画期的な意義を持ったといえよう。

金融流れの抵当工場を経営することに否定的であった三井物産が明治三三〜四年の恐慌時において九州各紡績の鐘紡への集中のために積極的な働きをしたことは、<sup>(30)</sup>特約の成立に至る一面として注意しなければならない。

- (1) 加藤幸三郎「三井物産と紡績業」（東京大学社会科学研究所『倉敷紡績の資本蓄積と大原家の土地所有第一部』一九七〇年所収）、山口和雄編著『日本産業金融史研究紡績金融篇』（東京大学出版会一九七〇年）、高村直助『日本紡績業史序説』（槇書房一九七一年）。
  - (2) 前掲「物産会社営業実況報告并意見書」。
  - (3) 専務理事益田孝は、明治三十一年七月、商務諮問会の席上でこの点について「……又近年ニ至リ紡績器械ノ売込ノ因縁ヨリ棉花ヲ以テノ営業品ト為スニ至レリ此商売ヤ比較的最近ノ経営ニ係ルト雖モ而モ明治十九年以來殆ソト十三ケ年間ノ経験ヲ累ネタレハ今日既ニ一廉ノ商売ト為リタリ」（三井文庫所蔵資料 物産一一〇）と発言している。
  - (4) 「從明治廿五年四月重役會議録」三井文庫所蔵資料 物産一〇〇。
  - (5) 「至同廿六年二月重役會議録」三井文庫所蔵資料 物産一一五。
  - (6) 「明治廿七年中重役會議案」三井文庫所蔵資料 物産一一五。
  - (7) 三井物産会社業務担当社員理事會明治二七年五月二四日決議、同右資料。
- のなかに「一、鐘ヶ淵ノ棉糸ハ一手販売ノ約束ヲ為シ兵庫分工場ノ開業ト共ニ専ラ其販路ヲ清國ニ需ムヘキニ付他ノ送荷ハ敢テ拒ムヘキニアラサレトモ先以精神ヲ鐘ヶ淵ノモノニ用ヒ内外相応シテ専ラ其販売ニ従事スヘシ」（三井文庫所蔵資料 物産一一六）とあり、契約は成立したものと考えられる。

- (8) 同じ資料について、高村直助氏の見解があるが(前掲書上巻二七八〜九ページ)、筆者は三井物産の取引方法の特質をなす一手委託売買契約を重視する観点から高村氏と解釈を異にする。
- (9) 明治三〇年六月二三日達号外、「明治三拾年度諸達」三井文庫所蔵資料 物産六四。
- (10) 明治三〇年六月一八日棉花取扱拡張ノ件、「明治三十年度理事會議案」三井文庫所蔵資料 物産一一九。
- (11) 明治三〇年六月二三日達号外、前掲「明治三拾年度諸達」。
- (12) 三井各商店の重役理事で構成された三井全体の事業統轄機関、明治二九年九月から同三三年六月まで設置。詳しくは『三井事業史資料篇四上』(財団法人三井文庫一九七一年)の解題参照。
- (13) 「大阪支店ニ於テ棉花買持一万五千俵、売越一万俵ヲ極度トシテ売買ノ件」、「大阪支店ニ於テ米棉老万俵迄ヲ限り李浦又ハ紐育取引所ニ於テ売繋キ、現品ヲ欧米又ハ日本ニテ買付ノ件」明治三二年五月二日三井商店理事會議件、同右書四〇七〜八ページ参照。
- (14) 明治三二年五月三日大阪支店宛指令、「自明治三十年一月指令」三井文庫所蔵資料 物産八四。
- (15) 明治三三年七月二日棉花首部宛内訓、三井文庫所蔵資料 物産六七。
- (16) 綿糸の買継売継で巨額の損失を生じたいわゆる「守山事件」との関連もある。
- (17) 原料棉花一手供給、製品綿糸一手販売を内容とする特約は、すでに明治三一年二月堺紡績との間で結ばれている。その後もいくつかの事例を上げうるが、三井物産取扱高の六〇〜七〇パーセントを占めた最大の大手紡績鐘紡との特約成立は決定的に重要である。
- (18) この時結ばれた「棉花委託契約証書」ならびに「補充契約書」は、前掲『日本産業金融史研究紡績金融篇』四九二〜六ページ参照。
- (19) たとえば、明治三六年度棉花取扱数量七二万九五七〇担のうち鐘紡一社への販売は四三万五五四七担と約六〇パーセントに達していた。
- (20) 三井文庫所蔵資料 物産六一四〜一一二。
- (21) 明治三四年七月一二日棉花首部宛内訓、三井文庫所蔵資料 物産六八。
- (22) 「大阪綿花販売主店へ印度綿六千俵先買認可ノ件」明治三七年八月二三日三井營業店重役會議件、『三井事業史資料篇四下』(財団法人三井文庫一九七二年)六二〜六三ページ参照。
- (23) 「孟買支店へ棉花内地買附并数量五千俵ヲ限り先買先売認可之事」明治三八年八月四日三井家同族會事務局管理部提出、

3 綿糸ならびに生糸

まず綿糸について。三井物産の綿糸商売は棉花部で取扱われ、棉花と一緒に関連商品として拡大していった。明治二

大阪支店の対紡績信用授与(1911)

	万円
三重紡	100
絹糸紡	25
大阪紡	80
日本紡	50
大阪合同紡	100
摂津紡	100
福島紡	10
尼崎紡	50
和歌山紡	5
天満織物	3
岸和田紡	15
和歌山織布	15
倉敷紡	40
堺紡	27
播磨紡	5
松山紡	3
高岡紡	2
小津細糸紡	10
下村紡	1.5
明治紡	7
讃岐紡	2
以上21社	650.5

(24) 「明治三十八年自一月管理部会議案」三井文庫所蔵資料 物産一二七。  
 「益田理事大阪出張報告ノ件」明治三〇年一月二日三井商店理事會議件、前掲『三井事業史資料篇四上』九八ページ参照。  
 (25) 「各紡績会社信用程度ニ関スル件」明治三〇年一月一六日三井商店理事會議件、同右書一〇二ページ。  
 (26) 「対紡績会社商務ニ関スル大体ノ方針」明治三一年一月、三井文庫所蔵資料 物産六五。  
 (27) たとえば、明治四四年三月二〇日大阪支店宛指令第四十二号（三井文庫所蔵資料 物産八八）による同支店扱いの対紡績会社信用極度はつぎのとおりであった。  
 (28) 前掲『三井事業史資料篇四下』一八ページ参照。ここに掲げた資料は「明治三三年下季ヨリ重役會議案」（三井文庫所蔵資料 物産一二三）明治三三年七月二〇日より。  
 (29) 同様の事例に、玉島紡績、柴島紡績、浪華紡績などがある。  
 (30) 明治三〇年代前半において三井出資の紡績会社は鐘紡へ集積されていた。その過程をみると、明治三二年九

月上海紡績（一万九八四〇鍾）、同年一〇月柴島紡績（一万五三六〇鍾）、翌三五年九月博多絹綿紡績（一万二二三六鍾）、同年一〇月中津紡績（一万〇三六八鍾）ならびに九州紡績（五万六二三二鍾）を順次合併している。なお、九州紡績は明治三二年七月三池、久留米、熊本の三紡績が合併して成立した。こうして鐘紡は他を圧する巨大紡績会社となり、とくに九州地方における三井物産の流通支配は完全な独占となった。

第11表 三井物産会社取扱綿糸内訳 (1897~1910)

年 度	輸出取 扱高	同割合	国内売 買高	同割合	その他	同割合	総取扱高
		%		%		%	
明治30	3,967	68.2	1,522	26.1	331	5.7	5,820
31	4,419	71.2	1,413	22.8	376	6.0	6,208
32	8,498	73.6	2,791	24.2	262	2.2	11,551
33	6,579	48.6	6,542	48.4	407	3.0	13,528
34	4,556	80.9	926	16.4	151	2.7	5,633
35	6,410	91.6	500	7.1	90	1.3	7,000
36	8,895	92.8	686	7.2	3	0	9,584
37	10,386	85.2	1,664	13.7	136	1.1	12,186
38	10,716	80.6	2,206	16.6	370	2.8	13,292
39	18,508	71.4	2,909	11.2	4,521	17.4	25,938
40	8,862	52.3	3,859	22.8	4,225	24.9	16,946
41	7,521	56.8	2,090	15.8	3,643	27.4	13,254
42	10,532	76.0	826	6.0	2,501	18.0	13,859
43	15,447	57.9	2,603	11.4	4,696	20.7	22,746

出所) 「三井物産株式会社沿革史」編纂資料より作成。

注) 1. 単位1000円, 未満切捨て。

2. その他は輸入および外国間売買, なお, 明治37年以降の増加は在華紡取扱による。

七年棉花部設置に際して「棉糸反物ハ未タ甚タ幼稚ナル營業ニ御座候」といわれたほどの取扱高に過なかつたが、日清戦後中国市場向けの輸出綿糸を中心に三井物産の取扱高は急速に増加した。三井物産の綿糸商売が輸出綿糸の取扱いを主にして発展したことは、第一一表にみるとおりである。

すでに明治二七年三井物産が鐘紡・三池紡の両紡績会社と原棉供給の特約を結んだ際に、契約条件の一つに三井物産による両紡績製品綿糸の海外輸出分一手販売が加えられた。また、日清戦後の明治二八年六月上海支店の再開に際して、「鐘ヶ淵ノ棉糸ハ一手販売ノ約束ヲ為シ兵庫分工場ノ開業ト共ニ専ラ其販路ヲ清国ニ需ムヘキニ付他ノ送荷ハ敢テ拒ムヘキニアラサレトモ先以精神ヲ鐘ヶ淵ノモノニ用ヒ内外相応シテ専ラ其販売ニ従事スヘシ」という方針が訓示された。明治二九年北清地方における綿糸市場拡張のために天津支店の再興が検討された際も、その可

否如何は「我社ト親密ナル関係アル鐘ヶ淵、上海及三池等ノ各紡績会社カ今ヨリ我社ト結托シテ其製糸ノ販路ヲ清国北部ニ開クノ意アリヤ否」<sup>(3)</sup>にあるとしている。

このように鐘紡など三井関係の紡績会社との特約を成立させることによって、綿糸市場の拡大が企図されていることは、やはり石炭・棉花と同様に依託・売買を基本とする安全な方式で綿糸商売の拡張がすめられたといえよう。

だが明治三〇年一月、棉花商売と同様綿糸商売においても一定量の綿糸買持つまり見込商売が開始されることになった。その間の事情を三井商店理事会ではかられた「綿糸商売拡張ニ関スル件」<sup>(4)</sup>からみておこう。

一綿糸商売拡張ニ関スル件（明治三〇年一月二日決定……引用者注）

従来綿糸商売ノ方法ハ販売地ヨリオツフアーヲ得若クハ買附地ヨリオツフアーヲ発シ売却并買附ノ予約ヲ為シ然ル後始メテ愈買附ヲ為シ若クハ販売致シ来リ候処近年同業者漸ク其数ヲ増加シ相互ノ競争モ益々其度ヲ高メ来リ候折柄依然旧套ヲ株守スルトキハ到底本業ノ隆昌ヲ期シ難ク候ニ付左記方按実施致度事

第一、棉糸參千俵ヲ限リ一時注文仮受ケ若クハ仮買附ヲ棉花部ニ許ス事

（理由）綿糸市場ハ猶ホ狭小ニシテ動モスレハ需用者ノ望ヲ充タス能ハサルコト有之甚タ遺憾ニ付市場ノ模様ヲ察シ買附ノ目途立ツトキハ一時注文ヲ仮受ケ致シ置キ然ル後除々ノ力買付ヲ為シ又市場并販売地ノ状勢ヲ察シ売約定ノ目途立ツトキハ注文ノ来ル前子シメ買附ヲ為シ然ル後ノ力売却ヲ計ルコト、セハ敏活ノ掛引ヲ為スコトヲ得ヘク本商売ノ拡張上大ニ便宜ナルヘシ蓋シ此事タル冒險ニ似テ冒險ニ非ス即チ売越ノ場合ニハ先キ物ヲ買付ケ又買越ノ場合ニハ先キ物ヲ売約シ其均衡ヲ保テ得ヘク又甲販売地へ売却スル見込ニテ買附ケタルモノモ場合ニ依リ乙販売地へ振向ケ得ヘク將タ又外国市場不振ノ場合ニハ内地ニテ之ヲ売却スルコトヲモ得ヘク且ツ又綿糸ノ直段ハ常ニ棉花ノ直段ニ伴致候実有之ヲ以テ時ニ綿糸ノ売越ヲ棉花ニテ買越シ又綿糸ノ買越ヲ棉花ニテ売越シ以テ万一ノ損失ヲ予防スルコトモ出来可申候

第二、上海香港両店ニ各五百俵宛又天津營口ニ各壹百俵宛迄綿糸ノ買備ヘテ許スコト

（理由）商標ヲ売払ムル事ハ商売拡充ノ良手段ニ有之殊ニ対清貿易ノ業態トシテ若干ノ現品ヲ備ヘ置キ以テ得意ノ需用ニ具ヘ併セテ其購買ヲ誘導スルハ最モ緊切ノ手段ニ有之候間本項ノ通當社ノ商標ヲ附シタル綿糸ヲ備ヘ置カシムル様致度事

但目下鐘紡并三池紡績等ニ談シ我社専売ノ商標ヲ付シタル棉糸毎月若干捆宛ヲ上、香、津、營等へ送荷方折角打合申ニ付若シ

此相談相纏り候へ、縦令本項ノ御許可受ケ置キ候トモ事實買備へノ必要無之結果ト相成候也  
右御認可相受度別紙棉花部之願出相添へ及御評議候也

明治三四年六月鐘紡との間で棉花供給の特約が改定された際、綿糸販売についてどのような話合いがおこなわれたかは明らかでない。しかし、明治二七年に契約された海外綿糸販売の一手契約はすでに継続されていなかったようである。鐘紡はこの間、後述のように三井関係の紡績会社を相ついで集積して、他に抜きん出た巨大紡績に発展し、その製糸量も飛躍的に伸びていた（明治三一年六万八〇〇〇梱から明治三六年一五万七〇〇〇梱へ）。そして、一六番手の太糸を中心とした輸出向けは製糸量の約半分であった。しかも鐘紡糸は三井物産との特約によってとくに良質の原棉供給を受けたため、最上位にランクされた。

明治三八年三月、三井物産は大阪支店にたいして鐘紡綿糸毎月二〇〇〇俵限り向三か月分の値段先約を認め、鐘紡輸出向け綿糸の四分の一にあたる量を確保することになった。この件につき三井物産から三井家同族会事務局管理部に提出された認可願<sup>(5)</sup>には、その理由が下記のようになっている。

大阪支店へ鐘紡綿糸直段先約認可ノ件（明治三八年三月三十一日承認……引用者注）

綿糸ノ取引ニ就テハ近年長期先約定行ハレ就中鐘紡綿糸ハ清国市場ニ於テ売行ノ最モ宜シキ処ヨリ同業者皆之ニ着眼シ約十ヶ月内外ノ先物迄売約成立致候状況ニ付当社ニ於テモ同紡製品中輸出貨綿糸ノ約四分ノ一即毎月式千俵ヲ限り向フ三ヶ月分ノ直段ヲ前約シ以テ親密ノ干係アル同紡ノ綿糸ヲ他同業者ノ為メニ全部取扱ヘル、ノ不利ヲ防キ得かくハ同紡綿糸ノ全部ヲモ当社ニ於テ取扱被候端緒ヲ開キ候様致サセ度次第第二御座候

こうして、三井物産綿糸取扱高に占める鐘紡糸の比重は大きくなり、三井物産の綿糸商売は鐘紡との緊密な関係のな



かでいっそう発展していった。なお、綿糸においても明治三〇年代前半朝日紡、中国紡、大和紡など中小紡績にたいして、貸金ないし前貸金の条件として綿糸一手販売契約が結ばれたことに注目しておきたい。

なお、綿糸輸出の増大が棉花・紡績機・石炭商売の拡大と相関関係にあるという三井物産取扱商品の構造化が、三井物産の綿糸商売拡大における重要な要因であったことを指摘しておこう。

ここで中国市場の拡大過程についてふれる余裕はないが、とくに注目すべきことをあげておこう。それは、市場拡大を第一目的として、上海の紡績会社に直接投資をおこなったことである。明治三十六年、上海の綿糸布商公信、吳仲記、大豊等と組合いで興泰紡績（二万余錠）を買収し、上海紡績株式会社をイギリス法律の下で設立、出資と同時に代理店を引き受けたのが最初であった。三井物産は上海紡績資本金五〇万兩一万株のうち一〇パーセント一〇〇〇株を引き受け、代理店としての責任を棉花の買付、綿糸の売捌、金銭出納に限った。投資の認可をえるため三井営業店重役会に提出された理由には「インベストメントノ一方法トシテ其株ヲ所有スルモ、亦不可ヲ見サル程ニ候得共、此点ハ全ク之ヲ度外ニ措クモ、右会社ノ株主ハ何レモ当社ノ重要ナル綿糸布取引先ニ有之候間、是等ノ人ト密接ノ関係ヲ持続スル為メ、株式ヲ有スル事ハ綿糸布商売拡張上策ノ得タルモノニ有之、即チ当社綿糸布商売ノ進捗ヲ企図スル点ヨリ立言スルモ、前記紡績株所有ノ事ハ極メテ緊切ヲ感スル所ニ付」とあり、決定後の上海支店にたいする「指令」では、とくに投資目的がつぎのように付け加えられた。

（前略）

六、上海紡績株式引受ノ目的ハ清国ニ於ケル豪商大買ト密接ノ関係ヲ保有シ当社永遠ノ利益ト信用トヲ増進スルニ在ルヲ以テ大体ニ於テ其趣旨ヲ愆ラサランコトヲ要ス

また、明治三九年には上海紡績を買収した同じメンバーの組合で大純紡績（二万五四八〇鍾）を入手し、同じく三井物産が代理店となった。この大純紡績の場合には、すでに明治三八年四月以来前記の組合で賃借経営されてきた紡績で、三泰紡績株式会社と称した。認可のために三井家同族会事務局管理部へ提出された理由には、上海紡績の場合と同様「単ニインベストメントノ一方法トシテモ有利ナルノミナラズ之ガ代理店ヲ引受クルカ為メ純益ノ一割ヲ代理店口銭トシテ收受シ得ヘク且間接ニハ組合員タル綿糸布商トノ関係ヲ益々密ナラシメ我社綿糸布商売ノ發展上ニモ補益不尠候間」とある。日露戦争を境に「インベストメント」にたいする比重に変化がみられることも明らかであろう。

生糸について。三井物産の生糸商売が本格的にはじまったのは、明治二九年紐育支店を設置してアメリカ向け生糸直輸出に乗り出してからであった。三井は明治二六年官業払下げによって富岡製糸場を入手し、また同年三井銀行金融担保品処分によって大礪製糸場をえた。翌二七年三井家事業全体の改組にともない三井家同族会直属の三井工業部が設置されると両製糸場はそこで直営されることになった。そして、さらにアメリカへの生糸直輸出を計画し同年三重・名古屋両製糸場を新設した。こうして、三井物産は三井工業部直営の四製糸場で製出された上等糸をアメリカへ直輸出することになったのである。だが、明治三〇年には早くも三井工業部の製糸に限る方針は変更され、「自今本邦製糸家中殊ニ確實ニシテ信用アル者ニ限り其製糸ノ依托販売ヲ引受」ることとなった。三井物産の生糸商売が当初予定した送荷一〇〇〇梱を越える取引に発展したためであった。この時、三井物産は他の生糸売込商問屋と同様に全国の有力製糸家から荷為替金前貸を手段として生糸の集荷を開始し、その大部分をニューヨークへ直輸出することになった。

一方、三井工業部経営の四製糸場は、その後明治三十一年の三井家事業の改組によって合名会社三井呉服店の所屬となつたが、その経営は必ずしもうまくいかず、結局明治三五年横浜の生糸問屋原商店へ四製糸場とも売却されてしまった。

以後三井物産は国内製糸家からの委託生糸を中心に生糸商売を發展させることになった。生糸が三井物産の主要取扱商品の一つとして重要な地位を占めるのは、つぎの第一二表にも示されるように明治三〇年代後半の取扱数量の激増による結果であった。

第12表 三井物産会社生糸取扱高の増加（1899~1907）

年 度	数 量
明治32	5,912
33	4,071
34	4,317
35	6,217
36	6,435
37	11,486
38	10,046
39	18,674
40	25,515

出所) 「生糸売越買越数量増加ノ件」明治41年9月7日管理部提出(三井文庫所蔵資料物産132)

(6) 別稿「日本帝國主義成立期における財閥資本の形成」でのべたように、三井はすでに明治二八年上海紡績会社の設立計画を実施にうつっていた。

(7) 明治三六年三月三十一日三井營業店重役會議件、前掲『三井事業史資料篇四下』四四四ページ参照。  
 明治三六年四月一五日上海支店宛指令第二四号で、「上海紡績株式会社株引受并ニ代理店引受ノ件ニ付テハ左記ノ通り心得フヘシ」と六項目にわたって指示している。「自明治三十二年下半季指令」三井文庫所蔵資料 物産八五。

(8) 「自三十八年十月管理部會議案」明治三九年二月一三日。三井文庫所蔵資料 物産二一八。  
 「至三十九年六月管理部會議案」明治三〇年一月一四日三井商店理事會議件、前掲「明治三十年度理事會議案」。  
 「横濱船積取扱所及紐育支店ニ達案」明治三〇年一月一四日三井商店理事會議件、前掲「明治三十年度理事會議案」。  
 「三井呉服店所管富岡大礮三重名古屋四製糸所ヲ原氏ニ讓渡之件」明治三五年九月一日管理部提出議案。「自明治三十五年度管理部提出議案綴」三井文庫所蔵資料 追一九三四。

(1) 前掲「明治廿七年中重役會議案」。

(2) 同右。

(3) 「自明治廿八年十二月議事録」三井文庫所蔵資料 物産一〇五。

(4) 前掲「明治三十年度理事會議案」明治三〇年一月二日三井商店理事會議件。

(5) 前掲「明治三十八年自一月至十月管理部提出議案」明治三八年三月三〇日管理部提出。

### 三 「総合」商社への発展

#### 1 商品流通の独占と生産の組織化

日清戦後、三井物産は石炭・棉花・綿糸・生糸・機械鉄道用品等の取扱いを主要な柱としながら、種々の商品へその商売を拡大していった。明治三十一年九月、各部・各支店等に発せられたつぎの「内訓」<sup>(1)</sup>は、三井物産の「総合」商社への発展にとって重要な画期点をなすものであった。

從來当会社ニ於テハ専ラ機械及鉄道用品ノ取扱ニ意ヲ注キタルヲ以テ各種製作品原料ノ取扱ニ関シテハ稍々之ヲ等閑ニ附シタル嫌ナキ能ハス然ルニ製作品原料ハ機械ノ如ク一時ノ需用ニ止マルモノニアラス始終其需用ヲ絶タサルヲ以テ今後ニ於テハ進ンテ之カ拡張進捗ヲ図ラサルヘカラス左ニ列記スル製作品原料ノ如キハ我会社ニ於テ最モ勉メサルヘカラサルヲ以テ担当者ニ於テハ克ク其意ヲ勉シ斯業ノ拡張ニ精励尽瘁セム事ヲ期スヘシ

右訓示候也 明治三十一年九月廿四日 社長

- |           |             |
|-----------|-------------|
| 一 毛糸毛織物原料 | 一 綿糸綿織物紡績原料 |
| 一 精糖原料    | 一 肥料原料      |
| 一 燐寸原料    | 一 麦酒原料      |
| 一 帽子原料    | 一 製綱原料      |
| 一 瀝籐機械原料  | 一 鉄工原料      |
| 一 造船用品    | 一 建築用品      |
| 一 電機原料    | 一 鉛器原料      |
| 一 石炭原料    | 一 段通原料      |
| 一 皮具原料    | 一 染物原料      |
| 一 製紙原料    | 一 護謄原料      |

こうして三井物産は日清戦後の資本主義生産の急速な展開のなかで、種々の産業部門における商品流通過程を掌握し、そこでの独占的地位を築いていくことになった。この過程は当然産業資本の在り方自体を特質づけるものであり、三井物産と諸産業会社との相互関係を解明することが当該期日本資本主義の全体像を明らかにする手がかりであると考えられる。

すでにこれまでの検討で明らかにしたように、三井物産は明治三〇年代前半の段階で石炭・機械鉄道用品・棉花・綿糸・生糸等の商品取扱いにおいて、支配的な地位への発展を確実にしていた。石炭の場合、輸出ならびに船舶用燃料炭専業から国内動力炭ならびに原料炭供給への多角化は決定的に重要な意味を持った。すなわち、鉄道用ならびに工場用の動力炭供給は産業資本の動力源を掌握することであった。また、後進資本主義国の宿命として資本主義的生産の生産手段は先進資本主義国に仰がざるをえず、機械・鉄道用品の欧米からの輸入は、石炭と同様に日本産業資本の死命を制していた。三井物産は、欧米の独占会社たとえば紡績機のプラット社、鉄鋼製品のカーネギー社、機関車のロコモティブ社、電気機器のゼネラルエレクトリック社等と特約を結び、各社の代理店として製品の一手販売権を獲得し、日本における生産手段供給を掌握していたのである。

三井物産の紡績業への進出も石炭および機械の供給を梃子におこなわれ、この日本資本主義確立期における代表的産業へ原料棉花を輸入供給し、製品綿糸の輸出販売を引き受けたことは、三井物産の輸出入貿易を飛躍的に拡大させることになった。製糸業への進出は、紡績業にたいすると同様のパターンで三井工業部直営製糸場との間で開始されたが（器械・石炭の供給、製品生糸の輸出引受け）、同製糸場の経営不振で頓挫し、地方製糸家にたいする荷為替金前貸金融を条件とした集荷という在来の取引方法に転換した。だが、三井物産がこの間に築いた優等糸の直輸出商売は、以後ますます発展することになった。

これら主要商品の掌握によって三井物産は、生産プラント↓動力源（石炭）↓原料↓製品に至る生産の全過程における物品を商品として取り扱うことが可能となり、一会社の生産過程で生ずるあらゆる需要と最終製品とを系統的に供給・販売することになった。この縦系列の支配を軸に、順次関連商品の産業部門へ三井物産の外延的拡大はすすめられていった。三井物産の「総合」商社への発展は、まさにこの縦系列の支配を主軸にあらゆる商品の掌握が組織的に進行したことよって特徴づけられている。

なお、三井物産が商品を自ら運搬するために船舶の所有に力を入れたことにもふれておかなければならない。日清戦後とくに外航船の所有に努め、政府による航海奨励金の補助をえて自社船運航は増加していった。一方で、日本郵船等の船舶会社と緊密な関係を持ち輸送を託しながら、他方商機を逸さず配船可能な自社船の役割は重要であった。船舶部が設置された年である明治三六年末には二万余トン七艘の外航船を所有していた。商品の輸送部門まで進出し、商品の流通過程をすべて掌握したことは、三井物産の独占的地位をいっそう強める促進条件となったのである。

それでは三井物産による種々の産業への進出がどのようにすすめられたか、いくつかの具体的な事例を取り上げて検討し、その特徴を把握しよう。

まずセメントについてみよう。セメントについて三井物産は早くも明治二〇年代前半から、小野田セメント製造会社と日本セメント会社との両会社と海外一手販売契約を結んでいたが、やがて次第に小野田セメント製造会社との関係を緊密にしていった。明治三四年一二月、三井物産は外国製セメント輸入を取り止めると同時に小野田セメント製造会社との契約を更新して、本邦ならびに海外一手委託販売をおこなうことになった。ここで明治二七年六月に更新された「旧契約書」<sup>(2)</sup>と明治三四年一二月の「新契約書」<sup>(3)</sup>とを比較して、この間の契約内容の変化とその意味を考えておこう。

「旧契約書」

三井物産合名会社ハ山口県下小野田セメント製造株式会社ノ製品ニ係ルセメントノ一手販売ヲ為スニ付双方ノ間ニ結約スル条件左ノ如シ

第一条

小野田セメント製造株式会社ハ参尾北越地方ヲ横断シタル以東并ニ海外ニ於テ該社製造ニ係ルセメントノ一手販売ヲ三井物産合名会社ニ委託スルモノトス

第二条

各官衙ノ命令ヲ除クノ外第一条ニ規定スル区域内ヘ小野田セメント製造株式会社ノ製品ニ係ルセメントヲ売却セントスル目的ニテ該社ヘ需用ヲ申込ムモノアルモ該社ハ三井物産合名会社ヘ一手販売ヲ委託シアレハ其会社ヲ経テ購入スヘキ旨ヲ以テ謝絶シ誓テ直接売却ヲ為サ、ルモノトス

第三条

小野田セメント製造株式会社ハ他ニ需用者アリテセメントヲ売却スル場合ニ於テハ其購入者ヨリ第一条ニ規定スル区域内ニ売却カサル事ノ約諾ヲ取ル可シ、若シ購入者ニ於テ此約諾ニ背クトキハ後來売渡ヲ謝絶シ三井物産合名会社ノ販路ヲ保護スヘシ

第四条

セメント一樽正味四百封度入ニシテ効力ハ独乙国千八百八拾七年制定ニ係ルセメント条例ニ記載シアル耐力ニ劣ラサル精良品ニ限ルモノトス、若シ不良品アルトキハ積戻ノ上其費用ハ悉皆小野田セメント製造株式会社ニ於テ負担スルモノトス

第五条

セメント受授ハ長門国馬関ニ於テ為スモノトス、此場合ニ在テハ三井物産合名会社ハセメント受授ノ日時ヲ定メ其日ヨリ少ナクトモ日数十五日以前ニ小野田セメント製造株式会社ヘ通知スヘシ、又小野田セメント製造株式会社ハ其通知ヲ受ケタルトキハ該受授日限迄ニ必ス馬関ヘセメントヲ送達スヘキモノトス

第六条

セメント代価ハ一樽金式円四拾銭トス、但シ将来双方協議ノ上増減スル事アル可シ

但海外販売代価ハ時価ニ拠ルモノトス

第七条

委託売却ニ係ルセメント樽数高ハ一ケ年ヲ通シテ一万樽トシ其多数ノ注文ハ小野田セメント製造株式会社ノ承諾ヲ経ルモノトス

但毎月販売高ニ増減アルモ成ルヘク多数ノ販売アル事ヲ勉ムヘシ、若シ不勉強ニシテ一手捌割ノ任ヲ尽スニ足ラサル事実立証アルトキハ小野田セメント製造株式会社ハ他ノ方法ヲ以テ売捌割カサルヲ得サレハ此契約ヲ解除スル事アルヘシ

第八條

前条ノ外更ニ一ケ年一万樽以上ノ売捌割増加アル見込アリテ三井物産合名会社ヨリ小野田セメント製造株式会社へ通知シタルトキ該会社ハ工場ヲ拡張シ六ケ月ノ後製品ノ増殖ヲ計リ決シテ怠ラサルモノトス

第九條

三井物産合名会社ハ日本セメント株式会社ノセメントモ海外一手販売ヲ引受ケ居ル事ヲ小野田セメント製造株式会社ニ於テ承認スヘシ又三井物産合名会社ハ公平篤実ニ小野田セメント製造株式会社ノ収益ヲ増殖セン事ヲ勉ム可シ

第十條

本約定ハ明治廿七年七月ヨリ明治三十年六月迄満三ケ年トシ満期ノ上尙繼續ヲ望マハ双方協議ノ上繼續スル事ヲ得右締約ノ証左トシテ本書式通ヲ製シ各自記名調印ノ上各一通ヲ所持スル者也

明治廿七年七月

山口県厚狭郡須恵村

小野田セメント製造株式会社

社長

笠井順八

東京市日本橋区兜町

三井物産合名会社

社長

三井養之助

「新契約書」

約定書

小野田セメント製造株式会社ノ製造ニ係ルセメントノ一手販売ヲ三井物産合名会社ニ委託スルニ付両社間ニ結約スル条項如左  
但本約定書中甲ト称スルハ小野田セメント製造株式会社乙ト称スルハ三井物産合名会社ノ略称トス

第壹條 甲ハ其製造ニ係ルセメントノ一手販売ヲ乙ニ依托シ乙ハ本邦并海外ニ於テ誠実熱心ニ之カ販売ニ努ムヘシ

第貳條 甲ハ本約定有効期間中ハ乙ノ手ヲ経ズシテ他ニセメントヲ販売セサルコトヲ約ス、從テ甲カ他ヨリ需要ノ申込ヲ受ケタル



トキハ直ニ之ヲ乙ニ通知シ乙ノ取扱ニ移スヘキモノトス

乙ハ本約定有効期間中甲ノ依托ニ係ル以外ノセメントヲ販売セサルコトヲ約ス

但需要者ガ特ニ甲製造以外ノ特定ノセメントノ供給ヲ望ム場合ハ此限ニアラス

第參条 甲ニ於テ從來各地ニ設置セシ売捌所ハ本約定締結ト同時ニ一切之ヲ廢止シ以テ一手販売ノ実ヲ明ニスベシ

乙ハ本約定締結ト同時ニ各地支店ヲシテ甲ノセメントノ販売方ニ十分尽力セシムベシ

第四条 甲ハセメントノ製造高并貯蔵高ヲ常ニ乙ニ通知シ乙ヲシテ販売ノ緩急ヲ計ルノ便ニ資セシメ又乙ハ常ニ内外市場ニ於ケル

セメントノ景況ヲ甲ニ通知シ以テ甲ヲシテ製造ノ増減ヲ計ルノ料ニ資セシムベシ

第五条 甲ハ其製造セシセメントヲ乙ニ協定ノ上漸次門司港ニ運搬シ同地ニ於テ乙ニ引渡スベシ

但右引渡後ト雖トモ乙ノ過失怠慢ニ原因セシセメントニ生シタル變質、欠減其他ノ損害ハ總テ甲ノ負担トス

第六条 セメントノ売却地并其売却方法ニ就テハ甲ハ乙ニ一任シ乙ハ専ラ甲ノ便益ヲ計ルヘシ

但セメントノ売却ニ就テハ甲ハ予メ最低直段ヲ定メテ乙ニ通知シ置キ乙ハ通知ヲ受ケタル最低直段以上ニ精々良價ニ売捌キヲ努

メ而シテ其売捌價格數量受渡期日等ヲ其都度売捌地ヨリ直ニ甲ニ通知スベシ

第七条 入札其他大口注文アル場合ニ於テハ乙ハ予メ甲ニ通知シ其承認ヲ經テ入札又ハ注文引受ヲ為スベシ、此場合ニ於テハ甲ハ

其製造數量日限并品質等ニ付責任ヲ負フヘキモノトス

第八条 セメント輸送并販売ニ要スル運賃人足賃貯賃火災保険料海上保険料倉敷料外國ニ於ケル仲買口錢（必要アレバ）海外并台

灣地方引合電報料輸入税等ノ諸掛ハ乙ニ於テ立替支払置キ売上代金中ヨリ差引精算スヘシ

第九条 甲ハ販売手数料トシテセメント売上代金ノ百分ノ參半（即チ百元ニ付金三元五拾錢）ヲ乙ニ支払フベシ

第拾条 乙ハ甲ニ対シ金高五万円ヲ限リセメントヲ担保トシテ貸金ヲ為スコトアルベシ、此貸金ニ対スル利子ハ三井銀行門司支店

当坐賃越日歩ノ割合ニ依ル、セメントノ担保價格ハ当分ノ内參百八拾封度入膏樽分ニ付式円五拾錢トス、但相場ノ高低ニ依リ増

減スルノミナラス担保不足ノ場合ニハ甲ハ乙ノ請求ニ依リ何時ニテモ増担保ヲ供スルカ又ハ差金ヲ支払フヘキモノトス

本文担保ニ供スルセメントハ必ス其占有ヲ乙ニ移スベキモノトス

第拾壹条 乙ニ於テ甲ヨリ受取リタルセメントヲ買手ヘ引渡スニ當リ其品質不適当ナルカ為メ排斥ヲ受ケタルトキハ甲ハ之カ引換

積戻又ハ損害賠償等ノ責任ヲ負担スベキモノトス

但乙ハ甲ニ協議ノ上可成甲ノ損失ヲ輕減スルノ策ヲ講スベシ

第拾貳条 乙ハ委託セメント賣捌受渡済ノ上ハ代金取立ヲ為シ可成速ニ売上仕切書ヲ調製シ第拾壹條貸金元利（若シ貸金アルトキ

(八) 第八条立替諸掛及立替諸掛ノ利息并第九条ノ販売手数料ヲ差引其残額ヲ甲ニ支払フモノトス  
但万一精算ノ上不足ヲ生シタルトキハ甲ハ乙ニ対シ速ニ之ヲ弁済スルモノトス

第拾参条 天災地変其他不可抗力ニ依リ委託セメントニ生スル減失損害ハ甲ノ負担トス

但火災保險会社又ハ海上保險会社ニ対シ補償ヲ請求シ得ベキ場合ニハ乙ハ甲ノ為メニ請求ノ手續ヲ為スヘシ

第拾四条 当事者ノ一方ニ於テ本契約ニ違背シタルトキハ他ノ一方ハ違背者ヲシテ損害ヲ賠償セシメ且ツ本約定ヲ解除スルコトヲ得

第拾五条 本契約ハ締結ノ日ヨリ滿參ケ年間有効トス

但期間満了ノ際双方協議ノ上更ニ本契約ヲ継続スルコトヲ得

第拾六条 本契約ハ双方ノ合意ヲ以テ何時タリトモ其条項ヲ加除増減スルコトヲ得

右契約ノ証トシテ本書式通ヲ作成シ双方記名調印ノ上各卷通ヲ所有スルモノ也

明治参拾四年拾貳月貳拾壹日

山口県厚狭郡須恵村小野田

小野田セメント製造株式会社

社長専務取締役 河北勤七 ㊦

東京市日本橋区阪本町四十三番地

三井物産合名会社

代表社員社長 三井八郎次郎 ㊦

契約に示された変化は明瞭である。要点を列記すれば、(1)小野田セメント製造会社は三井物産に製品セメントの販売を一切委託したこと、(2)三井物産は販売手数料として売上代金の百分の三・五をとること、(3)三井物産は小野田セメント製造会社にたいして五万円を限度にセメント担保貸金をなすこと、以上の三点である。すなわち、三井物産にとってこの明治三四年の契約は、前貸金融を条件にしたうえで一手販売権による排他的な委託売買契約の成立をいみしている

た。以後、補充契約などで若干の変更・追約がおこなわれたすが、の基本契約は変わらなかった。なお、販売手数料は明治三六年九月、百分の二・五に下げられている。

ではこのような契約が成立した背後にはどのような事情があったのであろうか。明治二四年三井物産が初めて小野田セメントの販売を手がけたのは、毛利家の指示を受けた井上馨の勧誘に応じた結果であり、小野田セメント製造会社は一種の縁故会社でもあった。だが、日清戦後この関係は投資によって強められることになった。明治二九年一月小野田セメント製造会社は、新工場建設のため四〇万円（八〇〇株）の増資をおこなった。<sup>(4)</sup>三井物産はこの増資新株二八〇株を引き受けて一万四〇〇〇円（当初払込み四〇パーセント）を出資した。三井商店理事会に提出された「議案」<sup>(5)</sup>には、出資理由が「つぎのように記されている。

小野田セメント会社新株引受ノ件

……三井物産会社ニ於テハ予テ小野田セメント一手販売ノ約定アリ加フルニ今般工場増設ニ付独逸国ニ於テ同社購入セル器械ノ引取并ニ其運送等依トラ受ク等ノ縁故モ有之候間此際同社株金老万四千円丈ケ引受申度候事

三井物産は明治三〇年一月新工場用の器械類購入について、小野田セメント製造会社がハンブルクのエイセンウエルク社へ注文した器械を器械代金并諸掛の二・五パーセントの手数料で日本へ運ぶ契約を結んでいる。新工場は明治三三年四月に製造を開始した。ところが戦後恐慌の打撃を蒙り明治三四年に小野田セメント製造会社は多額の損失を出し、財務整理をおこなうはめになった。整理の結果が、一つには四〇万円の社債募集による資金融通ともう一つは、三井物産にたいする全製品の一手販売権委任とであった。四〇万円の社債については、そのうち一万四二〇〇円を三井物産が、さらに二万九六〇〇円を三井銀行が引き受けている。

新契約の成立直後の明治三五年三月、三井物産は小野田セメント製造会社にたいして売炭代一万円迄の二か月先付け約束手形受取りを認めた。<sup>(6)</sup>このことから同社が石炭の購入も三井物産からしていたことを確認できる。さらに三井物産は、日露戦後の明治四〇年工場拡張資金として一〇万円を融通し、同社との関係をいっそう深めた。<sup>(7)</sup>

なお、小野田セメント製造会社が明治四〇年に倍額増資した際、三井家同族会事務局から出資し、この株式は三井合名会社に引き継がれて同社は三井合名会社傘下の関係会社になっていった。<sup>(8)</sup>

つぎに、関連商品に系統的に進出した事例である羊毛・毛織物についてみよう。すでに明治二八年毛織物の需要増加に対応して国内生産の計画がおこると、三井物産は積極的に参加を決めている。明治二九年に設立された東京モスリン紡織会社がこれである。明治二八年一月、三井物産から三井家同族会に提出された「縮緬呉呂製造所設立ニ関スル建議」<sup>(9)</sup>から、三井物産の見込みを窺っておこう。

#### 縮緬呉呂製造所設立ニ関スル建議

海外ノ貿易開ケテ以来遠ク欧州ノ商品ニシテ我国ニ入ルモノ少カラズ中ニ就キ縮緬呉呂ノ如キハ其需用年一年ニ増加シ来リ売上代金一ヶ年実ニ四百万円ニ及フモ尚底止スル所ヲ知ラサルノ実況ニ御座候故ヲ以テ誠ニ之カ統計ヲ案スルニ昨年ノ如キハ国家多事ノ年ナルニ拘ラズ其輸入高八拾万反ニ垂ントシ価格ノ如キモ三百万円以上ニ上リ候今ニシテ之カ製造事業ヲ我レニ起セバ其利益ノ洪大ナル而耳ナラズ以上ノ如キ巨額ノ輸入ヲ将来ニ杜絶シ為メニ国利民福ヲ増進スヘキ一偉業トナラン事必然タル事ニ御座候杉村甚兵衛氏ハ夙ニ之レガ有望ノ事業タルヲ察シ慨然起テ斯業ヲ起シ手織製造場ヲ本所区ニ設ケ頻リニ之レガ製造ニ従事スト雖モ其規模小ニシテ目的ノ半ニ達スル不能依テ同氏及坂越角次郎其他洋反物商十三名ノ共同ニ成リタル縮緬呉呂商會ノ人々效ニ資本金八拾万円ヲ以テ器械織物工場ヲ創立シ大ニ之レカ製造ニ従事セン事ヲ商議致候然ルニ斯業タル我国ニ在テハ全ク新規ノ事業ニシテ殊ニ洋反物商仲間ニ在テハ器械ノ構造等不案内ナル為躊躇致我三井家ノ賛成ヲ得資本金凡四分ノ一ノ出資ヲ仰キ三井家ヲ後援トシテ斯業ヲ起シ度ト頻リニ依頼致候元來該品ハ冒頭既ニ述ヘタル如ク我国ノ需用饒多ナレバ此際之ガ製造事業ヲ起スハ実ニ有利ノ事ト云フ

ヘク又彼ノ人々ハ皆弊社ノ取引先キニシテ弊社ノ營業ニ勤カラス關係有之候間其請求ヲ容レ式拾万乃至式拾五万円ノ出資ヲ諾シ我カ三井家ニ於テ斯業ニ参与セラル、様請願致候依テ之ガ設計及収支ノ予算ヲ調製シ尚細密調査ヲ遂ケ候処事実ニ當リ決シテ大差ナキ事確信仕候間右予算書相添ヘ茲ニ建議仕候也

明治廿八年十一月十二日

三井物産合名会社

三井元之助

三井家同族会

会長三井八郎右衛門殿

外国輸入から国内生産に供給が変わる見通しを先取りし、その動きに対応するために生産に直接投資することによって、新たな商品需要を創出していったのである。この建議は実行に移され、三井銀行から二五万円（五〇〇株）出資された。三井物産は同社の取締役社員に端善次郎を送り込んだ。

明治三〇年従来輸入品に限っていた陸軍千住製絨所の軍服用布地が国産布地に切り換えられると、三井物産は後藤毛織物製造所と製品の一手委託販売契約を結び、<sup>10)</sup>以前と同様千住製絨所の受注を可能とした。この後藤毛織物製造所との契約はつぎにみるように、三井物産から前貸金二〇万円と原料供給とを規定していた。さらに、明治三二年には後藤毛織物製造所の傍系にあたる日本毛布会社と一手委託販売契約が結ばれている。

#### 契約書

後藤毛織物製造所ハ其製品一切ノ販売ヲ三井物産合名会社ニ委託スルニ付キ後藤毛織物製造所持主後藤惣作ト三井物産合名会社々長三井元之助トノ間ニ契約スルコト左ノ如シ

#### 第一条

後藤毛織物製造所ハ本契約ノ有効期限内其製品一切ノ販売ヲ三井物産合名会社ニ委託シ三井物産合名会社ハ誠実ニ之ガ販売方ヲ努ムヘシ

## 第二条

後藤毛織物製造所ハ本契約ノ有効期限内三井物産合名会社ノ承諾ヲ経ルニ非レハ其製品ヲ自ラ他ニ販売スル事ヲ得ス

## 第三条

三井物産合名会社ハ後藤毛織物製造所製品ノ販売価格ニ付テハ総テ同所ノ指定ニ従フモノトス

## 第四条

後藤毛織物製造所ハ格別ノ故障ナキ限り可成の注文品ヲ製造スル事ヲ努ムヘシ

## 第五条

後藤毛織物製造所ニ於テ注文ヲ引受ケタル以上ハ三井物産合名会社ニ対シ左ノ各項ニ対シ責任ヲ負フモノトス

一 注文品ノ品質、重量、色合、其他総テ見本品ト同一タルヘキ事

二 注文品ハ必約定期日内ニ之ヲ製造シ指定ノ場所ニ於テ引渡ヲ為ス事

三 前二項ノ外総テ契約違反ヨリ生ズル損害

## 第六条

後藤毛織物製造所ニ於テ其製品ヲ抵当トシテ借入金ヲ望ムトキハ金高廿万円ヲ限度ト為シ三井物産合名会社ハ製品元価ノ十分ノ八(百円ニ付八十円ノ割)以内ニ相当スル金額ヲ貸スヘシ其抵当品ニ対スル蔵敷料及保険料ハ三井物産合名会社ノ負担トシ該社ノ受クル手数料ノ内ヨリ支出スヘシ

但保険金額ハ三井物産合名会社ヨリ貸シタル金高ニ止ル

## 第七条

後藤毛織物製造所ハ三井物産合名会社ヨリ借金ニ対シ利息ヲ支払フベシ

但シ利息ノ割合ハ三井銀行ノ貸附利息ト同一ノ割合トス

## 第八条

後藤毛織物製造所ハ製品売捌手数料トシテ売上代金ノ百分ノ五(百円ニ付五円ノ割)ヲ三井物産合名会社ニ支払フヘキモノトス

## 第九条

三井物産合名会社ハ毎月末日売上代金ノ精算ヲ為シ手数料、貸金元利其他立替タル諸雜費等ヲ差引キ其残額ヲ後藤毛織物製造所ニ

支払フベシ若シ不足ラ生スルトキハ後藤毛織物製造所ハ三井物産合名会社ニ対シ直チニ之ヲ弁償スル義務アルモノトス

第十条

後藤毛織物製造所ハ第五条ノ規定ニ係ル注文品ニシテ契約違反ノ為メ不合格ト認定セラル、トキハ其物品ニ対シ借受ケタル元利金及之ヨリ生スル損害等ハ直チニ弁償スヘキ義務アルモノトス

第十一条

三井物産合名会社ハ総テ現金引換ニ後藤毛織物製造所ノ製品ヲ販売スルモノトス若シ約束手形又ハ其他ノ方法ニ依リ取引ヲ為ストキハ後藤毛織物製造所ト協議ヲ遂ケタルモノニ限ル但シ之カ為ニ受ル損害ハ双方ノ負担トス

第十二条

後藤毛織物製造所ニ於テ要スル原料ハ他ト同一ノ価格ナルトキハ総テ其買入方ヲ三井物産合名会社ニ委託スヘシ

第十三条

官衙ノ注文ニ係ル製造品取扱ハ追加契約ヲ以テ之ヲ定ム

第十四条

契約者ノ一方ニ於テ違約シタルトキハ他ノ一方ハ之カ為メニ蒙リタル損害ヲ賠償セシメ尚ホ本契約ヲ解除スル事ヲ得

第十五条

本契約ノ有効期限ハ明治三十年二月 日ヨリ同三十三年 月 日迄満三ケ年トス

但双方ノ合意ニ依リ何時タリトモ此契約ヲ変更解除シ又満期後更ニ本契約ヲ継続スル事ヲ得  
右契約締結ノ証トシテ正本二通ヲ製シ各自記名調印ノ上各啓通ヲ所持スルモノ也

明治三十年二月 日

東京府荏原郡大井村字立会原五百八十番地

後藤毛織物製造所

後藤 恕作

東京市日本橋区坂本町四十三番地

三井物産合名会社社長

三井元之助

また、明治三二年一月、「毛糸紡績并毛布類製織ノ事業ハ向後益有望ノ見込<sup>(1)</sup>」として大阪毛糸株式会社(資本金五〇万円払込み六六パーセント)への出資を決めている。翌三三年四月、同社の監査役に飯田義一を送り込み、同時に一手委託販売契約を結んだ。このように三井物産は、毛織物類の生産会社にたいする一連の投資をおこない、それと引替えに一手委託販売契約を順次成立させていったのである。

さらに三井物産は原料羊毛の輸入を確保するため、明治三三年四月新設の東京梳毛製造会社への出資を決めた。同社の資本金一〇〇万円(二万株)にたいして、五万円(一〇〇〇株)の出資で原料羊毛の一手供給を引き受けたのである。三井物産から三井商店理事会へ提出された「東京梳毛製造株式会社株式一千株引受ノ件<sup>(2)</sup>」の議案から、その理由をみよう。

本会社事業ノ有利有望ナルコトハ別紙目論見書記載ノ通りニ有之且該目論見書ハ当社ニ於テ後藤惣作等ト共々取調候モノニ付素ヨリ確實ナルモノト自信能在候間本文ノ通り株式相引受ケ候モ万々不利ノ事坏ハ無之候殊ニ又本会社ノ設立ヲ遅延シ外人若クハ他ノ者ニ先ンセラル、トキハ当会社ニ於ケル濠州羊毛ノ商売ヲ奪ハル、ノ恐有之此際当社ニ於テ本会社ノ設立ヲ助成スルトキハ佻令其製出ニ係ル「トップ」ハ梳毛会社自カラ之ヲ販売スルトスルモ之カ原料タル羊毛ハ総テ当社ヨリ供給相成申スヘク候間当社ノ商売ヲ失墜スルコトナク却テ益助長スルノ宏益モ有之実ハ当社自カラ本事業ヲ経営センカトモ相考ヘタルモ表面当社ノ名義ヲ頭ハシ候事ハ色々差支モ有之後藤等ヲシテ此会社ヲ發起センメタル次第ニ付旁以テ冒頭記載ノ通り株式ノ引受致度候事

この資料に示されるように、商品販路の確保・拡張のためには、三井物産自らが生産の積極的な組織者となっている点に注目しなければならない。また、第一次製品の原料から第二次製品↓第三次製品と一つの商品の経路を追って、その流通過程をすべて掌握していく系統的組織的方法を確認することができよう。

ところで、後藤毛織物製造所は明治三四年恐慌の打撃で経営不振に陥ち入り、三井物産は製品・原料担保等の貸金七



三万余円のうち二〇万円を同所の社債に振り替えることで再建に努めたが、結局明治三十六年初めには負債の累積で行き詰まってしまった。しかし、毛織物業の有望性を考慮した三井では、同所工場を債権担保として三井家同族会事務局に引き取り、改めて株式会社として発足させることになった。明治三六年一〇月、資本金八〇万円（内払込み金三六万円）で設立された品川毛織会社がこれである。同社の取締役会長には三井得右衛門がなり、株式はすべて三井内部で割当てられた。<sup>13</sup>この時、三井物産の貸金債権二八万余円と三井銀行の同様債権一万余円は第一回払込み株金に振り替えられ、不足払込み金は三井家同族会事務局の特別営業準備金から支出されている。三井物産の事業活動が三井財閥全体の運動の一環であることを如実に示す事例であろう。

なお、品川毛織会社はその後第二回の払込み（明治三七年四月一〇万円）をおこなない、三井銀行から二〇〜二五万円の運転資金融資を受けたが、日露戦後の不況で遂に行き詰まり、明治四〇年四月解散してしまった。

ほかに、開始された時点は明らかでないが、明治三六年六月末の時点で、大阪の日本フランネル製造会社（資本金五〇万円一万株）にたいして一〇万余円の出資をし、原料・製品の一手委託を引き受けていた。<sup>14</sup>

つぎに三井物産が、生産を積極的に組織した代表的な事例として燐寸の場合を上げることができる。<sup>15</sup>日清戦後、中国・東南アジア向け輸出商品として有望視された燐寸の取扱高を増やすため、零細マニユの典型とされた燐寸製造家内工業にたいして三井物産は工場生産による量産を組織したのである。明治二九年、大阪燐寸会社（資本金二〇万円二〇〇株）の株式五〇〇株を買取り、翌三〇年には飯田義一が取締役社長となって同社の経営権を掌握した。<sup>16</sup>また明治三一年には大阪製燐会社（資本金二〇万円）にたいして、五万円を融通し、同社と製品の一手委託販売ならびに原料輸入の一手委託供給の契約を結んだ。<sup>17</sup>こうして量産された燐寸は、三井の商標をつけて市場に出され、清商との激しい競争に勝って次第に広がっていった。日露戦後の明治三九年には、神戸の燐寸製造業者直木等と共同で資本金一〇〇万円（二万株）と

いう大規模会社、日本燐寸会社を設立し、三井物産はその四分の一にあたる五〇〇〇株を引き受け、燐寸取扱いにおける独占的地位を確立した。<sup>(18)</sup>

つづいて砂糖、樟脳についてみよう。まず砂糖の場合、三池炭のシンガポール輸出に使った自社石炭運搬船の帰り荷としてジャワの原料糖を輸入したことはじまる。三井物産はこの原料糖を売り込み、かつ製品となった精製糖を扱うため日本精製糖会社と関係をもった。出資した時点は明確でないが、明治三六年六月末に三井物産は同社株式一〇〇〇株を所有していた。<sup>(19)</sup> 融資の点でも、明治三四年六月信用極度を二五万円から五〇万円へ増したり、翌三五年八月六万円の貸金を与えるなどしている。<sup>(21)</sup> 同社の取締役になっていた飯田義一が明治三八年一月監査役にしりぞいた時、三井物産から三井家同族会事務局管理部長へ提された認可伺いのなかで、同社との関係がつぎのようにのべられている。

理事飯田義一日本精製糖会社監査役ニ就任ノ件

……素トノ同人ヲ精製糖会社ノ取締役ニ就任セシメ置キタルハ当社ヨリ該社ニ対シ原料糖ヲ売込ミ金融上至大ノ便宜ヲ与ヘ居リタル為メ一ニハ該社業務ヲ監査シ併セテ其業務ニ参画シ当社取引ノ安全ヲ計ルニ出テタルモノニ有之爾来幸ニ其目的ヲ達シ該社ノ業務ハ漸ク盛大ニ赴キ金融又寛祐ト相成最早飯田氏ヲ重役ノ班ニ列セシメ置キ候必要無之場合ニ相近キ候得共併シ精製糖会社ヨリハ折角今日迄三井家ノ代表者ヲ重役ニ差入被下為メニ業務上甚大ノ進捗ヲ見ルニ至リ今ヤ浸ク其基礎モ鞏固ナラントスルノ際ニ付……

同じく砂糖の場合、日清戦後の台湾経営の一環として設立された台湾製糖会社との関係が重要である。台湾総督府の補助をえて同社は三井物産自身の手で發起設立されることになり、明治三三年一二月資本金一〇〇万円（二万株）で発足した。三井物産は二五〇〇株（一二万五〇〇〇円）を引き受け、取締役に益田孝、監査役に上田安三郎と両理事を送り込んだ。工場が完成した明治三五年九月には、極度五万円の前貸金を与えて製品の一手委託販売契約を結んでいる。なお、台湾製糖会社の設立による台湾糖業（原料黍の栽培まで含めて）の育成については、三井財閥全体、さらにその尖兵と

しての三井物産がどのように台湾経営にかかわったか、この問題のなかで改めて検討される必要がある。たとえば樟腦の場合も台湾経営における三井の役割と緊密な関係があったに違いない。明治四〇年に台湾総督府は、当初入札によってイギリスのサミュエル商会に与えていた台湾産樟腦の販売権を回収し、総督府の専売に改め同時に三井物産と一手委託販売契約を結んでいる。

以上いくつかの事例によって三井物産が商品取扱いを拡大するために諸産業へ進出していく過程をみてきた。同様の例は他にもまだ多い。たとえば、東京人造肥料会社、日本鉛管製造会社など化学肥料・鉛管の部門においても大手会社と原料ならびに製品の一手委託売買契約を結んでいた。また、三井物産が直接経営をはじめたものに材木がある。明治三四年一二月、北海道砂川に製材工場の建設を決め、翌三五年から販売をはじめた。鉄道枕木の需要増加に対応したもので、早速、京釜鉄道建設用に際してカーネギー社のルールと一緒に枕木も一手に受注している。豊田式織布機製造にたいする投資も三井物産によって手がけられた。明治三二年一〇月、三井商店理事会で三井物産理事上田安三郎からつぎのような提案がなされ決定された。<sup>(24)</sup>

豊田織布機ニ関スル件

曩ニ台湾、香港等ニ売込ム茶木綿ノ織屋穿鑿ヨリ不図モ名古屋市ニ於テ三河人豊田佐吉発明ニ係ル専売特許豊田織布機ノ良巧ナルコトヲ見出シタリ、此機ハ竹木鉄等ヨリ成リ、僅カ二十二三元ニテ出来シ、今日ノ見込ニテハ売直凡ソ三十五円ヨリ四十円位ナルベク、薄資ノ本邦機業家ニハ最モ適当スルモノ、殊ニ織布中若シ緯糸切斷スルコトアレハ運転自然ニ止リ、一人ニテ三台ヲ扱ヒ、二倍ノ産出力ヲ有スル至極簡便ノモノナリ、現今織布機ノ第一ト称スヘキハノースロップ機ニテ、之ニハ迎モ及フヘカラサルモ先ツ今日我國ニテハ第一ノ良機ナラン、且下豊田一手ニ於テ製造及ヒ販売トモ致シ居ルモ、資本ノ不足ナルヨリ三井物産会社ニ於テ出資ノ上製造及ヒ販売トモ引受ケラレ間敷ヤ、左スレハ特許ニ対スル相当ノ配分ヲ受ケ一切委任致シ、自分ハ猶専ラ此機ノ改良ニ心ヲ用ヒ度旨申来レリ、当会社ニ於テモ前述ノ如ク良機ナルヘント信スルモ、尚斯道ニ精通スルト申ス高辻奈良造ヲシテ篤ト調査

ヲサシメシニ、同人モ至極良機ナリト称美セリ、現在豊田ニ於テ五十台据付ケ使用ノ結果申分ナキ次第ニ付、早速来意ニ応スル見込ノ処、ブラットトノ約定熟読セシニ何分同社ニ對シ当会社ノ名義ヲ出シ又ハ公然売却ノ周旋等致兼ヌル次第ヲ見出シタルニ付、非職者ナリ誰カ三井關係ノ可然人ニ多少ノ資本ヲ貸出シ、利益ノ幾分ヲ収メテ名義ト共ニ相当為致度、其機械製造ハ羽車ハ羽車、台ハ台ト各其職ノ者ニ分造セシムルトキハ廉価ニ製造シ得テ多分ニ販路モ可有之ニ依リ、出来得ル丈ケノ便宜ヲ与ヘ製造販売ノ旁ヲ見本トシテ数十台ヲ以テ織布ヲ為サシメ、其直接ノ収益ト共ニ間接ニ此機ニ由リ製出セン織物ノ販売ヲ引受ケ、双方ヨリ利益ヲ得ルコトニ致度見込ニ付、此義御承知置キ被下度云々陳述アリタリ

その結果、ブラット社との特約を考慮のうえ、三井から松本常盤、服部種次郎を送り、豊田佐吉と三名共同で豊田式織布機の製造販売会社井桁商會を名古屋に設立した。その後明治四〇年二月、大阪に設立された資本金一〇〇万円の豊田式織機会社へ発展している。ところで、この豊田式織布機にたいする投資は、明治三二年当時三井の織物業進出計画に結びついていた。当時経営破綻を來たした柴島紡績会社（払込み資本金四〇万円うち五〇パーセント三井出資、一万五三六〇圓）を買取って、豊田式織布機を設置し兼營織布をおこなうという計画がこれである。綿布市場の發展を見通した計画であったが、結局この段階での豊田式織布機は手織機の改良型で工場用に不適とわかり、当面見合わせとなった。なお、柴島紡績は鐘紡に集積されている。

日露戦後の事例であるが、明治四一年三井の出資で堺セルロイド会社（資本金二〇〇万円）が設立された理由は、やはり三井物産が樟腦の一手販売権をえた結果、樟腦を原料とするセルロイドの工業化を要請したためであった。

こうして三井物産の商品流通過程にたいする支配は、投融資を手段とする生産過程への介入あるいは新たな生産の組織化によって、拡大強化されていった。三井物産は次第に商品流通過程における独占的地位を強めていったのである。

三井物産の生産にたいする投融資の多くは、一手委託売買権の獲得による商品流通の独占を目的としており、けっして生産自体を全面的に掌握することを望んでいなかった点に注意しなければならない。一手委託売買によって、取扱い手

敷料を独占することが、確実に利益を保証したからである。このような方式が可能であった前提には一方において産業資本の脆弱性、他方において財閥資本の圧倒的な巨大性が存在したのであり、後進日本資本主義にたいする世界市場の過酷な規定性を三井物産は回避し、産業資本のみへ転嫁したことを物語っている。自生的な産業資本の成長が阻まれたこと、周知の低賃銀労働、これらの理由は、かかる構造のなかで検討されるとき、いっそう明確になるであろう。

つて、一手委託売買による手数料の獲得が三井物産にとっていかに有利な方式であったが、つぎの第一三表商品別収

第13表 三井物産会社主要商品収益推移（1900～1903）

期	石			棉			花			綿			生		
	取扱高	益金	収益率	取扱高	益金	収益率	取扱高	益金	収益率	取扱高	益金	収益率	取扱高	益金	収益率
明治33上	6,427,265 円	199,068 円	3.1%	17,942,854 円	134,626 円	0.8%	10,495,919 円	-48,873 円	赤字	3,566,518 円	66,278 円	1.9%			
下	5,919,842	305,374	5.2	12,446,137	-30,846	赤字	8,463,756	-114,006	赤字	2,807,364	59	0			
34上	8,640,860	450,632	5.2	7,881,164	-65,374	赤字	3,021,413	25,957	0.9	2,327,570	-237,433	赤字			
下	不明	445,472	—	不明	147,354	—	不明	7,276	—	不明	96,390	—			
35上	8,476,952	345,985	4.1	12,117,057	132,386	1.1	3,082,603	19,759	0.6	2,704,284	73,501	2.7			
下	8,306,131	308,753	3.7	9,618,906	116,872	1.2	3,917,381	26,144	0.7	3,963,158	62,766	1.9			
36上	9,386,036	324,920	3.5	9,430,540	163,760	1.7	5,315,512	41,843	0.8	3,534,125	80,991	2.3			

出所) 前掲「三井物産名会社概覧」、各期「事業報告書」より作成。

注) 1.資料の制約上、この7期間に限られている。

2.収益率は取扱高にたいする益金の割合。

益の推移から検討しよう。先にみたように取扱いの九〇パーセント以上が委託販売である石炭が、最も巨額で安定した利益を上げ、取扱高にたいする収益率も高い。明治三四年を境に委託売買を増やした棉花・生糸は、利益のうえでその効果をあらわしたとみられる。また、委託販売が全くすすんでいない綿糸は、市場変動の影響を直接蒙りこの時期の利益は低迷している。もちろん、商品固有の市場条件には各々差異があり、その点も考慮しなければならぬことはいうまでもないが、三井物産が利益の増大をもたらす確実な方法として、一手委託売買を推進したことは間違いないところであろう。

つぎに重要なことは、三井物産が極力商品流通の独占にその行動を限りそのために必要な最小限の投資に限定しながらも、三井財閥の産業投資部門ととくに密接に有機的な結合関係をもったことである。また、三井の産業投資の多くの場合が三井物産の事業活動との関連ではじまったことにも注目する必要がある。すなわち、財閥の資本力との有機的な関連のなかで、三井物産の商品流通の独占が達成されたのである。たとえば石炭業の場合、三井鉱山の圧倒的な地位を前提に、筑豊へ進出後は、北海道炭の獲得に乗り出し、その過程で北海道夕張の大手炭坑北海道炭礦鉄道会社が三井の傘下に掌握された。<sup>(25)</sup> 紡績業の場合、すでに明治二〇年代から鐘紡の大半の株式は三井銀行が所有していたが、明治三四年の特約が成立する過程で、先にみたように主に九州地方の三井出資の紡績会社が鐘紡に合併され、鐘紡の原棉・製品の取引量は数倍に拡大していたのである。見方を替えれば、三井物産の投融資の限界を越えた対象にたいしては財閥本部自らが乗り出しているといえよう。

明治二六年に三井が入手した芝浦製作所の場合、日清戦争直後の営業不振で一時売却すら考慮されたが、三井物産との協力で顧客を獲得し、明治三七年五月増資拡張のうえ株式会社として独立した。やがて、三井物産ニューヨーク支店の仲介で、三井物産と特約関係にあったゼネラルエレクトリック会社(GE)との資本ならびに技術提携が成立し、三

井の重工業部門の中核事業へ発展していったのである。<sup>(27)</sup> 三井銀行の投融资を通じて緊密な関係にあった王子製紙会社の場合、恐慌の打撃で工場拡張が行き詰まった明治三十六年、銀行にかわって三井物産が一八万円の低利融資（年利五分）をおこない、改めて三井物産からの機械設備購入、製品紙の海外一手販売の契約を結んだ。<sup>(28)</sup> また、失敗に終わったとはいえ、富岡など製糸工場の三井による経営が三井物産の生糸輸出を前提としていたことは先にふれたとおりである。

以上のようにこの段階の三井物産は、三井の直系事業として資本的、金融的に財閥資本総体の運動の中心の一つとなっており、同時にその事業は三井の諸産業投資との有機的な結合のなかで財閥資本の蓄積を飛躍的に増大させる重要な中核体となっていたのである。

- (1) 「三十一年度達」三井文庫所蔵資料 物産六五。
- (2) 前掲「明治廿七年中重役会議案」
- (3) 三井文庫所蔵資料 物産二七五。
- (4) 公積資本金一〇万円から六〇万円へ増資、内一〇万円は借入金を振替、『創業五十年史』（小野田セメント製造株式会社一九三一年）。
- (5) 明治三〇年二月九日議件、前掲「明治三十年度理事會議案」。
- (6) 明治三五年三月二七日門司支店宛指令、前掲「自明治三十三年下半年至同三十六年下半年指令」
- (7) 「小野田セメント会社へ貸金ノ件」明治三九年一月管理部長提出、「自明治卅九年四月至明治四十年四月管理部長議案」三井文庫所蔵資料 物産一三〇。
- (8) 拙稿「三井合名会社の発展と資本構造」(『三井文庫論叢』第五号所収) 一六三ページ参照。
- (9) 「明治二十八年理事會議案」三井文庫所蔵資料 物産一一六。
- (10) 前掲「明治三十年度理事會議案」。
- (11) 「大阪毛糸株式会社株券購入ノ件」明治三二年一月一七日三井商店理事會議件、なお、同一一月一〇日一度提出されて保留となった同じ議件で、株券引受けの理由に「右ハ後來望ミアル事業ナルノミナラス当物産会社ハ毛糸材料ヲ売込ミ又追

- テハ其製品ヲ販売スル等彼是關係有之」とのべている。前掲『三井事業史資料篇四上』五〇八ならびに五〇四〜五ページ。
- (12) 明治三三年四月一日議件、「自明治三十三年一月理事會議案」三井文庫所蔵資料 物産一二二。
- (13) 明治三七年五月に独立した株式会社芝浦製作所の資本所有方式と同じである。
- (14) 白井喜代松「三井物産合名会社概覽」三井文庫所蔵資料 井上交付書類第四七冊、前掲『三井事業史資料篇三』収録。なお、「日本フランネル株式会社取締役就任認可ノ件」明治三八年七月二八日管理部提出（前掲「明治三十八年自一月管理部會議案」）によれば、三井物産の出資は総株式一万株のうち四七五五株に達している。
- (15) 燐寸工業組織化の詳細については、山下直登「形成期日本資本主義における燐寸工業と三井物産」(『三井文庫論叢』第六号所収) 参照。
- (16) 「大阪燐寸株式会社株式買入認可ノ件」明治二九年二月一日三井商店理事会提出議件、前掲『三井事業史資料篇四上』一九ページ。
- (17) 「大阪製燐社へ融通ヲ与フルノ件」明治三一年五月一七日三井商店理事会提出議件、同右書一九三ページ。
- (18) 「日本燐寸株式会社株式引受ノ件」明治三九年一月二日管理部提出、前掲「自明治卅九年十一月管理部會議案」。
- (19) 前掲「三井物産合名会社概覽」。
- (20) 「日本精製糖株式会社信用程度増額ノ件」明治三四年六月二日三井營業店重役会提出議件、前掲『三井事業史資料篇四下』一六八ページ。
- (21) 「金融ヲ与フル手段トシテ日本精製糖株式会社ノ地所倉庫買入ノ件」明治三五年八月一九日三井營業店重役会提出議件、同右書三五九〜六〇ページ。
- (22) 明治三八年一月一日管理部提出、前掲「明治三十八年自一月管理部會議案」。
- (23) 「材木商売開始ノ為メ北海道へ木挽工場設置ノ件」明治三四年二月二七日三井營業店重役会提出議件、前掲『三井事業史資料篇四下』二五八ページ。
- (24) 明治三二年一〇月六日三井商店理事会提出議件、前掲『三井事業史資料篇四上』四八九〜九〇ページ。
- (25) 前掲「三井合名会社の發展と資本構造」一六三〜四ページ参照。なお、明治三五年二月末現在、三井は北海道炭礦鐵道会社株式を三井銀行の手で旧株四万五〇〇〇株（払込み金二二五万円）、新株二万二五〇〇株（払込み金一八万二二五〇円）を所有していたが、三井が經營權を掌握したのは大正二年になってからである。
- (26) 鐘紡が九州紡績と合併する直前の明治三五年二月末現在の三井銀行持株は三万一一七七株（払込み金一五五万八八五〇



円)であった。

(27) 明治三五年一二月、本店營業部機械掛を機械と鉄道用品とに分離した際、つぎのような理由が上げられていることは注目される。……器械并鉄道ノ両商売ハ向後益拡張ノ必用有之候処、前者ニ就テハ専ラ各地ノ工業会社等ニ引合ノ上、芝浦ニテ製造出来得ヘキモノハ其製品ヲ供給シ、又芝浦ニテ製造出来サルモノハ外国品ノ売込ヲ計リ大ニ其拡張ヲ計図スヘキ必要有之(傍点引用者)〔本店各係服務規程中改定ノ件〕明治三五年一二月二五日三井營業店重役会提出議件)、前掲『三井事業史資料篇四下』四二二〜一三ページ。

(28) この融資金は三井家同族会事務局に積立てられた特別營業準備金から支出されている。

## 2 資金需要の拡大と自己資金の著増

三井物産の資金需要全般が三井銀行によって支えられ、またその海外貿易為替資金が横浜正金銀行に依存していたことは、三井物産会社設立以来の特徴であり、その関係は三井物産の発展とともにますます拡大増強されていった。とくに三井銀行との関係は、同じ財閥資本の一事業として機関銀行的緊密な関係にあったといつてよい。ところでこのような関係を前提にしながらも、明治三〇年代において三井物産は、事業の急速な拡大に対応して自己資金の充実に迫られていた。とくに、明治三三・四年の戦後恐慌の回復過程以降三井物産の資金需要は飛躍的な伸びを示した。つぎの第一四表にみるように、營業の資金需要に應える本店の各支店・各部への貸越残高は、明治三五年下季以降、加速度的に増え、同時に社外との資金貸借関係は明治三六年下季から借越に転じている。この状況に対応して三井物産はどのように自己資金の拡充をはかったのであろうか。さしあたり、三井銀行・横浜正金銀行など銀行と三井物産との金融関係を具体的に追求する余裕はないので、三井物産の自己資金充実の経過に限って検討しておこう。

明治三六年六月、三井物産の資力を一〇〇〇万円に増加する計画が決定された。三井物産から三井家同族会事務局管理部に提出された増資の「御願」書から増資の理由をみよう。それによると、(1)年々の商売高約八〇〇〇〇万円にたいし

第14表 三井物産会社資金需要の増加 (1901~1907)

年月日	支店貸越残高 円	社外貸借残高 円
明34.11.28	951,000	297,000
明35.5.15	951,000	2,589,000
明35.11.27	2,044,000	2,485,000
明36.5.28	2,439,000	3,913,000
明36.11.26	3,950,000	△ 757,000
明37.5.26	5,284,000	△ 320,000
明37.11.24	7,431,000	△ 3,284,000
明38.5.25	8,356,000	△ 2,897,000
明38.11.30	10,264,000	△ 797,000
明39.5.31	10,782,000	△ 674,000
明39.11.29	14,591,000	△ 4,850,000
明40.2.7	19,223,000	△13,284,000

出所)「各支店貸越高制限ノ件」(三井文庫所蔵資料 物産159)。

- 注) 1.「支店貸越残高」とは東京本店から各支店にたいして供給した資金の残高。  
2.「社外貸借残高」は東京本店から社外の個人・会社にたいしての貸借、△印は借越残高。

て資本金一〇〇万円、積立金五一二万円余で資本量合計六一二万円、そのうち流動資金は二〇〇万円たらずであり、資力の絶対量が少なく海外市場における信用に影響すること、(2)二〇〇万円を越える運転資金は横浜正金銀行等の融通に依存しているが、今後海外貿易の発展にともないそれに応じた融通は期待できないので、自己資金の拡充が必要であること、この二点を骨子としていた。そして、固定資金(資本金)、流動資金(積立金)各々五〇〇万円合計一〇〇〇万円が予定され、今後積立てるべき金額三八八万円は既往五か年の利益平均額からみて六季三年で達成される

と計算されていた。

ところが、三井物産の予想をはるかに上回る高収益によって、この増資計画はわずか一年半(三季)で達成されることになり、三井物産の引き続いたの発展は増資目標を一五〇〇万円に引き上げる必要を生じさせていた。明治三十八年一月、三井物産から新発足の三井家同族会事務局管理部に「当社ノ資力増加ノ件」<sup>(2)</sup>が提出された。その理由をみよう。

当社ノ資力増加ノ件

当社ノ資力総額千五百万円ニ達スル迄三井家同族会ニ納入スヘキ特別營業準備積立金ヲ御下附願度事

（理由）去明治三十六年六月二十九日当社ノ資力ヲ金壹千万円ニ増加スル事及其目的ヲ達スル迄同族会ヘ納入スヘキ特別營業準備積立金ノ下附ヲ受クルノ件同族会ノ御認可ヲ得置候処爾來幸ニ商売順潮ニ相運ヒ毎季ノ積立金及同族会ヨリ御下渡ヲ得ル特別準備積立金モ漸次累積致シ当季決算ノ上ハ最早予定ノ壹千万円以上ニ相上リ可申成ト予想能在候 即チ

金壹百万円 資本金

金六百四十五万円 三十七年下半年迄ノ積立金

金九拾貳万円 同季迄ノ同族会御下渡金

小計八百三十七万円

金百拾万円 三十七年下半年積立金見込

金八十万円 同季同族会御下渡金見込

小計百九十万円

總計壹千〇貳拾七万円也

就テハ三十六年度ノ予定計画ニ依レハ最早資力増加ノ必要ハ無之候処我國運ノ伸張并輸出貿易ノ劇増ニ伴ヒ当社ノ商売高モ漸次増加ノ一方ニ有之即チ三十六年度計画ノ當時一ケ年ノ当社商売高約八千万円ナリシモノ昨年度ハ劇増シテ壹億貳千万円ニ垂トシ凡ソ五割ノ増加ニ有之向後益拡大ノ趨向有之候間最早壹千万円ノ資力ニテハ駿々手トシテ進歩スル我社ノ商売ヲ經營スルニ十分ナラサルノ感ヲ成シ候様相成申候加之我海外貿易ハ唯一ノ金融機關タル正金銀行ノ資力如何ト願ミレハ一方ニ於テ我國ノ貿易額カ年々長大足ノ進歩ヲ為スニモ拘ラス正金銀行ノ資力ハ増加セサルト同時ニ其不十分ノ資力ノ大半ハ政府購入品ノ為替資金ニ充用セラレ一般荷為替ヲ取組ムノ余力極メテ少ク為メニ我々貿易業者カ正金銀行ヲ利用シ得ヘキ度合ハ大ニ減殺セラレタル実況ニ有之此点ヨリスルモ我社自カラ其資力ノ充実ヲ計ルハ現下ノ急務ト相存候間本文之通資力ヲ千五百万円ニ増加之義御許認相願度次第ニ候也

追テ資本金ヲ何程ニ増加シ積立金ヲ何程ト為スヘキヤノコト及該資本増加ノ登記等ニ關スル件ハ資力充実済ノ上ニ致度候  
右及御評議候也

（備考）資本増加ニ対スル登記税千分ノ三 戦時増税千分ノ壹

すなわち、日露戦争の開始は三井物産の事業をいっそう拡大させたにもかかわらず、逆に政府資金の流出によって横浜正金銀行は頼りにならず、自己資金の充実が不可避の要請であることが指摘されている。だが、この伺いはすぐには認可されず、三井物産は同年七月、理由を具体的に記してふたたび許可を求めている。<sup>(3)</sup> つぎにみるとおりである。

#### 資力増加ノ件

(前略)……右之通り千万円ニ達シタルニ就テハ最初計画ニ依レハ最早資力充実ノ訳合ナルモ茲ニ金融上至大ノ変調有之為メニ層一層資力増加ノ必要ヲ感シ来リ申候其理由左ニ

(一)当初計画当時(明治三六年六月の一〇〇〇万円増資願——引用者注)ニ在リテハ正金銀行ハ政府ノ金ヲ為替資金トシテ利用シ得タル等ノ關係ヨリ我社輸出用品ニ対スル金融ハ殆ント全部同行ニ授ル事ヲ得タルモ其後正金銀行ノ為替取組力ハ非常ニ減縮セラレ今日ニ在リテハ同行ヲ利用シ得ルハ一部分ニ止リ大半ハ香上、渣打、インターナショナル銀行等ノ外国銀行ヲ利用セサルベカラズ現ニ当社ニ於テハ右三外国銀行及倫敦ノ資本家ナル「クレイソウォルト」「フルーリソグゴッセン」「ユニニツクブラザーズ」等ヲ利用シ居レル現況ニ有之而シテ銀行其他ニ売却シタル手形ハ更ニ之ヲ倫敦市場ニ於テ再割引ニ致居候ニ付当社ノ手形ハ倫敦市場ニ巨額ノ流通ヲ見從テ当三井家ノ一挙一動及当社商売ノ消長ハ直ニ金融市場ニ反映致候実情ニ付当社ハ余程慎重ノ注意ヲ払ハサルベカラサルノミナラズ又当社ノ信用ヲ鞏固ニシ且万ニ備ハル為メ倫敦ニ於テ相当ノ為替資金又ハ之カ代用証券ヲ備置クノ必要有之候当社カ昨年以來倫敦支店ニ常ニ二百五十万円乃至貳百万円ノ為替資金ヲ積立テ置クハ即チ其目的ニ有之向後モ現金若クハ英国公債又ハ日本公債ヲ倫敦ニ備へ置ク事必要ニ御座候金融上ノ状態斯クノ如ク変化ヲ来シタルヲ以テ当社ノ資力ノ増加ハ勢已ムヘカラサル次第ニ候

(二)況ンヤ又当社ノ商売高モ近年長足ノ進歩ヲ呈シ去三十六年増資計画ノ當時ニ於テハ一ヶ年ノ商売高八千万円ニ止リシモノ昨三十七年ハ尙億貳千九百万円ニ達シ本年ハ上半季ノミニテ約八千万円ニ達スヘキ見込ニ有之此点ヨリスルモ資力増加ハ必要ニ有之候……(後略)

この理由にみるように、横浜正金銀行との金融が縮少されたため、三井物産振出の手形がロンドン金融市場に多量に出回り、信用維持のためロンドン支店に一五〇万〜二〇〇万円の為替資金(公債ならびに現金)の常備をただちに必要

としている事情が訴えられていた。この伺は認可され、三井物産は資力を一五〇〇万円まで増加することになった。だが、資本金としての増加は見送られたことに注目しておかなければならない。三井物産の資本金自体を増やすことは、財閥本部（この時点では三井家同族会・同事務局）の資本所有・事業統轄の在り方に直接かかわる問題であったからである。資本金として一事業に多額の資金を固定することが、直轄事業における資本蓄積の発展過程からして不可避の段階に達しながら、その統轄機構が未完成のため、かかる内部留保資金の運用という形態をとらざるをえなかったのである。

ところで、この一五〇〇万円への増資計画も、実際には三井物産の驚異的な発展とその結果である巨額の収益によって、わずかの期間で達成されることになった。前掲の第七表にみるとおりである。そして、このようないちじるしい蓄積を前提に、さらに日露戦後の発展が用意されたのであった。

（一九七三・九・二八）

（1） 三井文庫所蔵資料 物産二八九。

（2） 明治三十八年一月二日管理部提出、前掲「明治三十八年自一月至十月管理部会議案」。

（3） 「資力増加ノ件」明治三十八年七月四日管理部提出、同右。